

破産の宣告
を受ける。
強制執行
國家の權力
で執行する
こと。

保証人もこれだけは覺悟

ところで普通に保証人といふのは、金を借りた本人が期限になつても拂はん時、本人に代つて返金する義務を負ふものぢやが、いくら保証人ぢやからと言つて、借りた本人にまだ脈のあるうち、その本人を差し置いて、貸主の方から保証人に向つて突貫することは出来ん。當の本人を責め抜いて見て、いよく破産になつて居るとか、行方不明であるとか、貸主の方で強制執行をしても、まだ債務に充たんとかいふやうな、ドン詰りまで行つた時でなくては、保証人に迫る譯には行かんのぢやが、保証人に見れば、たとへ如何やうな場合にでも、他人の保証に立つたばかりに、其の借金を背負ひ込むなんてことは、甚だ以て迷惑千萬な話ぢやから、常に借主の状態を監視して居らんといかん。

そして借主の様子が、何うも怪しいと思はれたら、それを貸主へ報告して、今のうちならば辨済の能力があるから、早く執行して呉れと迫るのぢや。この報告によつて貸主の方で、強制執行をすればよいが、若しノンペンダラリと呑気に構へ込んで居つて、その間に借主の状態が最早執行しても一文も取れんといふことに成つた場合は、貸主が當然爲すべき手續きを放つたらかした爲め、そのやうな結果に成つた譯で、全く貸主の落度ぢやから、本人に取れんからと言つて保証人の方へ掛合つて來ても、保証人には辨済の義務はないのぢや、全然その義務を免

一七六

禁治産者
禁治産者と
して宣告を
受けた人。
無能力者
未成年者、
禁治産者、
準禁治産
者、妻等の
こと。



保証人もこれだけは覺悟

れんまでも、軽減される場合もあり、兎も角有利な地位に立つことが出来る。

保証人が借主に代つて、その借金を辨済した時は、貸主から證文は勿論のこと、返した金の受取證を取つて置くことを忘れては成らん。何故といふに之れさへ取つて置きさへすれば、後日借主本人に對し、それを證據に返金の請求が出来からちや。この場合は貸主に返した元利金は勿論、返してから後の利子や、辨済に要した諸入費も引つくるめて、請求することが出来るのである。

法律上の禁治産者や未成年などの無能力者の債務は、後日取消しになる懸念がある。それを承知して居りながら、無能力者のために借金の

一七七

保証に立つて、その借金の尻拭ひをしたからと言って、此の場合は前の例のやうに、保証人の方から當人に向つて、辨償を請求することは出來んのちやから、無能力者の保証人となるからには、最初からその借金を自分で背負ひ込むだけの覺悟が無くてはならん。

保証人のある證書を、手形や其の他の形式の債務に書き更へたり、保証人に黙つて利子の割合を變更したり、返済の期限を延期したといふやうな場合は、保証人はそれらの事柄について責任は負はなくてもよいのちや。

以上は普通の保証の場合であるが、近頃では連帯保証でなくては、貸借は殆ど成立せんやうな有様になつて居る。そんなら普通の保証と、連帯保証とでは何れだけの相違があるかと言ふと、普通の保証ちやと、當の借主がいよく手も足も出んといふドン詰りの場合でなくては、貸主から迫つて來ることは出來んが、連帯保証になると、借主を差し惜いて、いつでも直接に保証人の方へぶつかつて來ることが出來るのちやから、早く言ふなら借主と保証人との區別がないことに成つて居る。

尙その上心得て置かねば成らんことは、連帯保証人が數人ある場合は、債務額は頭割になるやうに考へられるが、實際は各人ともに全部を支拂ふ義務があるといふ事ちや。例へば借りた

連帯保証
債務者と同
一の義務を
負ふ保証人

金は一千圓で、連借人四人となつるとする時は、一人あて二百五十圓づゝ債務を負へばよいと言ふ譯でなく、債権者は四人のうちの誰に對しても、一千圓の支拂を請求することが出來るのちやから、誰か其の千圓を返さん以上は、債務は消滅せんのである。

尤も借主の本人に支拂ふ能力があつて、外の者は名義は連借人でも、實際は保証人であるところが立證されさへすれば、貸主の方にしてからが、無理やりに保証人の方へ掛つて行けるものではないから、裁判になれば勝てる見込はある。

若し又連借人中の一人が全部の債務を支辨した場合には、他の連借人に向ひ、各人の負擔部分の辨償を求めることが出來るが、この際は同時に辨償した日から後の、法定利子(年利五分)と、その事のために要した實費の賠償も要求出來るのである。尤もその支辨した人が、債権者から請求を受けた時、その次第を各連借人に通知しないで居たとすると、後日に成つて自分勝手に支辨したのちやから、こちらの知つた事でない賠償を兼ねつけられても仕方がないのちやから、連借人の一人で債務を辨償する時には、連借人一同に向つて、その旨を通知して置かんと馬鹿を見るやうなことに成らんとも限らん。

保証人もこれだけは覺悟

連借人
連帯して借
りた人々。

五 裏から覗いた金銭貸借 (金貨の奸手段)

貸金の催促は手厳しくせんことには、利目がないが、然らばと言つて強制する場合には、法律の力を借らんと飛んだ間違ひが起つて来る。例へば主人の留守の所へ催促に出かけて行つてその女房から

「留守ですから、出直して下さい」と言つとるにも拘らず、勝手に玄關先などへ腰をおろし「御留守なら歸るまで待ちませう」など、居直るやうな手は今は通用せんのぢや。若しこんな場合その女房に心得があつて、裏からそつと抜け出し、巡査でも連れて来て頑張つとる現場を押へられると、退引ならぬ家宅侵入の現行犯として、そのまゝ連れて行かれるやうな事に成らんとも限らんから、歸つて呉れと言はれたら、素直に引揚げんといかん。

中には亂暴な手合があつて、人から金を借りながら、いくら催促しても蛙の面に水で、臆んだとも潰れたとも言つて來んのは不都合ぢやと、えらく立腹して借主の家へ押しかけ

「貸金のかたに、是れを持つて行く」など、いきなり家財道具類を戸外に持ち出し、先方が呆氣に取られて居るのを尻目に、それを自分の方へ運ぶやうな事でもしたら、忽ち強盜罪を構

成して、えらい事に成るのぢや。

それ程にまでは無いにしても、威しつけて道具類を持ち出すことを承諾させたり「これだけは残して置いて下さい」と頼んどるものを、腕づくで運び出したりする行爲も、矢張り強盜罪に問はれることに成るのぢやから、いくら金を貸して居るからと言つて、暴行や脅迫を用ひて借主を無理往生させることは止めんといかん。

悪どい高利貸なんかになると、利息を入れても受取は出さんし、書替をしても前の證文は返さずに置いて、間がよくば其の古證文に物を言はせ、貸金の二重取りをやらうとする手合がある。成る程證文が物をいふ世の中ぢやから、古證文でも握つて居れば、それを楯に請求して來るぢやろが、こんな場合借主の方は、何も恐れることも慌てることもない。前に取引の際立會はせて置いた者を證人として、老練な辯護士を頼み應戦するならば、事實の調査と法律上の研究で、抜目なく反對に、高利貸の方を詐欺罪で告訴が出来るといふものぢや。

これが所謂河童の川流れと言ふ奴で、古證文を利用しやうとした高利貸は、間誤々々すると刑事被告人として、暗い所へ押し込められるやうな破目に陥るのである。

刑事被告人
刑事上の被
告と爲つた
人。

金銭の貸借はきまつたやうに期限になつてから約束通り返さん所から、摺つた揉んだのゴタ

裏から覗いた金銭貸借

不法行爲
故意や過失
で他人の権
利を害する
行爲。

ゴタが起り、それまでの不法行爲が明るみへ晒け出されるのが定石ぢや。たとへば親爺の印を勝手に押して、極道息子が高利貸から放蕩費を引き出したが、返金の期限になつても金の苦面はつかん。そこで高利貸の方では、保証人の親爺さんに掛合ふことに成る。ところで親爺はそんな事は知らんから、木で鼻を括つたやうな返事をする。そいつを高利貸が腹を立て、訴へると、ドラ息子行爲は、親の印を盗用とか偽造行使といふ難かしい事になるのぢや。こんな場合「家族相盗罪にならず」と高を括つると大變な間違ひで、子が親の印を勝手に使つたが爲め、他人に損害や迷惑を掛けたとなると、貸主が告訴せんでも、相手は私印盗用行使詐欺取財といふ罪名の下に、法の裁きを受けることに成るのぢや。

親の方で其の事を知つて居れば、我が子可愛いさの一心から、金で済むことならばと、事件が表沙汰に成らんうちに、金は返してもやるぢやろが、こゝが又高利貸しの付けめで、資産家や名望家のお坊つちやんを煽て、目の玉の飛び出すやうな高利で金を貸付け、親の印を盗み出して證書を書かせ、期限になつて其の證文を證據に、親御の所へ直接に掛合ひに出かけて、まゝもと元利金を捲き上げやうと企てるやうな手合も現はれる譯ぢや。

然しこんな時には、親の方からビク／＼して拂つてやるに及ばんのぢや、高利貸が訴へたら

教唆
そのかす
補助
他人の行爲
を助ける。
假裝
事實無いも
のを有るや
うに偽る。
振出人
手形を振出
した人。
裏書人
手形を他人
に譲渡した
人。

第三者
當事者以外
の人。

こちらも夫々證人を立て、事實を證明することに成れば、高利貸は私印盗用の教唆とか補助とか言ふことに成つて、自ら掘つた墓穴に入らねば成らんことに成りよるし、貸した金も假裝であるから、連滞者の親の方で支拂ふ義務はなくなるのぢや。

是れも法律上の無能力者である人が、内々で自分の良人を振出人とか裏書人とかにして、手形を振出して借金するやうな事がある。これも多くは借手よりも貸手の悪智慧から出た事で、初めは良人に知れては大變と、妻君は血の出るやうな無理算段をして少しづつ拂つとるが、終ひにはそれも續かなくなる。

すると手形の所持人は、借主の良人にそれを呈示して支拂ひを請求する。この時先方が知らんと言つて蹴つたとなると、刑事問題が起つて、借主たる妻君は罪人とならねばならんが、良人たる者がそれを救はうとはしないで、亭主に内所でそんな事をする不貞な女房は、刑事問題に引掛つても構はん、何うでも勝手にして呉れと、強硬な態度に出たら何うなるぢやろ。

もと／＼貸主の方では萬事心得てやつた事ぢやから、若し其の約手を第三者にでも流通して居つたと成ると、立派な共謀の詐欺行爲ぢや。借主は金が費ひたいばかりに、又貸借は手数料でもウンと天引して儲けたいばかりに、兎角かういふ問題が起つて來るのである。

公正證書
公證人の作
った證書。

質貸借
質料を拂つ
て物を賃借
すること。

質貸借解除
質貸借契約
を解くこと

裏から覗いた金銭貸借

一八四

方々に借金があつて、それが皆公正證書にしてある。何時どこから差押へをやるかも知れないので、片時も心の落着く暇がない人があるとすると、所謂火の車に乗つた此の世からの地獄ぢや。この苦痛から逃れるため、多くの債権者中から、一番氣のよさうな一人を選び、それとグルに成つて自分の家財一切を、表面上その者に賣渡したこととし、改めて其の家財を、質貸借の契約で賃借して居ることにして置く、他の債権はそんなトリツクの有ることは知らんから期限が過ぎても愈々取れんとなると、差押へをやるにきまつとる。

此の時借手の方では待つてましたとばかり、質貸借の契約を楯に異議の申立をして、競賣中止命令の申請をすれば、まんまと相手に鼻を閉かせることが出来る。それで安心と思つとるうち、裏にグルに成つて質貸借の契約をした相手が金貸の本性を現はし、他の債権者が手を引いた機につけ込み、借主に對して質貸借解除の催告を爲し、無理やりに家財を引上げる算段を取つたら何うなるぢやろ。

無論借主の方では、そいつは困ると掛合ふに定つとるが、相手は證文が承知せんと頑張つて否應なしに持つて行くぢやろ、こゝで借主の方で泣寝入になればそれまでぢやが、凡そ法律は弱者を保護するやうに出来とるから、借主の方で此の一件を親切な辯護士に依頼するなら、忽

ち假裝質貸借の金銭が曝露して、借主の方から反對に質貸借解除の催告が出来ることとなるのぢや。そればかりか貸主は無理無體に、その家財を持つて行つたのぢやから、場合によつては家宅侵入とか、強盗とかの告訴も出来るといふ譯になつて、貸主は散々な目に逢はねばならん忿を張る應は爪を抜かれるとはこゝの事ぢや。

六 電話金融に御用心 (代物辨済)

新聞の案内廣告欄を見ると、いつの新聞にでも電話金融といふのが出て居る。これには電話を擔保に金を貸すのと、月賦で電話を買はせると二つの方法があるが、何れにしても期限内に一日でも後れると、すぐ代物辨済で擔保に入つとる電話を捲上げるか、買戻期間満了で没収するか、電話料を納めないことを口實に没収するか、月賦金滞納を理由にして契約を解除するか何んでも一つ事が間違つたら最後、其電話をフン奪つて兎をつけやうとする太い遣り方ぢや。殊に借主が商人か何かで、電話番号が變ると困るやうな場合には、足許に附込んで好き勝手な振舞に及ぶのぢやから、うっかりこんな金貸に引つかつたら、身の皮を剥がれるやうな目に逢はんとも限らん。そこで此の對策として、先づ第一に電話擔保の本質を考へて置いた方が

電話金融に御用心

一八五

代物の物を
以て返済す
ること。
契約破棄
約束を無効
にする。
分割納付
幾つにも分
けて辨済す
ること。

よいぢやろ。
大體電話擔保といふやつは、高利貸特有の代物辨済渡擔保の性質を具へた、違法的な契約ぢやから、競賣なしで所有權辨済の契約は無効であるといふ理論を楯に、契約破棄の方針でぶつかる事が出来る譯ぢや。これを能く心得て置いたがよい。
次に電話擔保は、債務の分割納付を内容とした契約ぢやから、一回や二回滞納したところで全體の期限に對する利益を失はせる理由とはならん。例へば月賦で月々支拂ふ契約がしてあつて、その間一月や二月後れたからと言つて、辨済期限は尙ほ數ヶ月の後ぢやから、そのまゝ期限を無視して取立てるやうな特別の事情ある債權ではないのぢや。もう一つ判り易く言ふなら電話擔保のやうな月賦拂ひとか、月賦拂電話買受けとかいふ條件付きの契約は、其の債務の本質が部分的の債務ぢやから、そのうちの何十分の一か何百分の一に延滞があつても、他の總ての部分まで無効には成らるのである。

假りに契約書に「月賦金を一回でも延滞した時は、代物辨済を承諾する」とか「電話の買收權を放棄する」とか、そんな文句を書き込んで置いたに於て、こんな無茶な契約は、契約自由の原則に反しとるし、第一公序良俗を破るものなのぢやから、民法第九十條によつて、當

公序良俗

公の秩序と
善良の風俗

時價
其時の相場

留置權
物を押へて
渡さない權
利。



電話金融に御用心

然無効となるべき契約ぢや。

それぢやから月賦金を一回や二回延滞した事を口實として、電話を没收しやうとする金貸があつたならば、電話の時價に對する一定の利息とか、普通に行はれとる電話貸借の料金を基礎として、既に拂込んだ分から其の額を越えた分を拂戻してからならば兎も角、さもない限りは其の剩餘金に對する留置權を主張して、剩餘金をよこすまでは、今まで通り使用する權利があると同張ればよいのぢや。

この外にも何うせ金貸に取られる電話なら、使用料金を支拂はずに置いて、電話所有者の方へ轉嫁させてやる方法もあるが、こんな消極的なことは末の末ぢや。前のやうな堂々たる理由

の下に、男らしく戦つた方が有利であるし痛快でもある。

假處分
裁判所の發
した假處分
命令。
供託
債物の目的
である金や
物を供託局
に預入れる
こと。

だが然し斯うした話は、さう一々判で押したやうに、キチン／＼と巧くは行かんから、そこは臨機應變といふやつで色々の方法を考へ、高利貸の主張を根本から引繰返し、高利を切り崩して、どこまでも留置権を主張するより手段はない。ことに依ると對抗中に、貸主の方から假處分を申請して、電話を使へないやうに仕向けて来るぢやろが、こんな時には供託さへして置けば、假處分なんか直ぐ解けるし、手続きも何の雑作なく出来るんぢやから、少しも心配するには及ばんことぢや。

電話には擔保の代りに、買戻期限附で契約して金を貸付け、買戻期限が来ると、何の猶豫も與へず、サツサと電話を取上げるやうな悪辣な方法を、逆も巧妙に實行しよる高利貸もあるがこれとて元々違法行為ぢやから、事實は買戻契約でないことを主張して争へば、最後にはこちらの勝手になるといふのぢや。

七 高利貸のペテン恐れるに足らず (擔保物)

高利貸のペテンに掛つて、泣くに泣けんやうなひどい目に逢はされる人は、掃き寄せる程澤

山あるが、其の一つとして次に述べるやうなものもある。

擔保流
期限に辨濟
しない爲め
に擔保品が
債権者の所
有と爲る。

金を借るについて貸主から擔保物の要求があつた。それも祖先傳來の什器で、他に掛替のない大切な品ぢや。貸主は期限になつて元金は拂へんでも、利息さへ間違なく入れるなら、決して擔保流れの處分はせんといふ言葉ぢやつたから、それなら大丈夫と安心してその什器を擔保に入れ、僅かばかりの金を貸り出した譯ぢやつたが、いよく期限間際になつてから、貸主から突然、元金を全部辨濟せん時には、擔保品は處分すると言つて來よつた。

振替
他の物と取
り替へる。

借主の方ではこゝで始めて、アイスのペテンに掛つたことを覺つたんぢやが、今更ら後悔した所で始まらない。此の上は泣きつくより外は有るまいと、高利貸の前に低頭平身、七重の膝を八重に折つて、外の品物なら兎も角、あれだけは困る、どうか利息は全部拂ふから、擔保物は他の品物を振替へて貰ひたいと嘆願して見たが、高利貸の方にしてみれば、相手が金に困つとるのを見抜いて、僅かの金で、家傳の寶物を捲き上げやうといふ魂膽ぢやから、いくら泣きついても頑として、借主の申込みに應じて呉れん。さりとて借主とすれば日限も最う迫つとるし、金の都合はつく筈はない。見す／＼金錢に替へられない寶物を處分されてしまつた。こんな場合には何うしたらよいか。

高利貸のペテン恐れるに足らず

大體初め金を借る時、萬一返済期限に成つて、元利金共支拂へん際には、擔保物を以て辨済に代へるなんて、輕はずみな契約をするからして間違つた話ぢや。法律の本筋から言つても、期限前に返金の出來ないことを豫想しながら、契約を履行しない時は、擔保物を渡すと約束することは禁じられとるのぢやが、この借主の場合は、既に返済期が迫つて來とるのぢやから始末が悪い。

然し借主が利息を支拂ふと言つとるにも拘らず、無理無體に擔保物を捲き上げるなんてことは、人情を踏みつけた沒義道な行爲ぢやから、明らかに公序良俗に反することに成る譯ぢや。それぢやから表沙汰になつたならば、この點を一途に主張して對抗するならば、勝てる見込は十分に有るのぢや。

又斯ういふ例もある。田地を擔保に金を借りたが、此の時形式の上で、その田地を貸主の方へ賣渡した事にして登記をした。ところが後になつて、土地の繁榮につれて地所の値段が騰り猫の額程の地面でも、素晴らしい價格で取引されるやうに成つたので、貸主の方ではこゝで一儲けしやうといふ考から、借主からは期限に成つて、元利金とも耳を揃へて返したに拘らず、抵當に入れた田地を返して呉れん。借主の方ではそれでは困るので、約束通りの田地の所有權

所有權

物を自由に使用處分する權利。
 無擔權設定
 田畑や家屋を貸金の擔保にするこ
 と。
 動産
 不動産以外
 の物。
 不動産
 土地及建物
 賣渡擔當
 形式は賣買
 になつてゐ
 ても其内容
 の事實が擔
 保である
 再賣買
 賣つた物を
 再び買取る
 約束。

を、元々通り自分の方へ移して呉れと迫るが、貸主は擔保の田地は抵當權設定でなく、賣買の形式にした爲め、自分の名義に成つとるのを幸ひ、あの田地は自分のものぢやと言ひ張つて、ネツカラ返さうとはせん。こんな場合借主は、理論に負けて泣寝入りに終られば成らんであらうか。

動産にせよ不動産にせよ、それを擔保に入れて金を借る時、賣渡抵當とするやうな場合には後日に成つてイザゴザの起らんややに、假りに貸主がその所有權を自分の方へ移して置く便法ぢやが、後になつて借主が正規に返金したら、貸主は必ずそれを返すのが當然ぢや。

ところが此の方法にもいろ／＼有つて、買戻約款を賣買の形式にするのもあれば、再賣買の豫約でやるのもあり、信託的讓渡しといつて、條件附で所有權を讓渡する方法もあるのぢやが、民法では動産の抵當權は認めて居らんぢやから、是等の方法が有効であるか否かはハツキリしとらん。たゞ實際問題として、どんな方法で賣買の形式を取つたにせよ、借主の方では金さへ返せば、擔保物は取戻す權利は有るのぢやから、裁判所へ行つて返還の請求をすることもあるし、同時にその爲めに蒙つた損害の賠償を求めるところも出来る譯ぢや。いくら書いた物が證據の世の中でも、事實は事實として動かすことは出來んのぢやから、そ

の事實を證明することさへ出来れば、高利貸のベテן手段なんか、ビク／＼することは少しも有りはしない。

八 裁判所でも憎む高利貸 (雇り期限)

高利貸と名のつく手合には、人の身皮を剥ぐことは、追剥以上に悪辣なことをやりよる奴が多いんぢやから、凡有るチャンスを狙つて、搾取の合法化を巧みに企てるが、返還の期限についても、必ず躍り主義を實行して居る。

一年は誰が考へたところで、十二箇月と定つて居るのぢやが、高利貸はこれを十六箇月にも二十箇月にも引延ばすやうな事をやりをる、これが躍りといふやつで、詳しく言ふならば、借金の期限を三箇月毎に更新するものとして、一月から三月までが三箇月、次には三月から五月までが三箇月、その次には五月から七月までが三箇月といふ工合に、その區切になる月をだぶらせて、二箇月を三箇月と計算するのぢや。

かう言ふ工合にして、借主が返金出来ない足許につけ入り、元利合計の證書書替を強制し、算式にその貸金を膨脹させて行くのぢやから、不埒とも何とも言ひやうのない遣り方ぢや。

高利貸から借金すると、僅かの間にズン／＼借金が殖えて行くのは、利子が高いといふだけでなく、この躍り取りで證書を書き替へさゝれるからである。

然しそんな押付け契約や不當契約は、詐欺脅迫にも等しい行爲ぢやから、そんなものにヘイコラと頭を下げることは無い。権利の上に眠るものは、法律は之を保護せんぢや。不正な要求に對しては、徹底的に争つた方がよい。

大體高利貸なんて代物は、所謂守銭奴といふ奴で、悪い意味の個人主義者が多いのぢや。金のためになら親兄弟さへ敵として、殘虐無道の限りを盡し、肉を喰ひ骨をしゃぶつても恥としない、人面獸心的の存在ぢや。こいつらの爲めに昔から、苦しめられた人間が、どれ程あるかも知れない。中には家屋敷まで捲き上げられて、泣く／＼一家離散したものや、娘や妹を賣つた者や、甚しいのになると自殺した者さへ有るのぢや。それにも拘らず今の所まだ、この鬼畜に等しいアイスを、徹底的に取締る法律は出来て居らん。それぢやから一個人として戦ふより外はないのぢやが、さりとて考へて見れば、高利貸とて何も恐れる程のものでも無いのぢや。

奴等がいくら法律の裏を潜り、巧みな仕組みによつて法律的形式を拵へ、優越的な條件を

法律行為
私法上の効
果を發生せ
しめる色々
の法律上の
行為、例へ
ば貸借、履
借、請負契
約等の如し

利息制限法を活用せよ

握らうとしたところで、法律行為の基礎となつとる、事實關係を分析して突込んで行きさへす
るなら、不當搾取のみを目的とする、公序良俗に反した行為の假面は、必ず引んめられる筈
ぢや。そののみでなく更らに一步深く突込むなら、刑法に違反しとる行為まで發見されるから
そいつに力を入れて押して行つたならば、いくら強慾非道のアイスでも、手もなく屈伏させる
ことが出来るのである。

大審院の判例にさへ、高利貸を營業とすることが、世間一般周知の事實であることを理由に、
利息制限法を適用すべしといふのがあり、又高利貸と知らずに、保證人となつて印を捺した
場合は、法律上の錯誤ぢやから無効であるといふ判例もある位ぢや。裁判所でさへ此のやうに
彼等の悪辣手段を憎んどのぢやから、權利を主張するのに何の遠慮も會釋も要らんのぢや。
こゝに利息制限法のことが出た序でに、一通りそのことを話して置かう。これは前にも一寸
言つたことぢやが、それを一層詳しく説明して置かうと言ふのである。

九 利息制限法を活用せよ (利息制限法)

利息制限法といふ法律は、民事關係の債務中、借主の利息を制限するために作られたと言つ

てもよいもので、明治十年九月に初めて發布され、大正八年に改正されたんぢやが、本來弱者
のために有効であるべき筈の此の法律が、實際には餘りに活用されとらんとしといふのは、一體何
ういふ譯かといふと、若しも此の法律を武器として、貸主と争つたなんてことが金貸仲間知
れると、二度と金を融通して呉れる者が無くなるから、それを恐れて折角の武器を立腐れにし
て居る次第で、考へて見ると誠に惜しい話ぢや。

それでは利息制限法には、どんな事が書いてあるかといふと、その第一條には「凡そ金錢貸
借上の利息を分つて契約上の利息と、法律上の利息との二種とする」と出て居る。法律上の
利息といふのは、民事の借金なら年利五分、商事の利息なら年利六分ぢやが、利息制限法はそ
の中で、一般に一番多く使用されて居る契約上の利息を、制限する目的で作られたものなん
ぢや。

第三條にその事が具體的に規定されとるが、これを引括るめて言ふなら、たとへ證文の上で
どれ程高い利子が契約してあつても、高利契約は一切無効であつて、第二條に規定されて居る
程度にまで、利息を引下げるといふのである。それには色々の場合がありよるが、大體から言
ふと、前にも一寸述べたやうに、元金百圓未満は年利一割五分、百圓以上千圓未満は一割二分

千圓以上は一割といふことに成つて居る。

現在高利貸のやつとるのを見ると、月一割とか一割二分とかいふのが普通の相場ぢや。月賦拂ひでは元金百圓に對し、一箇月十圓拂ひ十二箇月掛といふのもある。一箇月一割の利子ぢやと、年利にして十二割となるから、元金百圓に對し、利子だけでも百二十圓の勘定になる。

こんな筈棒な高利をせしめる上に、家財を賣渡抵當なんかにして、いざと言ふ場合、借主を動きの取れんやうに縛りつけるのぢやから、今までこんな目玉の飛び出すやうな高利の金を使つて居つた人が、利息制限法を見たならば、恐らく本當とは思はんぢやろ。

同法の第三條には「若し此の制限を超過する分は、裁判上無効のものとし、各其の制限まで引直さしむべし」とあるし、更らに第四條には「第二條に依り定限利息の外、凡て人民相互の契約を以て、禮金天利等の名目を用ふる者あるとも、凡て裁判上無効とす」とあるから、誰が見てもハツキリしたものぢや。

高利貸の常套手段としては、貸借契約が成立して元金を支拂ふ時、契約の利子を期限まで天引した上、手数料とか調査料とか、いろんな勿體ぶつた名をつけ、貸金の三分の一位まで引去つて終ひよるから、百圓借りても手に入るのは六七十圓が關の山ぢや。

何故奴等が天引を傳家の寶刀としよるかといふと、天引した利子には、利息制限法は働かんが、後金にすると利息制限法が物を言つて、取れる筈のが取れなくなるのを恐れるのと、今一つは天引にすると、その天引した金が更らに利に利を生むといふ、二重三重の利益がせしめられるからぢや。

返還期限を違約すると、これが又高利貸の附目で、やれ違約金ぢや過料ぢやのと、勝手な熱を吹いて搾り取らうとしよるが、これについても制限法の第五條に「返還期限を違ふ時は、債主より債主に對し若干の償金、違約金、過料等を差出すべきことあるも、概して損害の補償に不當なりと思量する時は、これに相當の減少を爲すことを得」と出とるから、さうした名目で支拂つた金は、裁判上制限を加へることが出来るのぢやから、金貸に對してはそれらを全部一しよにして、元利金から相殺することを主張してよいのぢや。一錢一厘でも餘分な金を拂へて、高利貸の脂ぎつた黒い腹を肥やす必要は更々必要のない譯ぢや。

一〇 約束は約束、契約は契約 (契約)

民法第五百二十一條以下には、契約についての規定が出て居るが、契約とは何んの事かと言

約束は約束、契約は契約

違約金
約束を守らない場合に
支拂ふ金銭
相殺
貸金より借
金を差引く
こと。

へば、人と人との約束のことぢや。それは誰にでも判つとるが、こゝで注意をせねばならぬのは、法律行為を目的とする約束でなくては、民法上の契約で無いといふことである。

「君、明日は日曜だ、久しぶりに帝劇へ行かないか」

「オーケー」
甲乙二人のサラリーマンが、待ち焦れとる公休日を前に、こんな事を言ひ交はしたとするなら、甲氏と乙氏との間に、帝劇を約束したことに違ひないが、こんなのは法律上の效力発生を目的とした約束ではないから、民法上の契約といふ譯には行かぬのである。

それに引きかへて賣買とか、雇傭とか、請負とかの行為に成ると、法律行為を目的とする約束であるから、立派な民法上の契約ぢや。

意思表示
自分の意思
を外部に現
はすこと。

この契約は意思表示の合致によつて成立する。詰り一方には契約の申込みをする者があり、他の一方にはその申込みに対して、承諾を與へる者があつて、始めて契約が成立するのである。「花坊、おい花ちゃんよ」
「何だね李さん、大きな聲でさ」
「さう怒らんと聞けよ」



約束は約束、契約は契約

「何さ聞くだか、忙しいんだから、早く言はつせ」
「言ふから聞いて呉れるか」
「聞いてよい事なら聞くだアよ、早く言はつせば」
「ぢや言ふがネ、外でもない、ね花坊よ、おらお前に惚れとるんだ、助けると思つて、おらの嫁さ成つて呉んろ」
「そんな事あたし、厭だよ、いけ圖々しい」
李さんは自分の意思を表示して、汗だくに成つて結婚を申込みとるんぢやが、その申込みを受けた花さんは、厭ぢやと言つて承諾せん。これぢや契約の成立もへつたくれも有つたもんでない。前と反對に花さんが、黒い顔を耳まで赤

黒く染めて

「妾、李さんのお嫁になるわ、可愛がつてね」てな譯で、蚊の鳴くやうな聲でもよいから、承諾した意思を表示するなら、この契約は目出たく成立して、やがて菜つ葉混りの麦飯臭い胴羅聲張り上げ、高砂やを歌ふことにも成るのぢや。

ところで此の申込みぢやが、花坊に對する李さんの結婚申込みのやうに、相手が承諾するなら、こちらは文句なしに契約を成立させる意思でやるので無くては、眞の申込みとは言へんのぢや。詳しく言ふならば、李さんは花坊に結婚の申込みをして置ながら、相手が乗り出して來よるのを待つて、持參金を二三千持つて來んことには駄目ぢやの、筆筒を三棹ばかり持ち込まん親爺が文句を言ふぢやのなど、いろ／＼の條件を持ち出すやうなのは、民法上で言ふところの本當の申込みには成らんぢや。

これは何も結婚の場合のみとは限らん。人を雇ふ場合などでも「事務員一名採用」といふ貼紙を出したとする。これは明かに事務員を雇入れる意思を表示した申込みに違ひないが、それなら此の貼紙を見て飛び込んで來よつたものを、そのまゝ採用するかと言ふと、實際は然うはいかん。當人の履歴や人物を考査して、希望に適はなければ雇入れない。かういふのを眞の中

込みと區別するため、法律は「申込みの誘引」と言つて居る。

斜めに貼られとる貸家札や賣家札なども、申込みの誘引の部類ぢやが、賣家札に賣値が書いてあるとなると、その賣値で買ふ人があれば文句なしに賣渡すものと解すべきであるから、これは一般商品の正札付と同様、明らかに賣る意思を表示した申込みといふこと成るのぢや。

手紙や電報による申込みの意思表示は、その手紙なり電報なりが、先方に配達された時に効力が發生するのぢや。例へば大阪の商人が東京の間屋へ、商品の注文状を發したとすると、それが東京の間屋へ配達されると同時に、申込みの効力が發するので、問屋の主人や番頭がそれを開封しやうとしまいと、そんな事は問題ではない。それぢやから注文状を出した後で、その申込みを取り消さうと思ふ場合には、注文の手紙が先方へ配達されん前に電報を打つとか、飛行機で飛んで行くかして取消さんことには、一旦申込みだ注文を取消すことは出來んこと成る譯ぢや。

そんなら手紙や電報等による承諾は、いつ効力を生ずるかといふと、これは手紙なれば、それをポストへ入れた時、電報ならば頼信紙に切手を貼つて、郵便局の窓口まで差出した時に發生するのぢや。

一一 法律上の問題と事実上の問題 (契約解除)

契約は法律の規定に依つて解除することが出来るが、初め當事者間で契約する時、何々の場合には此の契約を解除するといふ工合に、條件をつけて契約した時は、その條件によつて解約することが出来る。

例へば家を貸すについて、家主と借家人との間に、若し一回でも家賃を滞納したならば、其の家の賃貸借契約を解除するといふ條件を附けたとすれば、債務者である借家人が、一回の滞納によつて家主は賃貸借の契約を解除することが出来る譯ぢやが、この時は別に裁判所に願ひ出るには及ばんのぢや。

債権者である家主は、借家人に對し相當の期間を定め、その期間内に家賃を持つて来いと請求する。その期間内に家賃を持参すれば文句はないが、若し持つて来ない時には、今度は眞正面から、借家人は否でも應でもその家を明け渡さねば成らん。

ところで斯ういふ場合にいふ所の「相當の期間」ぢやが、これは幾日位がその相當の期間であるかと言ふことに就て疑問があり、事場合に依つて一定しては居らんが、判例には次のや

うに示されて居る。

判例 民法第五百四十一條に、所謂相當なる期間とは、債務の履行を準備し、之れを履行するが爲めに要する期間を謂ふものにして、其の相當なるや否やは、履行すべき債務の性質その他、客觀的事情に依りて定むべく、債務者の病氣、旅行等の主觀的事項を考察して定むべきものに非ず(大正六年六月大審院判決)

ところで契約の解除といふことは、契約前の状態に返すといふ意味であるから、賃貸借契約を解除した時は、借家人はその家屋を元々通りにして家主に返さねばならんし、土地であれば自分で其の土地内に掘つた池は埋め、築山などは崩して、元のまゝの土地にして返すのが本筋ぢやが、こゝで言ふ元に返すとは、そんな事實上の問題ではないのぢや、そんなら何を元の通りに返すのかと言ふと、法律關係を昔に返すと言ふ意味ぢや。もつと詳しく言ふなら、契約がしてあると其のものゝ上に、いろ／＼と債權や債務が発生して、法律上の効果がある。その効果を解除に依つて無くするといふことぢや。

若し之れを事實上の問題に解釋して、何んでも元々通りにして返すといふことに成ると、夫婦契約を解除したものは、相手を元のまゝの處女や童貞にせねばならんことに成るし、品物な

契約の解除
約束を解い
て消滅せし
める。

危険負擔
天災事變に
因る損害を
負擔するこ
と。
變務契約
當事者双方
が義務を負
ふ契約。

法律上の問題と事實上の問題

らば散々使ひ古したものを、昔のまゝの新らしい物にして返さねば成らんことになるが、そんな事は神さまにだつて出来ることでは無い。尤も債権者の方では、契約の解除と共に、損害については賠償を請求することが出来るのぢやから、代物は元々通りに成らんとしたところで、この損害賠償によつて、少しも損はしなくても済む譯ぢや。

これは解除ではないが、契約中には危険負擔の問題といふのがある。民法第五百三十四條に「特定物に關する物權の設定、又は移轉を以て變務契約の目的と爲したる場合に於て、其の物が債務者の責に歸すべからざる事由に依りて滅失、又は毀損したる場合は其の滅失、又は毀損は債権者の負擔とす」と規定されとるのがそれぢや。

これは何ういふ事を説明するため、次の例話を掲げることが出来る。京一は自分所有の建物一棟を、金二千五百圓で田吉に賣渡しよつた。賣買代金は賣買を契約した日の翌々日、所有權移轉の登記を申請するため、二人とも登記所へ出頭する筈ぢやから、其の時取引をする約束にして別れた。

ところが不幸にもその翌日、近火の類焼によつて、該建物が丸焼けに成つてしまつたので、京一も田吉も驚いたが、此の場合驚いてばかり居られん。登記もしてなく、金も渡して無いが



法律上の問題と事實上の問題

焼けた建物は京一と田吉との間に、賣買の契約が成立して居る家屋ぢや、それぢやから京一は田吉に對し、家は焼けても賣買代金二千五百圓の請求が、出来るか何うかの問題が起つて来るし、一方田吉にすれば、成る程賣買の契約はしたが、まだ登記はして居らんし、約束してから二日とたゝぬうち家は焼けて終つたのぢやから代金は支拂はんでもよいやうに思はれる。

法律はこの場合何う裁くかといふと、前に述べた危険負擔の原則によつて、次のやうな結果になるのぢや。

即ち建物の賣買は、當事者の意思表示だけでその效力を生ずるのである、若し賣主には何の責任もない原因で、その建物が滅失した場合は

買主の方で此の滅失は負擔せねばならん。それぢやから田吉は氣の毒ぢやが、單に契約しただけで、まだ名義も自分に移つて居らんからと言つて、賣買代金二千五百圓を京一に、支拂はな
いと言ふ譯にはいかんのぢや。

一一一 手附金と買戻権 (手附買戻)

手附金
手附とした
金銭。

賣買契約について、能くゴタ／＼の起るのは手附金の問題ぢやが、この手附金が先物豫約賣
買の形式で行はれたものとしたら、殆ど全部といつてよい迄に買入違約の場合の、損害賠償金
の意味で納めることに成るのぢや。

内金
代金の内入
金。
商取引
商人間の取
引。
手附流
手附にした

然しさうは言つても、賣買豫約の時の手附金はその代金の内金といふ意味を持つとる場合も
ある。この損害賠償金か内金かの相違から、後日になつてイザゴザが起つて來よるのである。
そこで昔からの習慣を考へて見ると、商取引上の手附金は、一般に買方が違約した時は賣
主の方で没收し、反對に賣方の方で違約した場合は、その手附金を二倍にして買方に返すこと
に成つて居る。これで商人間で行はれとる手附流れといふやつぢや。
内金とか證據金とかに成ると、代金の一部分として、買方から賣主へ前拂ひして置く金ぢや

金が無効に
なること

から、後日買方で違約した所で賣方は、内金流れとか證據金流れとか稱して、没收すべき性質
のものでないと共に、反對に賣方の方で違約した場合も、二倍にして買方に返さんでもよいの
である。然るに狡猾な奴になると、買方が違約した場合に限つて、内金や證據金を手附流れと
して没收しやうとすることが有るから、内金や手附金などを入れる時は、この點をハツキリし
て居かんと、飛んでもない馬鹿を見ることに成るのである。

賣買が成立して買方が品物を引取つた後、その品物が腐敗して居つたり、疵があつたりした
場合は、取引してから六箇月以内ならば、賣主にそれを返して代金を返して貰ふなり、減額を
要求するなり、損害賠償を求めたりすることが出来る。若し賣主の方で初めから、疵物や腐
敗しとることを知つて居りながら、無疵の物の如く裝つて賣つたといふやうな事になると、こ
の期間がズツと延長されて、取引してから五年間買方に賠償や減額請求の効力があるし、契約
を解除することも出来るのぢや。

ところが性質の悪い買方になると、之れをよい事にして、法律の認めとる期間内だけ品物を
散々使ひ盡してから難癖をつけ、開き直つて其れを返したり、契約解除の威し文句を並べたり
することも有るさうぢやから、この點賣主の方も油断しては成らん。

買戻権
土地家屋を
賣渡すと共に
後日賣主
がそれを買
取れることを
約束する權
利。

手附金と買戻権

土地とか建物とかの不動産になると、賣買の契約と同時に、後日賣主の方へ買戻す契約をして登記することが出来る。買戻しの期間は十年と言ふことに成つて居つて、十年以内の期間でないといふと、法律は買戻権を認めないが、買戻しの期間を定めないものについては、五年以内の買戻しを許すことに成つて居る。

買戻権は他に譲渡することが出来る。例へば新田の太郎は自分所有の家屋を、金五千圓也で中里の三太郎に賣渡し、所有權移轉の登記をしたが、先祖代々の家屋ぢやから、永久に手放すには忍びん。そこで七年の後には金五千五百圓也で一太郎の方に買戻す契約をし、それも登記をして置いた。ところが其の期限前に成つて、一太郎の方では、何うにも買戻金の苦面が出来ん。そのまゝ放つて置いたのでは、やがて永久に三太郎の物になつてしまふ。誠に残念ぢやといふので、いろく相談したところ、従弟の八太郎が一太郎に代つて、買戻すことに成つた。八太郎なら親戚同志ぢやから、赤の他人の三太郎のものにするより、八太郎の物にした方が、幾分先祖に對しても申譯が立つぢやろと相談一決し、買戻権を八太郎に譲り、三太郎の方から八太郎の方へ買戻すといふ工合に成る譯ぢやが、この譲渡しも矢張り登記をせんことには、效力を發生せんぢや。

物權的效力
何人に對し
ても其の權
利を主張し
得ること。

判

例 凡そ不動産の賣買契約と同時に、一定の期間内に之を買戻し得べき特約の登記を爲し、其の所有權移轉登記並に、買戻特約の登記を爲したる場合に於ては、不動産の買戻権は之を登記するに於て、物權的效力を生ずるを以て、登記したる買戻権の譲渡も亦、之を登記するに非ざれば、第三者に對抗することを得ざるものと解するを相當とす（昭和八年十一月大審院判決）

ところで世の中には腹の黒いやつが有つて、買戻しの特約附きで不動産を買つたが、其のうち法外な値が出て來ると、慾に目が晦んで不埒千萬にも、買戻しの契約のあることは内密で、その不動産を第三者に賣飛ばすやうな手合がある。この場合買戻権のある前の賣主は、そのまゝ泣寝入にならねば成らんといふと、法律はそんな慘酷なこととはしない。たとへ其の不動産は第三者の手に渡つたところで、買戻権は消滅しないぢやから、期間内ならばいつでも其の第三者から買戻すことが出来るんぢや。

一二 債權の讓渡といふこと (債權讓渡)

債權は原則として讓渡しても差支ないぢやが、例外として恩給や年金のやうに、其の人に

債權の讓渡といふこと

特定された扶養金の性質を帯びたものは、法律上譲渡しは許されんし、雇人の給料なども譲渡することは出来ない。それを知つて居りながら、奸智のたけた手合になると、相手は法律の心得のないのを幸ひ、言葉巧みに恩給や年金の類を賣付け代金を受取つた後で、法律違反を楯に威しつけ、再び自分の方へ捲き上げるやうなのが有るから、法律上譲渡しの利かんものには断じて手を出さんやうにせぬといかん。

株券を現はした證券。
株券なども一二流株ならば兎も角、コケ威しに看板ばかり堂々たるものを掲げ、内容のハツキリせん泡沫會社の端株などに手を出すのは危険千萬ちやが、それより危いのは鑛山採掘權の賣買といふ代物ぢや。諺にも鑛山師といつて、鑛山採掘權なんでものは實現性の薄いものとされて居るが、この鑛山のブローカーが關東關西かけて千以上もあるのぢやから驚かされる、素人考へから寶の山へでも誘はれるやうな氣で、浮々と甘い口車に乗り、命から二番目の大切な金を提供することにも成るんぢやが、一旦引つかつたら百年目ぢや。大抵の身代はたゞの一度でヘン潰れてしまふ。

名義變更の
お次は特許や實用新案の權利といふ代物ぢやが、見込みがあつてそれを全部譲り受ける場合には、先づ譲渡しの契約書を作り、名義變更の登記をしてからで無くては、代金を渡すのは危

登記
名義の書換
を官署の公
簿に記載す
ること。
特許の登録
發明した特
許權を特許
局の公簿に
記載するこ
と。
商號
營業に使用
する家號。
商標
物品に付け
る徽章。

險ぢや。登録もせず出願中のもので、將來有望な事業ではあるが、經營資金が續かないので他に譲渡すといふやうな場合もある。こんなのを譲り受ける時は、他に類似のもので、既に特許の登録としたものが有るか無いかを、十分確かめた上でないと、うっかりして譲り受けたは、後になつて他から侵害などの訴へを起されたでは助からん。然も初めから人をベテンに掛ける目的で出願し、うまい汁を吸はうとする吸血鬼もウヨ／＼とるんぢやから、用心の上にも用心することぢや。

商號や商標でも能く引掛ることがある。商標や商號の權利のある奴が、一旦それを他に譲渡して置きながら、直ぐ後から不合都にも近所で類似の意匠、商號、商標などを作り、同一の商標をデヤン／＼賣り出すといふ手ぢや。さうなると今までの華客も、その方について行きよるから權利を買ふ者は馬鹿を見ることに成る。

之れを防ぐには譲渡と同時に契約證書を作り、同町村内で同一又は類似の商標、商號は使せんこと、同一又は類似の營業もせんこと、從來の華客を奪つたり、營業上不利な行爲はせんこと、是等の條件に違背した場合は、違約金何程を支拂ふこと等を記載し、それを公正證書にして置くのぢや。さうすれば若し先方が違約した場合は、その財産を差押へて、損害を賠

償させることが出来るから、損はせんでもよい事になる譯ぢや。

もう一つ發明家泣かせといふのが有りよる。大體發明家なんてものは、貧乏人ときまつたものぢや。その爲め折角發明はやつても特許出願の費用とか、その他の費用に困つて

「金が欲しい〜」と寢言にまで言ふやうな窮地に陥り勝ちなものぢや。そこへ附け込むのが爪の長い債権者で、こいつ見込みがあると見ると、いとも親切者らしく見せかけて、入用だけの金を出してやりよるが、いよ〜特許権を得たが最後、忽ち狼の本性を現はし、まるで自分が發明し、自分が特許権を得たかのやうに振舞ひ、肝腎の發明者には鼻糞程の給料を與へてたゞの技師同様にコキ使ふと言ふやうなのが、甚だ少なからず有りよる。

然しこれなどは、悪辣といつた所でまだ正直な部で、一層性質の悪い手合になると、發明者自身の正式出願と前後して、自分もそれとホンの少し許り違つたものを出願して特許を受けるのぢやが、發明家の方では折角特許権は得ても、いよ〜製造販賣といふ事になると、何うしても資金難にブツかる。それと反對に一方は財力が豊かぢやから、本尊の方が愚圖々々しとる間に盛んに製造して襲ひかゝり、遂には發明家の事實上の権利を横取りして終ふのぢや、かうなると發明家の方では、無論黙つては居らん、差押へるやうな舉にも出るのぢやが、この

特許權
自分丈け物
品を製造又
は販賣する
權利。

反訴
被告より原
告を訴ふる
こと。



債権の譲渡といふこと

場合には拔らず反訴を起し、その間に手廣く同じ名義の事業を經營させるといふ戦術を用ひ、相手を手も足も出ないやうにして終ふのぢや。東京の深川で兒童用のブランコ製造を研究しその特許権を得た人が有つたが、製造に取りかゝつても資金が薄いため、注文に應じ切れん、諸方の鐵工所に助力を願つて、一臺二臺と製作しては販賣して居るうち、同じ形と價格を持つた模造品が、別な名義で盛んに市場に現はれたので、驚いてその不正を詰問して厳しく掛合つたが、相手は滑つたの轉んだのと言つて薩張り要領を得ない。

そのうち善意か悪意か仲に入る人間があつて金をやつて製造販賣を中止されることにして話

がついたが、元より乏しい資金のうちから、一時纏つた金を出してやつたので、営業上非常に困つたといふ例があつた。

一四 賃借権は登記してから (賃借)

賃借料
物件の使用

賃借の次には賃借といふのが控ゑとる。賃借といふのは賃借料を拂つて物を借ることである。夜具蒲團の一夜貸しから、土地建物等の賃借に至るまで、皆これに屬して居るが、何れにしても期限は餘り長くない。不動産でも建物の賃借は三年、土地は五年、樹木の栽植や伐採を目的とする山林の賃借で十年といふ所、動物は僅か六箇月で賃借の期間が盡きるが、期間が盡きた場合は當事者間の契約で、更らにその期間だけの賃借を契約することが出来る。

尤も借地法や借家法の施行されとる大都市では、この期間がズツと延長されて居つて、借地法でいふならば、建物の所有を目的とする借地権(地上権、賃借権)に、特別の契約のない限りは石造、土造、煉瓦造などの堅固な建物は六十年、普通の建物は三十年までその存続期間が、法律上認められて居るから、例の活版刷の借地證文に嚴めしく、地主の請求に依つては、何時でも明渡すてなことが書いてあつた所で、こいつは法律の前には何の効力もない譯ぢや。

借地法
土地の賃借
借又は地上
権に付き一
定の區域に
施行されて
居る法律の

こと。
借家法
家屋の賃借
に付て一
定の區域に
施行されて
居る法律。
借地権
賃借又は
地上権に依
つて他人の
土地を使用
する権利。
賃借
賃料を拂つ
て物件を賃
借する
こと。
假裝の第三
者
事實第三者
でない者が
表面第三者
の様に裝ふ
こと。

借地権施行區域外の土地では然うはいかん、民法の規定によつて、権利を伸長するより外はないが、さらばと言つて賃借期間内に突然地主から不當な地代の値上げを請求された場合には、賃借人は一々それに應じなくては成らんといふのではない。それにも拘らず「長い者には巻かれる」の時代錯誤の間違つた考へから「地主さんの言ふことなら、聞かすばなるまい」と、言ひなり放題に地代の値上げにも應ずるといふのは、多くは賃借の登記がして無いから起ることぢや。

土地の賃借をして、證書一本だけでは何んにも成らん。それを登記して置かんことには法律上賃借権といふものが生じて來んから、地主の方でその土地を、他に賣渡したり、抵當に入れたりした場合、土地の明渡しを請求されても苦情は言へん。地代の値上げでもしやうといふ時は、この強味でもつて借主の方へ迫つて來るのである。

之れは多く地上権の場合ぢやが、地主と借地人との間に、地上権設定の登記がしてないと、借地人はその地上権を以て、第三者に對抗することは出來んといふ弱點に付込み、先づ其の土地を、假裝の第三者に賣つたことにして置いて、そのロボットの買受人から借地人に對し、地代を値上げするか、然もない時は明渡して呉れと迫らせるのぢや。

賃借権は登記してから

ところが借地人の方になると、大抵はその土地に建物を所有して居るから、土地の明渡しな
んて事は容易なわざでは無い。仕方なしに不當の地代値上げを、承諾しなければ成らんといふ
ことに成るのぢや。

この場合借地人は、建物を他へ移轉する費用を、地主に對して請求出来るかといふと、借家
の立退料と同じやうに、地主の方から好意を以て支拂つて呉れん限り、法律上借地人はそれを
請求する権利は無いのぢやから、何う考へても馬鹿な目を見ることに成るのである。

土地を借りて其の地上権を登記してさへ置けば、契約期限内は地主から附込まれるやうな事
のないは勿論、其の地上権を抵當にしたり、他に轉貸することも出来るが、反對に登記をしな
い場合は、之を他に轉貸するにしても、一々地主の承諾を得なければならん。無斷で轉貸して
借りた人が其の土地を耕作しても、其の作物は地主の所有となるのぢや。

使用収益の

判 例 承諾なき土地の轉貸借と稻毛の所有權の歸屬 民法第六百十二條第一項には、賃
借人は賃貸人の承諾あるに非ざれば、其の權利を讓渡し、又は賃借物を轉貸することを得ず
と規定しあるを以て、賃借人が賃貸人の承諾なくして、賃借物を第三者に轉貸したる場合に
於ては、其の第三者は賃貸人に對し、轉借に基く使用収益の權能を主張し得ざるものと解す

權能
物件を使用
して利益を
得る權利の
こと。
權原
權利の發生
する原因の
こと。
賃貸人
物件を貸し
た人。

べく、而して不動産の所有者は其の不動産の從として、之に附合したる物が權限に依りて、
他人の附屬せしめたるものに非ざる限り、其の所有權を取得すべきことは、民法第二百四十
二條の規定する所なれば、田地の賃借人が、其の所有者たる賃貸人の承諾なくして之を他人
に轉貸し、其の轉借人に於て之に稻苗を植付けたる場合に於ては、該稻苗は轉借人が、權限
に因り田地に附屬せしめたるものと稱し難きが故に、其の所有權は田地の所有者たる賃貸人
に歸屬するものと謂ふべく、從つて其の果實たる稻毛は、轉貸借の効果として轉借人に於て
之を取得すべき權利なきものと解せざるべからず(昭和六年十月三十日大審院判決)

參照條文 民法第六百十二條、第二百四十二條。

この筆法で行きよると、借家人が間貸しをして同居人を置く場合には、一々家主の承諾を得
んといかん譯ぢやから、若し家主の承諾なしに間貸しをしたならば、其れを理由として賃借
の契約を解除されても文句は言へんし、一步進んでは貸間代を家主の方に取られても仕方な
い譯ぢやが、今の所一般の習慣としては、間貸しするのに態々家主の承諾なんか得て居らんや
うぢやから、世の中も案外香氣なものぢや。

一五 光の薄くなつた大家の禿頭 (借地・借家)

能くあることぢやが、印刷された土地賃貸借證には「賃貸借期限を五ヶ年とす」など、契約期間がチヤンと書いてあるが、これは五ヶ年の後には、其の土地を地主に返すといふ意味のものではないのぢや。一寸考へても判ることぢやが、僅か三年や五年の契約で土地を借りてそこへ家屋などを建て、見た所で何んにもならん。それでは彼れは何んぢやと言ふと、この契約期限の間は地代を上げんといふのが本當の意味ぢや。

それでは地主の方では、どんな理由が有つても、借地人の承諾なしに、地代を上げることは出来んかと言ふに、穴勝ち然うとも定つては居らん。たとへ契約書には借地人と相談の上でなくては、地代は上げんと書いてあつた所で、何かの理由でその附近の土地が、一齊に地代が上つて来たやうな場合は、地主は相當の地代値上げをしても、借地人はそれを拒むことは出来んのぢや。

これは土地の場合に限らず、借家の場合も同然ぢや。家屋賃貸借契約證に、契約の期限を五年とか十年とか書いたのは、その家賃に就ていふことで有つて、期限が来た時には、家を明

渡すといふ意味ではないんぢやから、期限になつた時には、更らに賃貸借の契約を續けることが出来るのである。その代り契約の期限内でも、何かの理由で當然家賃の値上げをしてよい場合は、家主は不當でない範圍に於て、家賃を値上げすることは出来るし、借家人の方で若しそれを拒絶した場合は、裁判所に訴へて自分の主張を通すことも出来る譯ぢや。

昔の家主と借家人との間柄は「大家は親、店子は子」といつて、まるで親子のやうな關係で結ばれて居つたから、借家人が何かしやうと思ふ場合でも、大家の方で首を横に振りよると、何うすることも出来なんだ。そして此の不文律は、五人組制度と密接な關係があつたから、五人組のことを少し話して見やう。

幕府時代は我國の到る處に五人組といふ自治組合があつた。大化改革の昔百般の制度が改つた時から發生したものぢやが、其の後幾度かの變遷があつて、徳川時代には切支丹宗門改めと、浪人取締の便宜のため、全國に必ず五人組制度を設けることが嚴達された。

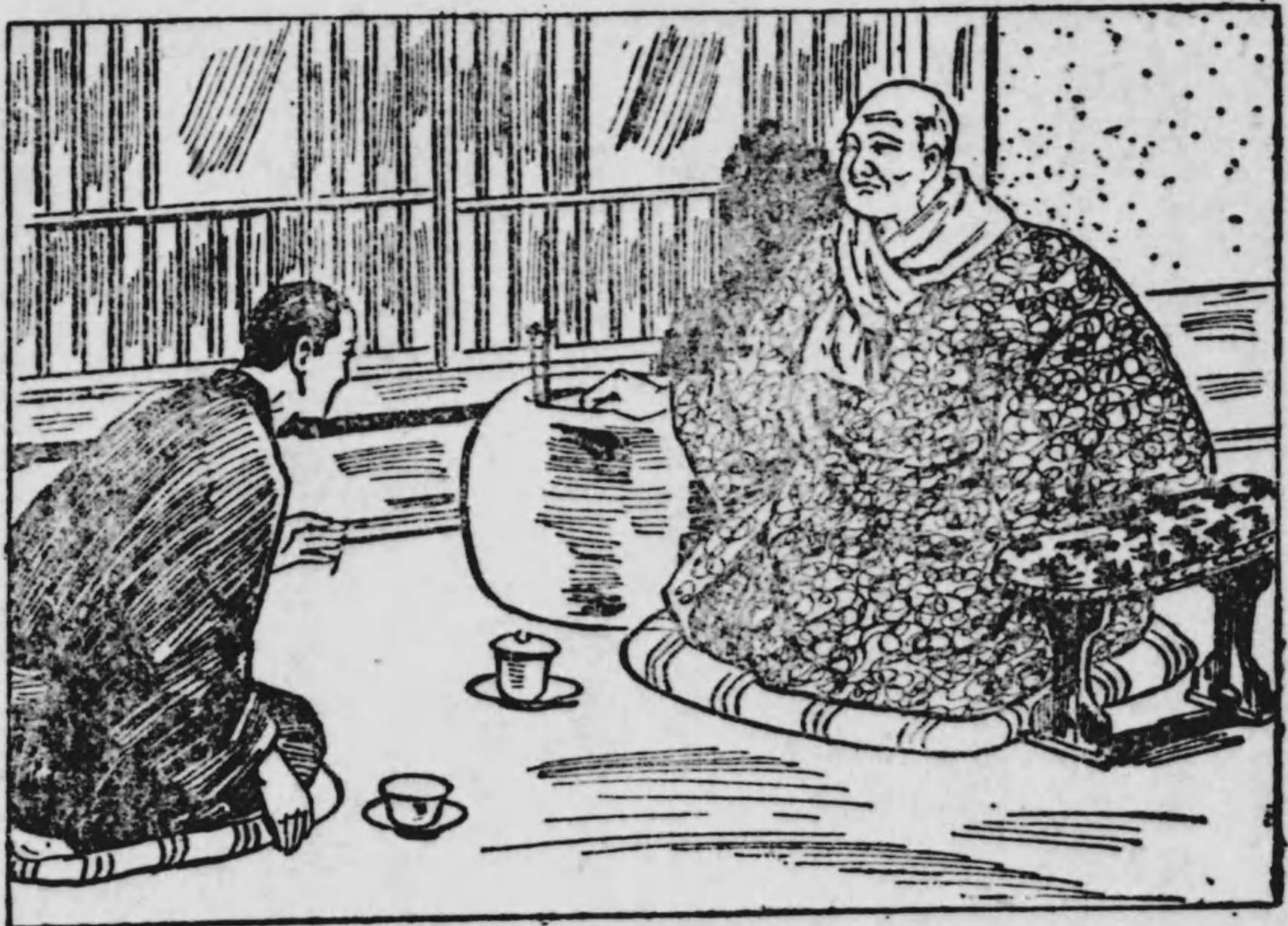
この制度の組立と目的については、土地々々に依つて多少の相違はあるが、根本精神としては大體百姓町人をして、隣保相扶の實を擧げしめるため町では家並、郷では最寄の五戸を以て一組とし、各組委員は互に親密を圖り、相戒めて法度に從ひ、相互檢察する一面には婚姻、

養子縁組、遺言、相続等一家の私事に關與して災厄相救ひ、耕耘相助け、人倫を重んじ、奢侈を戒め、勤儉力行の美風を助長したものであつた。

言ひ換へて見るなら組合員は自治的に、宗教道德の事、警察裁判の事、商農業に關する事などを、自分の事として處理し、若し組合員の中央敗する者がある場合は、組合員一同がそれを扶助し、それでも尙解決のつかん時には、一部落の世話になつて事を穩便に納め、成るべく町や郷の厄介には成らんやうに努めたものである。

この組合にはそれ／＼組合帳といふものがあつて、會員の名と組合の規則とを書きつけ、毎月又は毎年一回集會して讀み上げ、組合の強化と振興に努めたが、所に依つては此の帳簿を寺小屋の教科書に使つて子供の時代から、徳性の教化と自治の精神涵養を計るなどの心掛けのよいのも有つた。

五人組が十分發達せん頃には「右の組に嫌はれ候者は、指を切り追放すべきこと」など、組合規約の中に明記して、規律と統制とを守つたもので有つたが、この氣風は五人組が全國的に普及した後も存續して居つて、各組合員は規約を能く守り、自治的統制はよく保たれて居つた。



光の薄くなつた大家の禿頭

組合の内容は先づザツとこんなものぢやが、若し組合員對公儀の問題に成ると、そこには必ず大家といふものが介在した。例へば組合人が訴訟事件でも起すと、大家も同道して白洲へ出頭せねばならなかつたし、借家人が悪事を働くと、大家も其筋へ呼び出された。

その外關所の通行券を貰ふに於ては、家主の判が無いことには駄目ぢやつたから、旅行一つするにも大家の機嫌を損つてはならんと言つた有様で、同じ人間でも家主は借家人の上に位置して居つた。それで家主と借家人の關係では借家人は家主の前に頭は上らなんだのぢやが、明治維新と共に歐米の文物制度が輸入されてから、舊來の長所も短所もゴツチャに一掃せ

られ、五人組の制度も弊履の如く棄てられると共に、家主の威光も地に落ちてしまつた。然うは言ふものゝ、何事にも情性といふものがあつて、家主と店子と比べると、家主さんは偉い者であるといふ思想は残つて居たんぢやが、段々世の中が進んで、社會運動なんものが起つて來よると、思想の上から家主と借家人とが對等の地位に置かれるやうに成つて、大家の禿頭もネツカラ光らんことに成つて終つた矢先へ、大正十年借地借家法が施行されるので、殊に施行地の六大都市では俄に異變を來たし、家主と借家人との地位が逆轉し、借家人の方がズツと威張つて通る世の中となつて終つた。それに附込んで半世紀前までは、夢にも見ることの出來なかつた。家主泣かせといふやうな勇敢なものもチヨイ／＼飛び出して來るといふ譯ぢや。

一六 家主泣かせの町の紳士 (借家)

大島紳の揃ひか何かで、ゾロリと着飾つた男が、借家探しに出掛けて、適當な家を見つけた上、家主の所へ出向いていとも行くと、相手の風體を一目見て、たいていの家主は信用してしまふ。話はトン／＼拍子に進んで、即座に賃貸借の契約を結び、登記申請書類にも印を捺させた上、家主の方では後で宜しいといふのを、相手は無理にも、手附として三十圓なり五十圓なり

の金を、無雜作に摘み出して置いて行く。

家主の方ではいよ／＼信用を高める。そのうち荷物的一部分を運び込むといふ觸込みで、蟻が物を引くやうに、そろ／＼と物を持ち込み、餘り人相のよくない書生か何かど、留守番として入つて來る。

家主の方では、ゴミ／＼した物だけを先に運び、本當の荷物はトラックの二三臺も雇つて、威勢よく送りつけ、その後から家族一同が、流線型の自動車にフン反りかへつて、堂々と乗り込んで來るのぢやろと待つて居るが、二三日待つてもネツカラ其の氣配がない。變に思つて借家へ行つて見るてえと、いつの間にか主人夫婦が、酒々と構へ込んで。家主の方では案に相違して

「こいつ妙だぞ」と思はんでも無いが、一旦貸した家に、借りた當人が來て住んどの分には文句は言へん。そこで約束通り敷金を請求して見ると、何んとか彼とか尤もらしいことを言つて拂はん。そのうち一日二日と過ぎて行きよるうち、家は立派に貸した形式になつて終つて、家主の方からは最う追立てることも出來ん。

この上は尋常に家賃を取るより外は有るまいと、月末に成るのを待ちかねて、家賃の請求に

敷金 普通は家屋の賃貸借に付き借主の債務を擔保する爲め借主より貸主に交付する金銭を謂ふ。現今は何の賃貸借でも敷金を取る様である。

出向いて行くと、これ亦敷金同様滑つたの轉んだのと言つて却々拂はん。それも頭から怒鳴りつけたら、短刀でも突きつけて威かし、寄りつけんやうにするのでも有れば、家主の方でも恐れながら、その筋へ願ひ出ることも出来るが、相手は劫を経た狐ぢやから、尻尾を掴まれるやうな下手な事はせん。言葉つきも物腰も、いとも丁寧に下手から出て、拜みたふすやうにして断るのぢやから、家主の方でも始末がわるい。

手のつけやうが無いので、一月猶豫することとして、翌月末に行つて見るてえと、矢張り前同様に酢の蒟蒻のと、掴まへ所のないやうな事を言つて居つて埒が明かん。

こんな調子でも、半年も腰を据ゑられると、いくら人の好い家主でも、ツイ人相がわるく成つて来る。「こんどこそは」の意氣込みで掛合ひに出かけて見ると、當人とは似もつかぬ他人が出て来て

「御挨拶に上る積りで居りましたが、私が此度前の借家人から、この貴方様の御家を借ることになりましてから、何うかよろしく」と、意外な新事實が出来て居る。

それでも家主の方にすれば、家賃は引つけられたに於て、前の悪黨が居なくなつたとすれば先づ安心と思つとると、新たに入つた奴が又前に劣らん悪黨で、幾月たつても一つも家

賃を入れて呉れない。敷金は満足に入れたにした所で三箇月分の家賃位の金高ぢや。それに幾月もベン／＼だらりと居据られては助からん。立退いてくれと切り出すなら、借家法を楯に、六箇月は粘りつくぢやろし、その上こんな手合に限つて立退料を呉れと言ふにきまつとる。

そこで已むなく法律の保護に頼つて裁判所へ願ひ出ると、どこ迄も鐵面皮に出来とる相手は「待つてました」とばかり、早速異議の申立てをやりをる。たゞで人の家に住つて居つて、立退きを命ぜられたからと言つて、何一つ異議のあらう筈は無いんぢやが、かうして置けば裁判を延ばすことが出来る。裁判の進行中は、家賃の支拂ひは免除されるから、威張つて住んで居られる。延ばせるだけ延ばして置いて、いよく／＼裁判がきまる頃合ひを見計らひ、今度は別の同類を引張つて来て其の家に住ませ、證文まで取つて譲渡して終ふ。

家主にすれば元々明渡しの訴へを起したまでのことで、本人が尻に帆かけておん出でしまつた後では、裁判に勝つても何んにも成らん。さらに又新手の悪黨を相手に、ゴタ／＼を繰返すことに成る譯で、こんな手合に引つか／＼つては、家主の命がいくつ有つても助からん。

さうかと思ふと又、逆に借家人の身の皮まで剝ぐやうな家主や悪周旋人も有る。その手合の遣り口を二つ三つ述べて、世の借家人の参考に供しやう。

一七 店子虐めの因業家主 (家主と借家人)

先づ悪家主ともいふべき手合がある。こいつらの手口は、自分の所有でもない借家を、自分の物のやうに装ふて、新聞や雑誌等に堂々と廣告するのぢや。何うせ他人のもぢやから、家賃も敷金も普通の相場よりズツと安い、その上交通の便利といひ、見晴しといひ、家の構造設備といひ、凡そ借家人の飛びつきさうな條件ばかり並べてあるから、誰でも一寸引掛る。

廣告を見て賃借を申込み、借家を一見させた上で、いろ／＼と都合のよいことを並べ立て、契約し、手附金とか敷金とかの名義で、幾らかの金を前納させるのぢや。本當に行くと共に其の契約はそのまゝ成立して、数日の後には申込んだ借家人が、その借家の主人公となつて居を構へることに成るんぢやが、それではインチキ師の方で商賣に成らん。

廣告に釣られてやつて来よる人々を、一人残らず片つばしから前と同様な手で金を捲き上げ潮時を見て自身は姿を隠して終ふのぢや。そんな事は知らぬ幾人も申込者は、豫てきめて置いた日に成つて、威勢よく引越して来て見ると、先客もあれば後客もあるといふ譯で、多数引越しの鉢合せとなり、こんな筈ではなかつたと調べた結果、初めて詐欺にかゝつたことが判り

自分達の引掛つた間抜け振りよりも、相手の詐術の巧妙さに、舌を巻いて開散するといふやうな事が時々あるのぢや。

又性質のわるい家主となると、敷金や権利金を誤魔化す位のことはお茶の子さい／＼ぢやがその外にもいろ／＼悪辣な手段を以て、借家人を痛めつける不埒な奴が有るやうぢや。これは事實談だが、横濱市の郊外に二十戸ばかり借家を持つとる家主がある。この家主といふのは、十歳の時に鉢力職の徒弟と成つたのを人生の第一歩として、自分一代の間に借家の二三十軒も拵へた程の人物ぢやから、言語道断なしまり屋で、人情なんて温か味のあることは、この人に於ける限りトンと通用しない。

それぢやから借家人が、都合で家賃を一つでも怠つたら最後、文字通り鬼のやうな顔をして催促に乗込んで来よるが、その借家のうちに一軒、朝鮮人の一家族が借家して住居して居つた初めの間はこの朝鮮人も約束通り家賃はキチン／＼拂つて居つたが、主人が失業すると家賃どころか、米代にも困るやうになつた結果、心ならずも三つ許り家賃が溜つてしまつた。すると例の因業家主が駈けつけて来よつて、町内ぢうに聞えるやうな聲を張り上げ

「朝鮮人なんか家に貸すもんでない、碌に掃除しないもんだから、家は豚小屋のやうに汚く

されるし、おまけに家賃は一寸も拂はんし、その上催促すれば、こちらの言ふ事は一向判らんやうな顔をして、酒々と構へて居やがる、人間もこれだけ圖々しく成りや巧いもんだ」など、言葉を極めて罵倒したものでちや。

若しこんな場合その朝鮮人が訴へて出よつたなら、家主の野郎は名譽毀損罪に問はれるのぢやが、根が穩なしい人間であつたから、大家に我鳴れたのを面目ながつて、氣の毒にも夜逃げをして終ひよつた。

この家主のやうな例は、然うザラに有るまいが、家賃値上げのための戦術として、家を建て直したいからとか、一寸手入れをしたいからとか、それを口實に一時の立退きを請求して来るやうな家主はよく有る。然しこれなんかは、立退かすのが決して目的ではなく、家賃値上げといふ事が眞の目的なのぢや。

造作賣り等の場合でも、その高價な造作が一體どこに隠れとるのか、見たところ朽ちかけた臺所の柱や、其他一切合切寄せ集めたところで、濕氣で半腐れになつて、薪にも覺束ない位のものぢや。そんな物を買つて住んだところで、いざ引越しと言ふ場合には、二束三文に値踏されるのは判つとるから、割合に家賃は安かつたにしたところで、結局は途方もない高いものに

つくだのである。

大體家主といふ商賣は、昔から世間の良民からは、えらく忌み嫌はれて居る。それには色々曰く因縁もあらうが、要するに家主なんて人種には、我利々々亡者が多くつて、無産階級の良民に對し、ヤレ家賃を値上げするの、敷金は五つで無くてはならんのと、弱い者の首を絞めて、搾り取ること許りを考へるからちや。然しながら借家人の方にすれば、不當な言ひが、りには、一々御無理御尤もで盲従する必要はない。立退きちやの訴訟ちやの言つて威かして来たところで、それは奴等の常套手段ちやから、自己防衛のためには、飽くまで強く出てよいのである。家主であらうが債權者であらうが、遠慮もヘツタクレも要りやしない。

訴へるなら勝手に訴へさせて置いて、此方はそんな不當な要求には應じ切れんことを理由に異議の申立てをすれば、いくら法は嚴重ちやと言つたところで、お上には目もあれば情もあるから、勝利の團扇は正しい者に上るのに極つとる。若し形勢不利と見たら、家賃を供託して置きさへするなら、裁判に依つても追ひ出されるやうな事はないのみか、そのため家主の方へは裁判中家賃は一文も入れんでよいことに成つて、因業家主を兵古垂れさすことも出来るし、萬一家主の方で裁判の長びくことを恐れて、假處分をやつたところで、建物執達吏の保管に移

異議
抗議を申立
てる。
假處分
争ひある権
利に付き裁
判所の爲す
處分命令。

つたといふだけのことぢやから、一年でも二年でも裁判が済むまで、その家に根をおろして居られる譯で、立退くなんて心配はさら／＼ない。

然しこんな事は、まあ最後の場合の話ぢや、そこまで行詰らんうちに、世間の因業家主に對抗する方法はいくらも有る。参考のために其の手を一つ二つ話して置かう。

一八 因業家主撃退法 (家主と借家人)

敷金
家賃の保證
として借家人より家主に渡す金銭

借家人が正直に、家賃をキチン／＼入れるなら、敷金なんて餘計なものは要らん譯ぢやが、敷金ある借家人の中には、家賃を滞納する手合が無いではない。そのため家主としては、萬一の場合を考へて、安全の上にも家賃回収の安全を圖る目的から、敷金といふ變則的な安全瓣を設けたんぢやが、そいつが今では公然の習慣となつて終ひよつて、家を借るには必ず敷金を入れねばならんことのやうになつて居る。

ところで御承知の通り、此の敷金には利子といふものは一文もつかん。假りに百圓の敷金を入れて家を借り、そこに十箇年住んだとして、年一割の單利に見積つたところで、利子だけで百圓に成つてしまふ。若し複利に積算するなら二百六十何圓といふ金高ぢや。借家人の方では

見す／＼それだけの損をし、あべこべに家主は手つかずに、只でそれだけが儲ける勘定と成るのである。

尤も家主の方で、預つた敷金を、そのまま金庫の中に死蔵して置くものとするなら、家主だつて敷金を預つたが爲め儲かる譯ではないが、多少とも纏つた金を金庫の中に晝寝させとくやうなアンボンタンは、どこの世界にだつて有りはせん。家主は如才なくそれを高い利に廻して、儲けられる限りは儲けるのぢやから、考へて見れば馬鹿々々しい話ぢや。

それも昔は高々三箇月分位の家賃を、敷金として納めるのが一般の相場であつたのを、借家法實施後は、立退請求の期限が六箇月となつたのに附込んで、五箇月分六箇月分、もつと強慾な家主になると、十箇月分とか一年分など、法外な要求をして、それを高利に繰廻はし、家賃以外の餘祿の心得でぬく／＼と懐ろを暖めるのぢやから、搾取される借家人としては堪つたもんぢやない。

それでも場所の關係とか、商賣の都合とかに依つては、いくら癪に障つたところで、家主の言ふがまゝに、法外な敷金を納めて、家を借らねば成らんことにも成らんぢやが、何んといつても世渡りは戦争ぢや。ヘイコラ／＼ばかりして居つたのでは、人に舐められていつも下積み

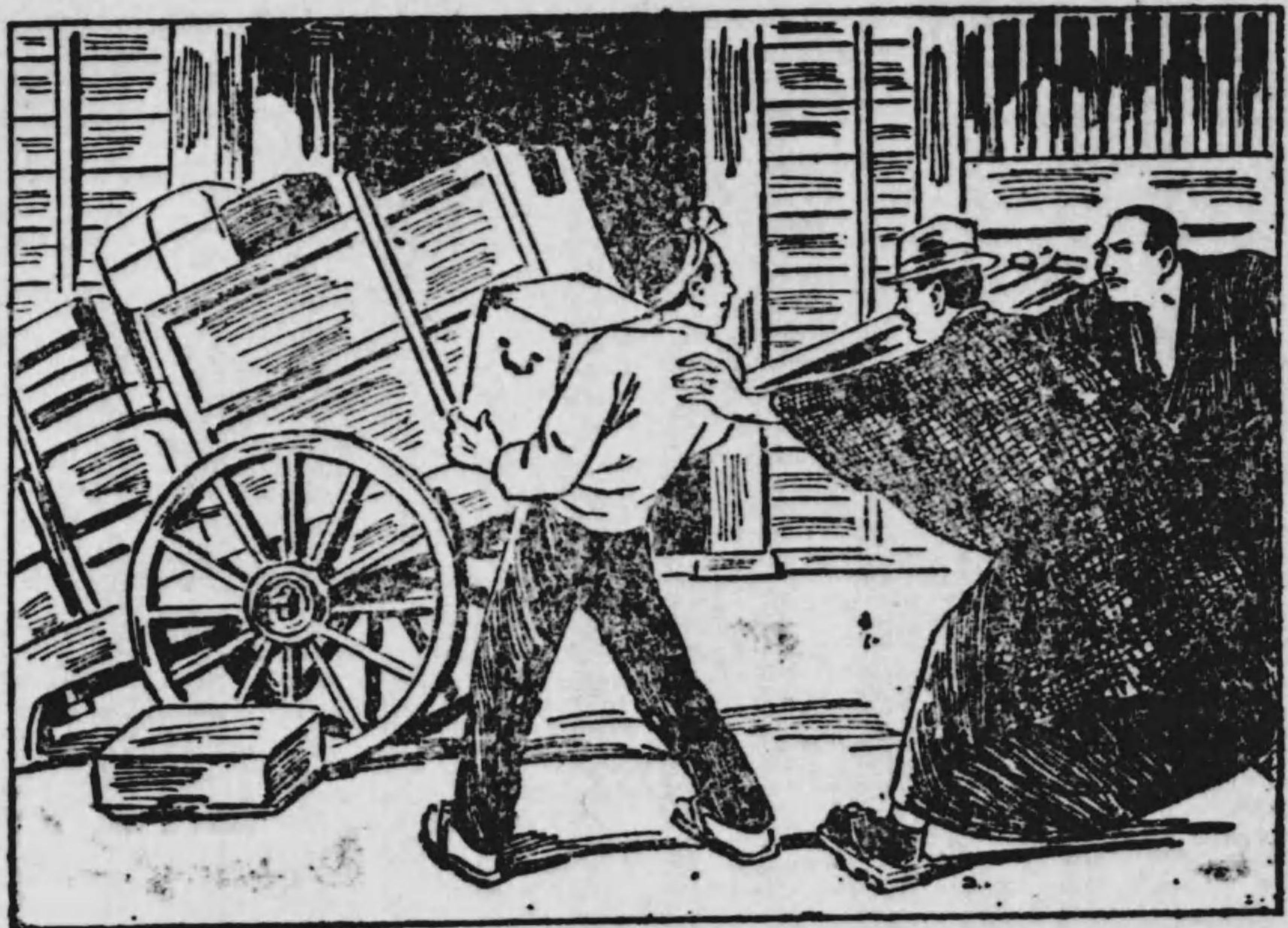
借家法
家賃の貸賃
借に付き一
定の地方に
施行されて
居る法律。

にされることに成る。それぢやから此奴悪い家主だと思つたら、借家人の方でもその考へで戦ふことぢや。

尤も何さま戦ひぢやから機敏に、勇敢に振舞はねば成らんが、事實問題としては、家主の言ふなりに、三百圓とか五百圓とかに敷金をきめて置いて、賃貸借の契約をした上で、先づ都合のつくだけ五十圓でも六十圓でも内金を渡し、家財道具を素早くドン／＼と運び込み、目的の家を一擧に占領してしまふのぢや。

家主の方にしてみれば、敷金を全部入れんうち、引越して来られては困るぢやろが、賃貸借の契約は出来とることぢやし、敷金も内金が入れてあるのぢやから、借家人がそこへ来て住むのは何も違法行爲ではない。たゞ問題となるのは敷金の残金ぢやが、それは即時に入れやうと入れまいと、借家関係には一寸も變りはないんぢやから、今更家主の方で、敷金を全部呉れんことを理由として、契約の解除を申込む譯には行かんのである。

然しさうは言ふものゝ、家主にしたところで、さう／＼初心な人間ばかりは居らん。今までこんな手に引掛つて、懲々しとる者に成ると、鶺鴒の目鷹の目で見張つて居つて、敷金を全部入れんうちは、何として引越さぬ、こんな場合は仕方ないから、約束の敷金を入れて其



因業家主擧退法

の家を占領し、それからボツ／＼と別の手で敷金から家賃を棒引させ、否應なしに敷金を三つ位入れた程度のことにして終ふのぢや。

それは何ういふ手でやるかと言ふと、別に奇想天外的な方法でも何んでもない。極く有りふれた戦術ぢや。詰り月末に成つて家賃の請求に来る毎に、下手から出て延期を願ひ、一箇月置き位の割で一回とか、二箇月目に一回位の所で、成るべく相手の感情を害さんやうに、巧く呼吸を計つて敷金の全部なり、一部なりを差引いてしまふのぢや。そうして愈々敷金が残らず切れたら、其の翌月からキチン／＼と家賃を入れて行くやうにすれば、敷金なしで借家の権利も失はず、大威張りで何年でも住めるといふ勘

定になる。
ところが中には物の分らん家主が有つて、敷金こそ一文無しになつて居るが、家賃は一つも滞納に成つたらんに拘らず、家賃通帳の上にだけ、滞納の形になつとるのを理由に、立退けの何んのと襲ひかゝつて來よる奴がある。然しこんな場合はブツきら棒に、勝手にしろと突つ放してよろしい。

大體敷金といふやつは、家賃を滞納するかも知れんといふ豫想を前提として納めることにした變則的な制度ぢや。言ひ換へるなら敷金が入つとる以上は、その額に達するまでの家賃は、滞納させてもよろしいといふ事を約束して居るのぢやから、敷金が無くなつた所で家賃さへ入れて居るなら、追出し請求も立退きも成立せんぢや。尤も敷金の切れた上に、家賃を一つでも滞納させたと成ると、何うしても借家人の方が分がわるく成つて、場合によつては立退きを迫られても文句は言へんことに成るが、それにしても借家法の施行されとる都市では、六箇月の猶豫を置かんことには、立退きの請求は出來んことに成つとるから、別におどつく事も、びく／＼することも無いといふものぢや。

社會主義者の兄か弟のやうに弱い者の肩ばかり持つやうな事を話して、家主階級には憎まれか知らんが、憎まれついでにもう一つ、家賃引下げの虎の巻ともいふべきものを傳授しやう。是れとても新機發明の妙法といふのでは無い。打ち明けたところ有り來りの陳腐な手なんだが、素人には氣のつかん者が多いやうぢやから、参考までに話すだけのことぢや。外でもないが、家主が法外な家賃値上げを請求して來よつたら、頑迷な因業者を相手に、七面倒な掛合ひをするよりは、相當額の家賃を供託所へ持参に及び、それを毎月供託するのぢや。

供託
供託局へ金
錢や有價證
券を預け入
れること。

詰り家主に吹きかけるだけの家賃を納める代りに、自分の方で之れが相當と思ふだけの家賃を供託所へ持つて行つて毎月支拂ふのぢや。さうすれば法律上、家主へキッチン／＼と家賃を拂つたのと同じ效力を生じ、家賃不拂を理由とし、家主から立退きを請求することは出來んし、然も家主の方では、實際上一文も家賃は手に入らんことに成るから、家主としては大痛事ぢや。尤も供託すると言つても、普通の生温い方法でやつたのでは、家主の方でその供託金を取る方法もあるから、供託をする場合は家主の先手を打つて「全額支給を認めぬ限り、此の供託金は受取ることは出來ぬ」といつた條件を附けて供託するのぢや。斯うして置きさへすれば、家主の方で金が欲しさに、供託金を取らうとすれば、借家人が相當額と思つて供託した家賃を、承諾したことに成るし、取らずに置けば、いつまでも家賃は手に入らんことに成つて、いかに

係争中
當事者間に
争ひのある
間のこと。

因業な家主でも、泣き出すにきまつとる。
然し中には家主の方で、訴訟を起すことも有らうが、訴訟を提起したが最後、係争中は借家人の方は、家賃の供託を中止して差支ないことに成るんぢやから、却つて清々したもので、成るべくその訴訟を長く引張り、結局は示談といふやうな事になつて、都合よく鬼がつくといふものぢや。

親 族

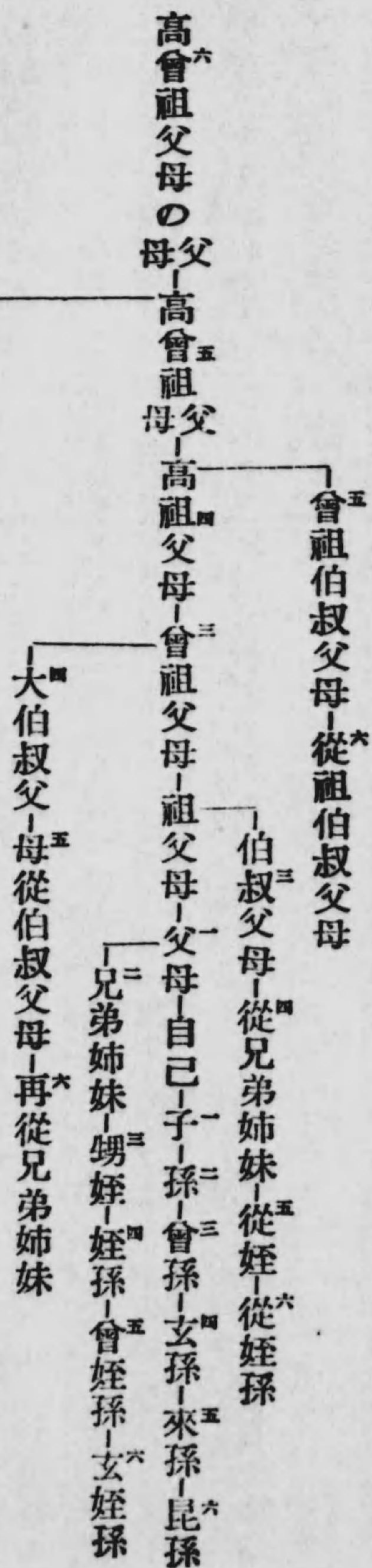
一 近い親戚と遠い親戚 (親族)

民法では配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族、準血族と、この四つのものを親族といつて居る。

配偶者は夫婦の間柄で、夫から言へば妻、妻から言へば夫のことぢや。昔から夫婦は二世の契りと言つて、生きて居る間に苦樂を分け合ふ終生の友であることは勿論、死んで後も一つの運の臺に、仲よく坐ることを約束されとる程、深い關係で結ばれて居るから、もとく他人同

配偶者
つれあひ。

志を喰つつけた一番でありながら、趣味や嗜好を同じくするのみか、永い間には癖も似て來れば、顔付や動作までも、不思議な程よく似て來るから奇妙なものぢや。
六親等内の血族といふのは、親子其の外血のつながつとる者を、血統の遠い近いに従つて、等級をつけたものゝこと、何々が一親等、何々が二親等など、一々説明すると仲々やゝこしく成るから、一目見て直ぐそれが判るやうに表にして置く。



高會祖父母の子

この表にある數字は、その等級を示したものぢや。自分から始まつて父母と子は一親等、兄弟姉妹や孫は二親等、姪や甥は二親等の子で三親等といふ風に見て行けば、總ての關係は判るであらうが、例を擧げて説明するなら、叔父さんの子は自分に取つては四親等の從兄弟である

近い親戚と遠い親戚

姻族
婚姻に因つて生ずる身分上の關係

準血族
血族に準ずる關係例へば養父母と養子との關係の如し。
嫡母

近い親戚と遠い親戚

し、從兄弟の孫は六親等の從姪孫で、こゝまでは親族ぢやが、又いとこの子と成ると、同じ血はつながつて居るとは言ひぜう、民法上では最う赤の他人といふことに成るのである。次は三親等内の姻族ぢやが、姻族といふのは一組の夫婦を土臺として、亭主から言へば女房の親や兄弟ども、女房から言へば亭主殿の父母や兄弟等のことぢや。是等は皆姻族として民法の親族の仲間に入るが、夫の兄弟と妻の父母の間となると、最う姻族では無い。例へば吾作の嫡がお里で、お里の父親が太吉なら、吾作から言つて太吉は無論のこと、太吉の兄弟共と子供たちまでは皆姻族ぢやが、吾作の弟の新吉に取つては、兄貴の嫡の親父に當る太吉は、水臭いやうでも赤の他人といふことに成るのぢやから、太吉が死んだ時、新吉の方から香奠を持つて行かんからと言つて、誰も文句を言ふことは出来ん。

準血族といふのは、養子縁組に依つて結ばれた養父母と養子とか、婚姻によつて親子となつた繼父母と繼子とか、嫡母と庶子とかの關係のやうに、本當は血のつながつた間柄ではないが法律上血族と同等に取扱はれて居るものゝことぢや。それで本當の血族でないことを明らかにするため、血族の上に準の字が被せてある。準士官、準教員、準社員等すべて、準の字を頭に戴いとるものは、本當の資格は無いが、假りに資格あるものとして、取扱はれて居ることを示すものである。

父が私生子を認知して入籍せしめた場合に母たる者と庶子との關係を云ふ。

すものである。

ところで結婚に依つて準血族となるものゝ中には、一寸素人が考へても判断のつかんやうなのがある。例へば太郎左衛門とお傳は正式の夫婦ぢやが、二人の中に子供が生れなかつたので前途を悲觀しとる折柄、世話する者があつて三之介を養子に貰ひ、行々はこの三之介の世話に成る腹で居つたのぢやが、そのうちお傳は病死した。太郎左衛門にしては隠居でもしたい氣ぢやが、養子の三之介はまだ幼少ぢやし、自分で働かんことには家が立つて行かん。人生の無常をヒシ／＼と感じながらも、相變らず働いとるうち、侑める人があつて若い後妻を迎へた。それで太郎左衛門としては、身も心も若返つて、一層馬力をかけて働けるやうに成つたが、それに就ても心にかゝるのには三之介のことぢや。もと／＼自分の血のついた子供ではなし、今度迎へた後妻から見ればまる切りの他人ぢや、それでも民法は準血族として認めるであらうか。世間にはかうした例はいくらも有らうが、大審院の判例で見ると、次のやうに成つて居る。

判例 繼母繼子の意義 繼母繼子とは配偶者の前婚の子にして、婚姻の當時配偶者の家

に居りたる者又は、婚姻中其の家に入りたる者を指稱すと爲すは、我國古來の慣習に適し、且つ、之を以て現行法の解釋上正當なりとなさざる可らず、茲に配偶者の前婚の子といふ

は、配偶者と其の前婚の夫又は、妻との間に生じたる、實子たることを要するものに非ずして、苟くも配偶者が其の前夫又は前妻と婚姻を爲したるに因りて、其の子との關係上親子關係を取得したる者なるを以上、之を繼子と稱するに妨げざるものとす（大正九年四月八日大審院判決）

參照條文 民法第七百二十七條。

直系
自分より直
上又は直下
する親族關
係。
養家
父母より分
れた血族の
總稱。
尊屬
自分より上
の親屬。
卑屬

此の外親族の關係では直系と傍系、尊屬と卑屬といふやうなことも、心得て置かねばなるまい。直系といふのは自分を中心として、父母、祖父母、曾祖父母と上つて行くものと反對に下へ子、孫、曾孫と眞直ぐに下つて行く血族關係の稱ぢや。これに對して自分の兄弟、伯叔父母、從兄弟姉妹、といった風に、父母や祖父母から分れた血族は總て傍系である。又會屬といふのは自分から見ても、祖父母、伯叔父母等のやうに、目上に當る血族のこと、上位に居るから尊の字がついて居る。卑屬はこれと反對に子、孫、曾孫などのやうに、自分から見ても目下に當る血族のことぢや。我國の法律では、尊族に對して罪を犯す者は、一層厳しく罰せられることに成つて居る。こゝらが家族制度の尊重される、わが日の本の有り難いところである。

二 亭主關白なら戸主は太閤（戸主）

自分より下
の親族。

關白の隠居したものを太閤と言つたが、戸主は一家に取つて現役の太閤ぢや、苟くも戸主と名のつく以上、それが三太郎であらうと甚六であらうと、昔は絶大な權利を持つて居つた。今では權利よりも責任義務の方が重くて、先づ道徳上から言ふなら一家を主宰して生活を維持し家運を發展せしめて、家族の幸福を謀らねば成らんし、法律上からは家族を教育し、扶養すべき大責任を負ふて居る。

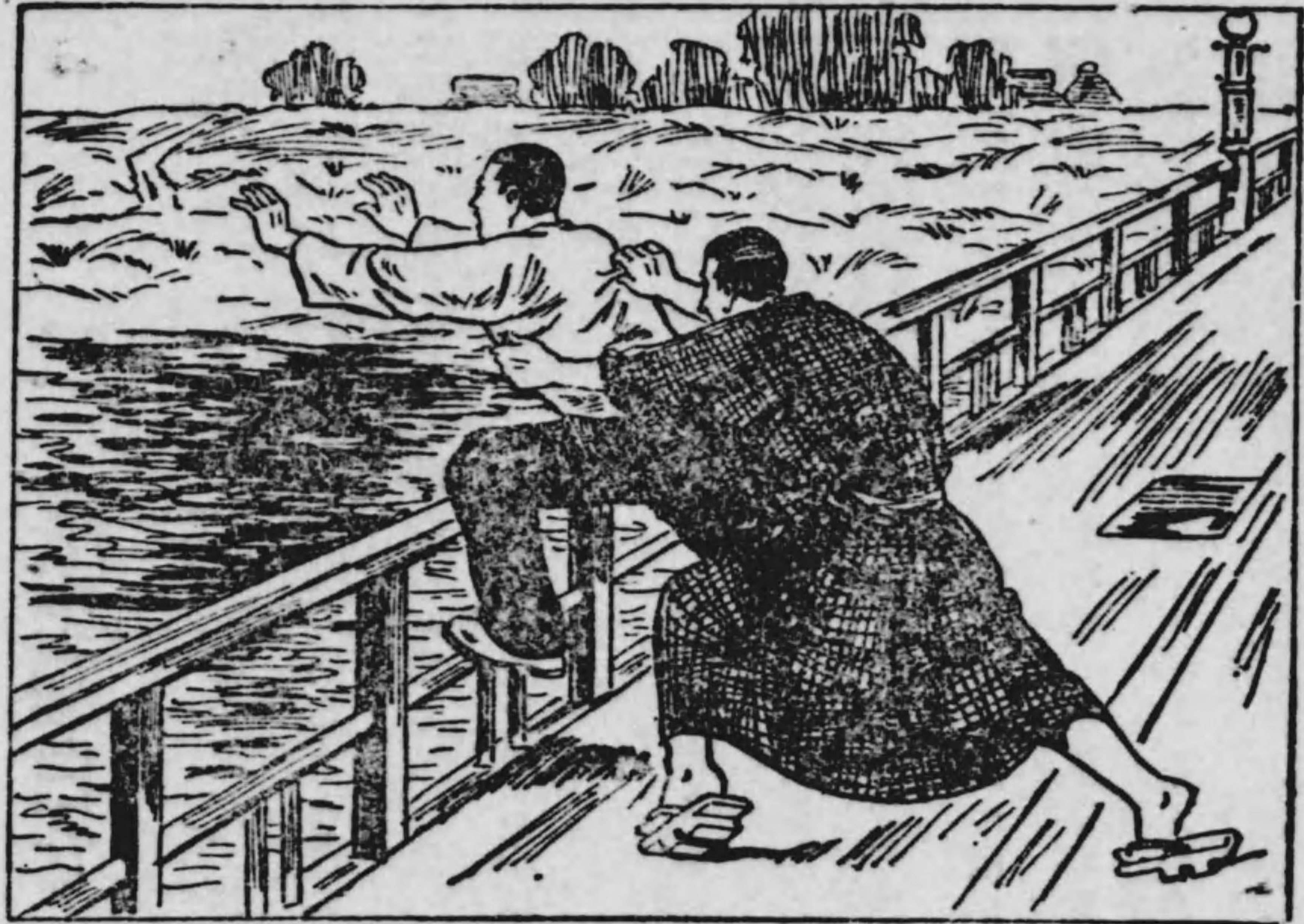
一方權利としても昔程には行かんが、戸主財産推定權、家族の住所指定權、家族の養子縁組や婚姻に對する同意權などを持つて居るから、それをザツと一通り説明しやう。
一、戸主財産推定權 一家の財産の中で、戸主の物とも家族のものとも判然しない財産は、法律は之を戸主の財産と推定する。例へば戸主の弟が病死した。この弟は叔父さんから遺産を貰つて、相當の財産を持つて居るが獨身ぢや、生きとる時にはその財産を、誰かに遺らうといふ意思は有つたぢやが、そんな遺言狀も無かつたとすると、遺つた財産は誰のものか判らなくなる。かうした場合などは戸主がそれを取戻すものと推定されるのである。

亭主關白なら戸主は太閤

居所
住所外の居
住地。

戸籍
戸籍から除
くこと。

亭主關白なら戸主は太閤



二四二

一、家族の居所指定権 家族は戸主の意に反して其の居所を勝手に定めることは出来ない。言ひ換へるなら戸主は、家族の居所を指定する権利を持つて居るといふのちや。然しこれは家政統制上必要な範圍に於て認められるのちやから、二郎はエチオピアのアヂス・アベバに居住せよの、三郎は富士山の絶頂で世帯を持つてなどいふやうに、無茶な指定をするとは出来ない。其の代り家族の側から言へば、戸主の意に反して、指定以外の土地に居所を定めたならば、未成年者でない限り戸主はその家族に對して扶養の義務は無くなるし、一歩進んでは離籍することも出来るのちや。離籍といふのは、その家の戸籍から追ん出され

ることである。

一、家族の婚姻養子縁組の同意権 家族が婚姻したり養子縁組をする場合は、戸主の同意を得た上でなくては成らん。尤も戸主の同意なんか無くても出来ないことは無いが、そんな場合には戸主は當人を離籍することも出来るし、一旦嫁に行つた者が不縁に成つて歸つて來よつた時、二度と再び戸主の家へ入れないでもよい権利を持つて居る。

戸主権は一家の家族に對して、それ程の權威を持つて居るから、世間には此の戸主権を争つて骨肉間で見苦しいゴタ／＼さへ起る譯ぢやが、つい近頃當然與へられる筈の戸主権を取り損つたことを憤慨して、死んで長男の權利を主張した勇敢な男があつた。

時は昭和十年九月七日の午後九時、東京市荏原區戸越町診療所のお医者さんから、荏原署へ同町の洋服店戸張金太郎方の雇人、和井田謙逸が劇薬自殺を遂げた旨を届けて出た。早速警察で取調べたところ、和井田は埼玉縣北葛飾郡古川町の豪農定三郎の長男ぢやが、幼少の時母親が病死すると間もなく里子にやられた。その後でお父さんの定三郎は若い後妻を迎へ、生めよ殖えよと六人の子供を産みつけた。其の頃は一旦里子にやられた謙逸も實家へ歸つて居つたが能くある奴で何うも繼母との折合がうまく行かん。

亭主關白なら戸主は太閤

二四三

そこで三年前から家を飛び出し、前記洋服店に徒弟となつて住み込んだ譯ぢやが、當年徴兵検査なので戸籍謄本を取り寄せて見ると、自分は間違ひもなく和井田家の長男であるにも拘らず何うした譯か戸籍面には養子となつて居る。

一目これを見た謙逸はクワツと逆上せあがり「この上は死んで長男の權利を主張してくれろ」と、千住大橋から投身しやうと圖つたが果さず、次で劇薬をしたま嚙み込み、目的通りお陀佛になつたと言ふのである。

三 隠居も樂ぢやない (隠居)

戸主が名譽の戸主權を放棄することを、法律では隠居といつて居る。も一つ詳しく言ふなら一家の太閤さんたる戸主が、家政を執るのに堪へなくなつた時、その地位を家政を執るに堪へる人に譲つて、第一線から退くことが隠居ぢや。そんなら誰でも勝手に、厭になつたら破れ靴でも捨てるやうに、戸主權を放り出すことが出来るかと言ふに、昔は容易であつたが、今は法律上いらくの規定があつて、然う手鼻でもかむやうに簡單には參らぬのぢや。

そんなら何ういふ場合に於て、隠居が出来るかと言ふと、次のやうな條件に該當する場合なら

らば御隠居さんに成ることが出来る。

一、戸主が満六十歳以上になつて、完全な能力を具へた家督相続人が、相続の單純承認をした場合は、戸籍役場へ届けつけ放して隠居が出来る。

二、戸主は六十歳未満でも、不治の難病に罹つて家政を執ることが出来ぬ時とか、本家を相続してこれを再興する時とか、已むを得ぬ事情のため、爾後家政を見る事が出来ぬ時などに、は相続人を定め、隠居の已むを得ぬ事情を立證し、裁判所の許可を受けて隠居が出来る。

三、女戸主は年齢に拘らず、いつでも隠居が出来るが、正式の亭主のある者は、その亭主殿の同意を得んことには隠居は出来ぬ。尤も亭主としては、正當な理由なしには、女房である所の女戸主の隠居に反對することは出来ぬ。

四、無能力者の戸主は何時でも隠居は出来るが、この場合には法定代理人の同意を必要としな

い。何故こんなことにしたかと言ふと、無能力者の隠居に法定代理人がのさばり出すと、本人が能無能力者であるのに乗じて、悪事をたくらむ恐れがあるから、それを防ぐために法定代理人を敬遠したのである。

隠居も樂ぢやない

單純承認
相続人が被
相続人の一
切の權利義
務を相続す
ることを認
めること。

女戸主
女の戸主。
無能力者
未成年者、
禁治産者、
準禁治産者
妻を謂ふ。
法定代理人
法律上代理
人となる人
父母、會社
の取締役等
の如し。

される場合もある。この時はその詐欺を發見し、又は強迫された時から、一年内に隠居者とか
家督相續人から、地方裁判所へ隠居の取消を請求することが出来る。

又世間には腹の黒い二男や三男があつて、當然の相續人である惣領のお人好をよいことにし
て、隠居届を誤魔化し、自分取つて代つて相續人の地位に坐るやうな手合がある。こんな場合
は其の届出の日から十箇年以内にその隠居取消の訴訟を起せば、舞臺が元へ返つて當然の權利
者である長男が、改めて相續人となる事が出来る。

次は實際問題として、戸主が隠居する時、財産留保をして家督を長男に譲つたが、その財産
留保は公正證書としてなかつた爲め無効となつた。それでは同時に隠居も無効となるかとい
ふ疑問が起ることが有るが、こんな場合は財産留保は無効ぢやが、隠居だけは有効となる。

判 例 隠居者が其の財産留保の爲めにする意思表示は、隠居の意思表示とは、全く別個の
行爲なるのみならず、財産留保の意思表示は、隠居の意思表示に先だつて、之を爲すことを
妨げざるに依つて之を觀れば、隠居者の財産留保は、隠居の意思表示の内容を爲すことなく
従つて其の要素たるものに非ずと解するを相當とす、然らば隠居者の財産留保が、確定日附
ある證書に依らざるに拘らず當該隠居者に於て其の留保を有効と誤認し、且つその留保の旨

財産留保
俗に隠居面
と謂ひ、隠
居者が財産
の幾部分を
相續人に渡
さずに自分
の所有とす
ること。
意思表示
或る行爲を
爲すことを
外部に表は

すこと。
確定日附
公證人、登
記所等で日
附を證書に
押したるもの

を家督相續人に表示して、隠居の届出を爲したりとするも、隠居の意思表示の要素に錯誤あ
るに非ざるを以て、右誤信の爲め當該隠居を無効となすべきものに非ず（昭和八年東京控訴
院判決）

参照條文 民法第七百五十二條、第七百五十七條、第九百八十八條、第九百八十九條。

四 娘十六戀ごゝろ（婚姻）

婚姻はいつ頃から始まつたかと言ふと、人間の蒼生と同時に起つたものと考へるの外はなく
爾來何萬年か、それともモツと長い年月を経て現今に至つたもので、此の間にはいろ／＼の變
遷はあつたが、現在のところでは、終生の共同生活を目的として、一男一女が仲よく結合し
て行くことを以て、文明國の婚姻として居るやうぢや。

所でそれに就ては、先づ男女とも適當な年齢に於て、結婚するといふ事が先決問題に成つて
來る譯で、年齢の不適當な婚姻は、何うも巧くいかんやうである。尤も中には例外もあつて、
戀には年齢無しなど、二十臺の若者が六十近いお婆さんと熱烈な戀に落ち、警察の厄介にな
つたやうな話もある。

時は昭和十年九月十一日の朝まだき、折からそぼ降る雨の中を相合傘で、東京四谷見付記念公園内を、仔細ありげにうろついて居る親子を、四谷署員が怪しと睨んで同行取調べると、男は八王子市臺町の農夫小澤留五郎の次男綱五郎二十六歳、女は母親では無くして同町の辨當屋春野屋の雇人大木はま五十八歳と判明、兩人の語るところに依ると、二人は當年の四月頃から戀仲となつたので、綱五郎から親父の留五郎に對し、夫婦にして呉れるやうに頼んだが、留五郎さんは世間の手前

「相手が阿母さんと同じ年齢では……」と承知をして呉れん。逆上あがつた二人は、そこで新版お半長右衛門と洒落込み、夫婦氣取りで上京し深川、本所あたりの木賃宿を歩き廻り、甘い新婚の氣分に浸つて居つたが、僅かの所持金はまたたく間に費ひ果し、さて之れから何うしやうと思案に暮れて居るといふ顔話に、係官もしばしは意見の言葉を忘れたものゝ、捨てゝも置けないので、父親の留五郎を呼出して引渡した。

これなんかは正式の婚姻ではなく、言はゞ戀の逃避行ぢやが、こんなのが目的通り夫婦に成つたところで、末は決して巧いかんぢやろ。婚姻年齢が喧ましく論じられるのは之が爲めであるが、それにつき最近米國はカリフォルニア州立カレヂの、カールホリデー教授は、次のや

うな意見を發表して、だいぶ物議をかました。

「現代の女性は、近代工業の恩恵による内容豊富な生活の出来る目當がつくまでは、結婚しないといふ一つの流行に囚はれて居るが、それは贅澤すぎる考へだ、晩婚程害悪の多いことはないのであつて、三十歳乃至三十五歳まで獨身で過すことは、神経障害を來し、延ては能率の低下文明の破壊を導くものである、余は女性は須らく十七八歳で結婚すべきであると思ふ、よろしくお祖母さん達に倣つて、コーヒ沸しとフライパンに満足すべきである」

然うかと思ふと南米ブルガリアの首都ソフィアで開かれた、全ブルガリア教師大會は、一種の結婚統制法案起草を可決し、それを議會で通過せしめる爲め、努力すべきことを決議した。法案といふのは

「男子五十五歳以上、女子五十歳以上は、特別の許可なくしては結婚を禁止すべし」といふのぢや、此の年頃になつて既に老ひぼれた男女に取つては、今更ら結婚でもなからうが、老いて益々旺んな當世の御老體に取つて、この法案は晴天の霹靂事ぢや、果して議會を通過したか何うかはまだ聞かんが、兎も角面白い運動が起つたもので、何れも一九三五年の海外電報で傳へられた物語である。

婚姻適齢
法律上婚姻
を爲し得る
年齢、例へ
ば男十七歳
女十五歳。

親族會
裁判所より
親族會とし
て招集せら
れた親族知
己の會合。

結婚は親子の合作

二五〇

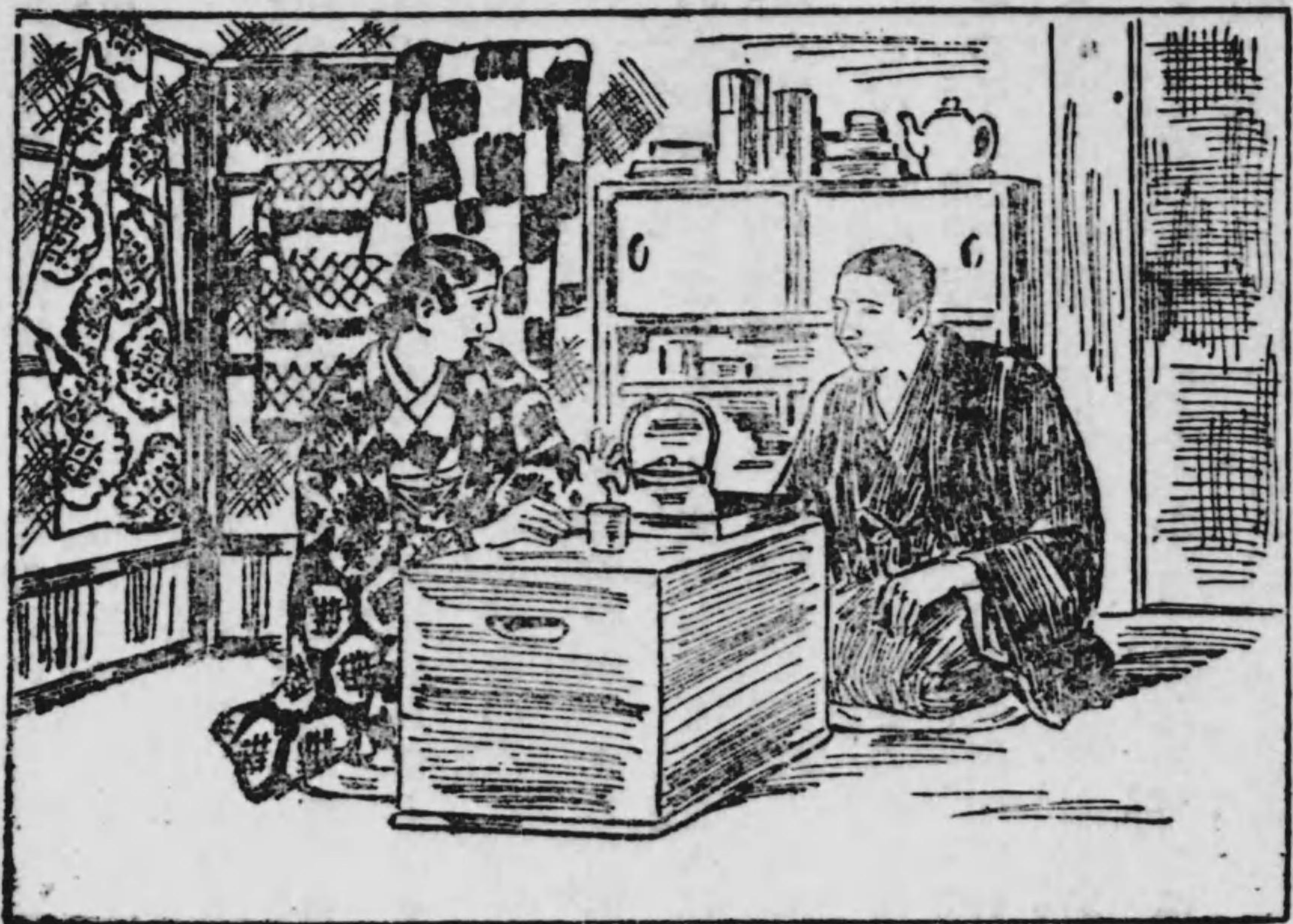
ところで外國の事なんか何うでもよいとして、我が國現行の法律では、この婚姻適齢が何うなつて居るかと言ふと、民法第七百六十五條に於て「男子は滿十七歳、女子は滿十五歳に達しなくては、婚姻罷り成らん」と規定して居る。大實令では男子十五歳、女子十三歳に成れば、結婚して宜しいといふことに成つて居つたが、それでは身體がまだ成熟して居らんとはいふ見地から現在の如く改正されたのぢや。女子の滿十五歳といへば數へ年の十六ちや「娘十六戀心」の年頃ぢや。實際から言つても早過ぎる譯ではあるまい。

五 結婚は親子の合作

(婚姻)

婚姻には其の家に在る兩親の同意を得なければ成らんが、若し片親が行方不明であつたり、死亡した場合は、残つた片親だけの同意でよし、若し又不幸にして兩親とも行方不明や死亡の時には、未成年者は後見人か、親族會の同意で間に合はすことに成つて居る。何故結婚に兩親の同意が要るかといふと、結婚は人生の重大事ぢや、若氣の至りから前後の考へもなく、たゞ一途に惚れた腫れたの感情に支配されて、相手の選擇でも誤まるやうな事があつては、可憐ら自分の一生を、棒に振らねばならんことにもなる。そこで世の中の酸いも甘

自由結婚
父母の承認
を得ずに本
人同志が自
由に婚姻す
ること。



結婚は親子の合作

いも嘗めつくし、充分常識の發達した兩親の判断を仰ぎ、その同意によつて健全な夫婦を作り上げ、花々しく人生のスターを切らういふ精神ぢや。

それぢやから男でも女でも十分意志が堅まつて、獨立して生活の出來得る年齢になれば、親の同意が有らうが有るまいが、自由勝手に何處の何者と結婚しても、一向差支のないことに成つて居る。これが自由結婚といふやつで、民法第七百七十二條の但書に「男が滿三十年、女が滿二十五年に達したる時は、父母の同意を要しない」と、明らかに示されて居る。

尤も自由結婚といつても、兩親の同意は必要とせんが、戸主の同意は必要ぢや、若し戸主の

同意を無視した場合は、婚姻そのものは出来るが、離婚されても文句は言へんことに成つて居る。

一旦結婚した女が、其の結婚を解消したり、離縁になつて里へ歸つた場合、改めて他の男を相手に、もう一度結婚しやうとする時は、前の夫婦関係が清算されてから、六箇月を経過した後でなくては成らん。若し夫婦分れをしてまだ間もない生々しい身で、別な男と夫婦となり、腹がせり出して来よつた場合、その胤は前夫のものか、後夫のものか一寸判断がつかん。それで六箇月の猶豫を置いた譯ちやが、まる六箇月経つて結婚をやり直した場合でも、結婚早々の女が懐妊しよると、後夫にしても、覚えは無いと言へん譯ちやが、それを自分の胤では無い如く疑つて、折角子供が威勢よく生れて来ても、嬉しい顔一つ出来ない場合もある。

嫡出子
正當の夫婦
間に生れた
子。

こんな場合後夫が、その子は自分の胤ではないと言ひ張る。これを確定する手続きとしてはその子か或は法定代理人、又は裁判所の選任する特別代理人を相手取つて訴へてから定められるのちや。大體子が出生してから、夫たる者が一旦嫡出子として認めた以上は、これを否認することは出来んのちやから、否認の訴へは子の出生を知つた日から一箇年を経過すると、訴権を失ふことに成つて居る。

訴訟を提起
する権利。
認知
自分の子で
あることを
認める方法

事實は嫡出子でも、届出がない場合は私生子ぢや。後日父が認知すれば庶子となるが、本人には認知されて却つて迷惑な場合もあるから、私生子が成年者であつた時は、當人の承認を必要とするのちや。胎内の子でも母の承認があれば、父は胎兒認知の届出をすることが出来るが、一旦認知して置いて、後から「あれは俺の子ではなかつた」など、その認知を取消す譯には行かんのである。

六 養子稼業は辛いもの (養子)

「小槽三合あつたら養子に行くな」と、昔から戒めるところを見ると、養子といふ商賣は餘程割のわるいものゝやうに思へるが、それでも養子縁組は諸國到るところで、盛んに行はれる。

所が矢張りこいつが、利害問題が骨子となつて、他人と他人とが喰つく事なのちやから、木に竹をついだやうな工合で、何うもうまく行かん見え、折角縁組はして見たものゝ、何んの彼んのとゴタ／＼の絶えんのが、世間一般の有様ぢや。例へば養子をしてから實子が生れると今度は感情問題が主となつて、相續問題がこぢれて来よるし、實子は生れなくても根が他人ぢ

養子稼業は辛いもの

やから、一寸した事がきつかけになつて虫が好かんの、買ひ被つたのと、事毎に角の突合せになるしで、結局は出るの去るのと、お互に世間に對して悪口を吹聴し合ふやうに成ると、假りに親子と名のつく仲でも、實質はさながらの仇同志ぢや。

ところで法律はこの養子縁組について、何ういふ風に規定しとるかと言ふと、先づ養子と養親との關係については

養親
自分より上の親族父母叔母の如し
被後見人
後見人より後見を受け
る人。
嫡母
父が私生子を認知して入籍せしめた場合に母

- 一、満二十歳以上の者でなくては養親となる資格はない。
- 二、年長者や尊屬親は養子とすることは出来ぬ。
- 三、男子を養子とすることは、男子の家督相続人のある場合は出来ない。
- 四、被後見人は後見人へ養子と成ることは出来ぬ。
- 五、養子となる者に配偶者のある場合は、その配偶者も共に養家に入る。
- 六、養子となる者が満十五歳未満の時は、父母の同意を要するが、それが繼父母や嫡母である場合は、親族會の同意を経なければならぬ。
- 七、成年の子が養子をしたり、十五歳未満の子が養子をする場合は、その家に有る父母の同意を要する。

との關係を
謂ふ。
成年
二十歳以上

八、一度養子縁組や婚姻に依つて他家の人となつた者が、更らに養子となつて他家へ入るには實家の父母の同意を要するが、妻が夫に隨つて他家に入る場合はその必要はない。

九、遺言によつて養子を定めて置く場合は、遺言執行者、養子となるべき當人又はその父母、成年の證人二人以上の連署で、遺言の効力が生じて後ち直ちに戸籍吏に届けねばならぬ。

一〇、養子縁組も婚姻と同様、戸籍吏に届出て初めて効力が發生する。先づザツとこんな條件で、養子縁組が成立するのぢやが、前にも述べたやうに養子をしてから實子が生れると、兎角血で血を洗ふやうな見苦しい争ひが起つて来る。殊に養家に財産でもあると、これを廻つていろ／＼の人物が登場し、争ひ抜いた果は謀殺事件さへ起る例があるのぢやから、この間の事情を明かにして、十分對策を講じて置かんと、飛んでもない問題を生ずることになるのぢや。

法律の規定によると、養子縁組後數年経つてから、養親の方に實子が生れても、その實子を立役者にして相續を争ふことは出来んが、養子が来てから間もなく實子が生れたといふやうな場合は、養子を袖にしてその實子を相續人にすることも出来るのである。

この際一番問題となりよるのは、養母の懐妊といふ事ぢや。養子縁組届をした當時、養母の

胎兒
胎内にある
子。
相続權
相続する權
利。

遺棄
俗にうつち
やる。

養子縁組は辛いもの

二五六

腹に異状がないなら、養子殿は實子が生れたと同様な效力を生ずるのちやが、反對に當時養母の腹に子が宿つて居つたとすると、その胎兒は相続については、既に生れて居る者と看做されるから、胎兒の方が先客となつて、養子には相続權は廻つて來ない。
次に養子縁組の心得を話さう。何うせ合せ物ちやから、離れることのあるのは當然ちやが、この場合養子が満十五歳未満であるとその養親と、養子に代つて縁組の承認をなし得る權利ある者の協議によつて、離縁することが出来る。養親が死亡して後ちに離縁を取る場合は、養家の戸主の同意さへ有ればよい。二十五歳未満の者の場合では、その家にある父母の同意が必要となつて來る。

以上は協議による養子縁組の話ちやが、裁判に依つて離縁することも出来る。それには次の條件が擧げられて居る。

- 一、他の一方から非常な虐待を與へられたり、重大な侮辱を受けた場合。
- 二、他の一方が悪意を以て遺棄した場合。
- 三、養親、養祖父母から虐待されたり、重大な侮辱を受けた場合。
- 四、他の一方が懲役一年以上の刑に處せられた場合。

直系屬
自分より直
上する血族
例へば父祖
父母及び父
母の如し。

- 五、養子が家名を演じたり、家産を傾けるやうな重大な過失のあつた場合。
- 六、養子が逃亡して三年以上歸らぬ場合。
- 七、他の一方が直系屬を虐待したり、重大な侮辱を加へた場合。
- 八、養子縁組の場合にあつて離婚のあつた時とか、養子が養家の女と結婚したが離婚になつたり、婚姻が取消されたりした場合。

右の中の一つに該當する事實があつた場合は、それを理由として離縁の訴へを起すことが出来るが、一、二、三の行爲は容認すれば、離縁の理由にならんし、一から五迄と、八の場合は、離縁の原因である事實を知つてから一箇年經過すると、もう訴へる權利は無くなるのである。

七 自慢にもならぬ自慢 (離婚)

昔の女性に取つて離婚は、女としての何よりの不名誉であり、恥辱であつた。婚禮に白無垢を着るのは、死装束として白布を纏はしめるのと同じ意味で、一旦嫁しては夫の家を死場所と定め、二度と親の家の間は跨がぬものといふ觀念が、女性を通じての信条となつて居つたからどんな辛い事があつても、逃げて歸らうなどの浮薄な考は、さら／＼豫定の中に入れて居な

自慢にもならぬ自慢

二五七

再婚
再び婚姻す
ること。

自慢にもならぬ自慢

二五八

つたやろぢやし、萬に一つ不幸にして離縁になつても、前夫から三段半の離縁状を貰つて居らん限り、改めて他の男に嫁することは成らんといふ、きつい法度もあつて、離婚や再婚を厳しく戒めたもんぢやが、今は御時世がスツカリ變つて、離婚再婚勝手放題といふ有様になつて居る。

それについて不圖思ひ出した事ぢやが、兵庫縣の明石へ行くと、人麿神社といふお社がある歌聖柿本人麿を祀つたところで、境内に盲杖櫻といふ櫻の木が植はつて居り、その傍らに碑が立てゝあるが、碑文を見ると

ほのくゝとまこと明石の浦ならば

われにも見せよ人麿の塚

と一首の和歌が彫りつけてある。昔一人の盲人がこの地に遊んだが、目が見えぬため折角明光清美なる、山上の眺めを樂むことの出来んのを悲み、この歌を詠んで祈願をこめた所、不思議にも盲目の目が開いたといふ物語を記念するため、櫻を植ゑ、碑を立てたものぢやさうながこの人麿神社の西の口に高い石段がある。それが途中に躍場を設け、三段半になつて居るところから、昔からこの石段を不縁坂と稱ひ習はしとる。

離縁状を三段半といつた所から、此の名が出たものぢやが、それ程であるから昔の婦人は縁起を取つて、人麿神社へ参詣するにも、誰一人この石段を上下する者なく、悉く他の入口から登り降りしたものぢやが、今では妙齡の婦人までが平氣な顔で、この不縁坂を飛んで昇つたり飛び降りたりして居る。

世相の一斑はこれでも判るが、今時の若い女性結婚するにも、離婚を豫定の中に入れてから、夫婦生活中にも若しこゝを去つたら、お次は誰を相手に再婚したものかと、ちやんと候補者を定めて居るといつた有様で、能く言へばその手廻しのよいには、感心される次第ぢや。

ところでこれは日本だけの話ではなく、火元は何うやら太平洋の向ふ岸らしい。その證據には世界中で、一番離婚沙汰の多いのが米國であることを判るが、何んでも世界一でないしと得心のいかん彼の國では、離婚裁判の早いことでも、最近世界の高速記録を作つた。

シカゴ裁判所に於て、フィンガン判事の係りで行はれた離婚訴訟がそれで、裁判は前後合せで、たつた三分間といふ超スピードで済んだので、流石氣の早いヤンキー達もアツと呆れたさうだ。

離婚訴訟
離婚の請求
をする訴訟

自慢にもならぬ自慢

二五九

原告
被告に對し
或る要求を
する人。
宣誓
或る事實を
證明する言
葉。
控訴
第一審の判
決に對する
不服の申立

自慢にもならぬ自慢

二六〇

事件の真相といふのは、原告はロバート・ホウレットと言ふ紳士、被告はそのワイフのエリサベス・ホウレット夫人ぢや。この二人の間に離婚訴訟が起つた譯ぢやが、いよく裁判開廷となると、最初の一分間は夫のロバートが證人席に立ち、エリサベスとの結婚に關して、判事から出された五つの質問に鮮かに返答し、次の一分間は原告の友人ハミルトン・ヘールが、月日や氏名に關する證言を行ひ、次の一分間にフィンガン判事が、離婚許可の判決を下したといふのぢや。然もこの訴訟については、控訴も行はれなかつたので、都合三分間で完全に終つたと言ふ譯である。

こんなのはいくら世界一病のヤンキーにしてからが、餘り自慢にも成るまいが、兎も角どこの國でも、今では結婚解消といふやうな重大事を、立小便でもする位にしか考へて居らんのは事實ぢや。

この世相に給みついて、いろ／＼と碌でもない事件が起りよる。曰く結婚詐欺、曰く手切金の強請、曰く花嫁と共に家財の失踪等數へ立てると限りはないが、是等はまた／＼小難の部でうっかりして居ると、飛んでもない不祥事さへ起すことがあるから、先づ最初結婚の際に於て十分に注意を拂はんといかん。

婚姻の取消しや離婚のあつた場合は、女には最う配偶者といふものは無いから、再婚は當人の自由勝手ぢやが、法律の上ではその事があつてから、六箇月を経過せんことには、再婚は出らんことに成つとる。これはヒヨツとして先夫の胤を宿しとる女房に迎へて、有り難くもないお土産を持ち込まれることを防ぐためぢや。

姦通のため離婚されたり、刑の宣告を受けよつた女は、その間男を死ぬ程好いて居つても、晴れて夫婦になることは法律は許さん。

婚姻はその事實を戸籍吏に届け出ると同時に、次のやうないろ／＼の効力が生じて来る。

- 一、當事者間に親族關係が生ずる。
- 一、夫婦は同居する。
- 一、夫婦は家と同じくする。
- 一、夫婦はお互に扶養の義務を負ふ。
- 一、夫婦は互に後見人となる。
- 一、妻は法律上の無能力者となる。
- 一、夫婦間の契約は何時でも取消し得る。

後見人
無能力者の
保護者。

自慢にもならぬ自慢

二六一

廣い世間に妻の財産を目あてにして、婚姻しやうとする手合も有りよる。うっかりこんなのに引掛つたが最後、洗ひ浚ひ捲き上げられて、裸で叩き出されるやうな憂目を見ないとも限らんから、轉ばぬ先の用心として、營業上の負擔を夫に負はせたくないとか、或はそれが適當でないとかといふ事を理由に、妻の財産は妻の財産として、第三者に對抗出来るやう、ちやんと登記でもして、夫婦間の特約を明らかにしといた方がよいぢやろ。

夫婦間で金錢のことを言ふのは水臭いやうぢやが、餘りだらしくして、何も彼も亭主の言ふがまゝにした結果、無一物になつてから捨てられるやうな頓馬なのは、今の時節には流行らんやうぢや。いくら「亭主の好きな赤烏帽子」といつた所で、時世に向かなければ之も已むを得んことぢや。

八 結婚解消に絡まる物語 (離婚)

さて愈々本題に入つて、離婚の手續きはといふと、一番無難で、手間暇の要らんのは、本人とその親達の同意を得て、戸籍吏に届出をすれば、その日から天下晴れて赤の他人となること出来る。これが協議上の離婚といふやつぢやが、結婚後二十五年経つた夫婦となると、誰の

同意をも要しないで、一方だけの意思で離婚することが出来る。尤も夫婦生活も銀婚式を行ふ位にまで苦がついて、初孫の顔さへ見る年頃ともなれば、男にしろ女にしろ、今更ら嫌ぢやから別れるとも言へまいし、段々老境に入るに従つて、人生の淋しさが聳々と身に迫るから、夫婦別れなんて若い者のするやうな事はすまいと見越して、離婚するなら勝手にしてよいと言ふ風になつとるのかも知れん。

それから思ふと七面倒臭いのは、裁判上の離婚といふやつぢや。こいつには色々と喧しい條件があつて、ちよつこら一寸といふ工合にはいかん。念のためにその條件を並べて見やう。

- 一、配偶者が重婚した場合。
- 二、妻が姦通した場合。
- 三、夫が姦淫罪を犯して處罰された場合。
- 四、配偶者が罪を犯して三年以上の懲役に處せられた場合。
- 五、配偶者が同居に堪へぬ虐待をしたり侮辱を與へた場合。
- 六、配偶者が一方の直系尊屬に對して、右同様な行爲のあつた場合。
- 七、配偶者の生死が三年以上不明である場合。



八、婚養子縁組にあつては離婚の場合。
 九、養子と家女の婚姻の場合は離縁又は、養子縁組の取消しのあつた時。
 大體以上の中のでれかに該當した場合でなく
 ては、裁判所へ願つて離婚の請求は出来んこと
 に成つとるが、一から四までの場合は、他の一
 方が同意した時は、訴訟は成立せんし、七の場
 合は一方の生死が、分明になつた時でなくては
 訴へることは出来ないのである。
 尙右の條件に具體的には示して無いが、女房
 が病氣のため轉地療養をすることに成つたが一
 月位で治ると思つて居つたのが思ひ通り捗らず
 半年以上も歸つて来ない。この間に豫て精力家
 の亭主は、藝妓を身請けしたさへ不都合な上に

ふてくしくも其の藝妓を、女房の留守中の家に引入れ、夫婦然と巫山戯ちらして暮しとる。
 かういふ例も廣い世間には有るぢやるが、この場合女房としては、その夫の行爲を理由とし
 て、離婚の訴へを起すことが出来るであらうかと言ふに、大審院の判決には次の如く出て居る
 判 例 夫が正妻あるに拘らず、縦令暫時の別居中にもせよ、藝妓と其の身請を約し、之を
 引き入れて同棲半歳以上に及びたるが如きは、民法第八百十三條第五號に、所謂配偶者より
 同居に堪へざる、重大なる侮辱を受けたることに該當すること明かなり（昭和八年一月大審
 院判決）

離婚に絡まる實際問題については、話は山積して居るが、それを一々書き立てる譯にも行か
 んから、一つ二つだけを引出して参考にしやう。
 話はだいぶ古いが關東大震災當時のことぢや。勤め先から命からく逃げ出した姉妹二人の
 娘が、偶然の機會から或る青年に救はれて、暫く三人でバラツク生活をして居つたが、そのう
 ち 妹 娘の方が其の青年と戀に落ちたので、姉娘の同意を得て、別に二人で世帯を持つことに
 成つた。

實直な青年ぢやから、姉妹の娘も喜んで、それから二箇月ばかりたつて、青年の叔父さ

んといふ男が上京して来て、是非とも國へ歸つて、豫て許婚となつとる娘と夫婦になれとの談判ぢや。青年は無論斷つたが、すると頑固一天張りの叔父は、飽くまでこちらの言ふことを拒み、親の許さぬ娘と夫婦となるといふなら、親に言ひつけて勘當させるばかりか、許婚の娘の方は、裁判所へ訴へても屹度、夫婦にさすがそれも覺悟かと威かした。

青年と言ひ姉妹の娘といひ、法律なんてことは知らんから、叔父の一言に震え上り、そんな譯なら國に歸らば成るまいと、飽きも飽かれもせぬ妹娘との仲を割くことにまで話が進んだが、念の爲めに辯護士に相談したところ、問題は譯もなく解決した。詰りこんな場合には當事同志見込みのある相手ならば、結婚して届出さへすれば、天下晴れての夫婦になれるのぢやし、許婚の方は事實上夫婦關係は無かつたのぢやから、訴への出来んことは勿論、貞操上の損害賠償なども起る心配は無いのぢや。それを法律の心得がない許りに、せんでもよい心配をせねは成らんことに成る譯である。

もう一つこんな話がある。久しく後家生活をして居つた一人の婦人が、その長女をさる處へ嫁にやつた。正式に仲に立つ者があつて、先方からは相當な結納も持つて來たのであつたが、さて愈々娘が婚家へ行つて見ると、いろ／＼面白くない事情があつて、時々娘が實家へ歸つて

來よる。母親の後家さんは其の都度、よく娘に言ひきかせて元へ歸して居たんぢやが、最後には娘も母親も我慢が出来ない事情があつたので、縁を切るつもりで其のまゝ留め置いた。

そのうち先方では、ものゝ一月もたないうち、新たに外から嫁を買つた、これを見ては此方でも面白くない。正式に縁を切つた譯ではなし、まだ婚姻の届出はしてなかつたとは言へ、餘り踏みつけた仕業ぢやから、言分は數々あるが、今となつては何んにも言はん、その代り娘が持つて行つた荷物を、残らず返せと申し送つたが、先方では物の権利は嫁に無い筈ぢやと言つて、此方の申込みに應じない。その上もう一つ面倒なのは、歸つて來た娘が、現に妊娠してるといふことで、この子供の始末も何うしたものかと、思案に餘つた末事件を辯護士の所へ持ち込んだと言ふのぢや。

これなんかも法律さへ知つとれば、何も心配する事も思案することも無いのぢや。詰り嫁に行つても入籍前であれば、嫁の所有品は嫁が自由に持ち歸ることが出来るのぢや。それに引きかへて一旦送つた結納金は、縁を切つたところで、夫の方に返還の請求することは出来ん。又腹の中の子は、先方にも覺えのあることぢやから、認知させて引取らす方法を取ればよいのである。

九 子故に親の荷は重い (親權)

民法第八百七十七條には親權について「子は其の家に在る父の親權に服す、但し獨立の生計を立てる成年者は此の限りに非ず、父が知れざる時、死亡したる時、家を去りたる時又は、親權を行ふこと能はざる時は、家に在る母之を行ふ」といふ明文がある。

親權といふからには、親子關係に基いて、親が子に對して持つ權利だけのやうに聞えるが、權利だけではなく義務も含んだものである。

大體權利といひ義務といひ、この二つのものは、氷炭相容れざる工合に、全然對立しとるやうに考へられるが、實際は權利はそのまゝ義務であり、反對に義務はそのまゝ權利である場合があつて、見る角度によつては、權利であるのか義務であるのか、判らんやうな場合があるのぢや。

例へて見るなら、男子が兵役に就くことは、納税と義務教育と併せて、國民の三大義務といはれとるから、國家に對しては帝國臣民の義務に違ひなからうが、一方軍隊に入る本人から言ふなら、帝國軍人となり得る、名譽ある權利とも言へるのである。詰り男子として日本に生れ

たればこそ、帝國軍人と成り得る譯で、外國人にはこの權利はない。日本人でも女子には又この權利はないのである。

此の例は戸主と家族との關係に於て考へることも出来る。戸主は家族を扶養する義務を負ふといふことを、負擔の點から言ふなら義務に違ひないが、扶養し得るといふ地位から見れば立派な權利ぢや。他人では扶養の義務がないから、従つて又權利もないのである。

かう考へて來ると、權利と義務との間には、截然たる區別が無いことに成つて來よる、それぢやから親權といふ二字の中には、義務も含まれとることに成つて來るのである。

所でこの親權に服する者は、明文にもある通りその子ぢや。いくら親權を振り廻したところで、縁も由緒もない他人の子は何うすることも出来んし、又そんな餘計な事はせんでもよいのぢや。

そんなら子である以上は誰でも、その親權に服さなくては成らんかと言ふと、穴勝ち然うとも限つて居ない。成年に達しない子と、成年には成つたが修業中とか、病氣とか、意氣地がないとか、其の外いろ／＼な事情のため、獨立して生活することの出来ん連中だけか、親權の支配下に置かれるのであつて、一本立ちで立派に生活しとる者は、親權外に超然として獨行し、

親の意見に従はなくともよいといふ事に成つとる。

尤も之れは法律の上のことである。いくら成年に達して、獨立して立派に世渡りをしとるからと言つて、親は親ぢや。親の厄介に成らんぢやから、此方も親の面倒は見んでもよいといふのでは、人情を忘れ徳義に背くことに成らんぢやから、生活について親の世話に成らんかと言つて、矢張り親は親として、孝養の道を忘れては成らんのは言ふまでも無いことぢや。ところが人間といふ奴は、餘程忘恩的な動物と見えて、親の厄介に成つとる間は、親でなければ成らんやうに言ふが、それが一本立に成つて親の膝を離れ、配偶者を得て子供も出来たと成ると、いつの間にか親のことなんか忘れ、年に一度の年始廻りさへ、面倒臭がるやうな罰當りな手合が少くない。兩親が亡くなつてから初めて眠が覺め、孝行のしたい時には親は無しと悔んで見たところで

配偶者
つれあひ。

さらばとて石に蒲團もきせがたし

で、最早何うすることも出来んのぢやから、誰しも親の在る間に孝行はして置きたいものぢや。餘計な説教めいたことを言つて済まなんだが、著者も散々親不孝をした一人で、今では風樹の慨に堪へんまゝ、ツイ口に出た譯ぢや、悪く思はんで貰ひたい。など、道草にえらく暇取

つたから、此の邊で先を急ぐことにしやう。

さて本来親權を持つ者は兩親、つまり父と母との二人であるが、この二人が對立して被親權者の子に對したのでは、指揮命令が双方から出ることになる。それも其の言ふ所が一致して居れば問題は無いが、若し一致して居らん時には何うなるぢやろ。例へば日曜の前晚に、明日の遊びについて父親からは

「明日は久しぶりに、箱根あたりへドライブしろよ」と言ひよるし、母親はまたそれと反對に「箱根も悪くはないが、お母さんと一しよに、上野の動物園へ遊びに行きませう」といふやうな事が無いとも限らん。この場合子としては、父を立てれば母が立たず、母を立てれば父が立たず、双方立てれば身が立たずといふやうな状態になつて、進退これ谷まることに成るぢやろ昔の物語に、雨模様の日子供が登校するに際し、親父は下駄を履いて行けといふし、お袋は草履でよいと言ふので、子の方では歸趨に迷つたが、根が孝行息子であつたので、双方の言付けを聞入れ、下駄と草履とを片足づゝ履いて出かけたといふ話があるが、今頃はこんな神妙な子供は先づ無い。どちらか一方の言ひ付けを聞き、自分に都合のよい方を履いて出るぢやろし、氣の短い奴になつたら、面倒臭いといふので、跣足で駆け出すかも知れん。

然し都合のよいことには、親権は父と母と並び行ふことには成つて居らん。父がある場合は父だけが親権者となり、父が死んだとか、母の家へ婿養子となつて来て居つた父が、離婚してその家から出てしまつたとか、父は父としてチヤンと有るが、其の父が病氣とか氣が狂つとるかで、實際親権者の位置に立たん場合などは、母が親権者となることに法律で定められて居る。どちらかと言へば子のためには、父が親権者となつて、ミツチリ指導教養するに越したことは無い。親権を行ふ者が母であると、幼少の頃から何うしても甘やかして育てる結果として、成長の後も放蕩息子や不良に成るのが多いやうぢや。

それでもまだ親権者が母である方は子のために幸せな方で、中には實の父も母もないとか、有るには有るが病氣やその他の事情によつて、親権者と成れないやうな不幸な子もありよる。こんなのに對しては、誰が親権者となるかと言ふと、實父母のない時は繼父、繼母又は嫡母が親権者となり、是等の人々もない場合は、最後には後見人が親権を行ふことに成つて居る。

親母
父の認知し
た子と母と
の關係から
云ふ母の名
稱。

一〇 子を虐待する親 (親権)

以上で親権者の品分は判つたぢやから、次にはその親権とは、一體どんなものかといふこ

とに就いて、一通り説明して置かう。

未成年者
満二十歳以
下。

一、民法第八百七十九條 親権を行ふ父又は母は、未成年の子の監護及び、教育を爲す権利を有し又義務を負ふ。

監護といふのは監督と保護の意である。監督といふと厳しく聞えるし、保護といふと優しく響くが、保護する爲めの監督であり、監督する爲めの保護ぢやから、別に目に角たてゝ區別にするにも當らん、同じことと思つて少しも差支はない。小學校あたりでは先生が生徒を、學校の内外に於て保護監督することを「看護」といつて居る。看護婦の看護ぢやから、これに成ると一層物柔らかに聞えるが、結局は監護と同様の意味である。

教育といふのは教へ育てること、教へるとは主として知識に就いてのこと、育てるとは主として身體に就いての意味で、教育學的にいふと德育、體育、智育、情育などいろ／＼と御丁寧に分類されとるが、要すると身體精神とも、完全な人間に育て上げることが教育ぢや。親権者である父又は母は子に對して以上の事を行ひ得る権利があり、同時に行はねば成らん義務を負ひてるのである。

二、民法第八百八十條 未成年の子は親権を行ふ父又は母が指定したる場所に、其の居所を定

子を虐待する親

むることを要す云々。

これが親権中の居所指定権ちや、居所といふのは住居すべき場所のことである。未成年の子は親権者の指定した場所に居住する義務を負ふのちやから、その指定に従はねばならぬのである。

三、民法第八百八十一條 未成年の子が兵役を出願するには、親権を行ふ父又は母の許可を得ることを要す。

外國では國民に對して、兵役の義務を負はない國がある。こんな國では女子は勿論のこと、立派な男子でも自分で厭なら、軍隊に入つてオイチニクをやらんでも済むのちや、それでは國防はどうするかといふと、兵隊を志願する者だけを月給で雇ひ入れ、適當に軍隊を編制するのちや。それに引きかへ我が大日本帝國では、苟くも男子と生れた以上、滿二十歳に達したならば一人漏らさず検査を受け、それに合格した者を入營させることに成つて居る。これが普通の徴兵で、検査を受ける者は既に、滿二十歳に達しとるから未成年者ではない。従つて普通の徴兵には親権者の許可なんか必要ではないが、徴兵令第十二條には別に規定を設け、滿十七歳以上の男子は志願に依つて、現役に服することが出来ることに成つて居る。條文に親権者の許

懲戒場
親が子を懲
しめる爲に
入れる場所

可を要すとあるのは、この志願兵の場合のことである。

四、民法第八百八十二條 親権を行ふ父又は母は必要なる範圍内に於て、自ら其の子を懲戒し

又は裁判所の許可を得て、之を懲戒場に入ることを得。

子を懲戒場に入る期間は、六箇月以内の範圍内に於て裁判所之を定む、但し此の期間は父母又は母の請求に依り、何時にても之を短縮することを得。

これが親権中の懲戒権である。懲戒とは文字の示す通り懲し戒しめることで、子の不行跡を矯正するのが目的ぢや。手段としては色々あらう、軽い所では叱り付けることもあるし、重い場合は殴打しても差支なく、偶には縛り上げたり、一室内に閉ぢ込めたりしても善い譯ぢやがこれらの行爲は子の悪い所を直してやるといふ、親の愛情から出發して居らねばならぬ、一時の腹立ちまぎれに打つたり蹴つたりするのは、懲戒の精神に反するものである。

又いくら懲戒権ぢやからと言つて、その範圍を超えて酷い目に逢はせることは法律は許して居らん。それを履き違へて、親は子を懲戒する権利があるからと言つて、目に餘るやうな虐待を加へる親も中には有るやうぢや。最近も東京で十八になる娘が、寢小便をしたり、親の言ひ付けに背いたりするといふので、裸體にして冷水を浴びせたり、太股へ燧鏝を當てたりした親

子を虐待する親



があつた。直接手を下して、そんな酷い目に逢はせた者は繼母ぢやが、これを指圖したのは、親権者である實父であつたので、両親とも警察へ呼出されて取調べられた。

この時親の方では、そんな事をした覚えはな、太股の火傷も當人が過つて受けたものであると辯辨しようたが、娘がそんな傷をしたことを知りながら、何一つ手當をしてやらなかつたといふ事實が判つたので、それから責めていつた結果、とう／＼虐待したことを自白し、これを理由に親権を喪失したやうな問題を起した事件があつたし、お隣りの横濱ではまた、子供が餘り亂暴するの腹を立てた父親が、怒りに任せて棍棒で頭を打つたところ、當り所が悪かつ

たと見え、可愛さうにも一撃の下に死んでしまつたので、大騒ぎとなつたこともある。

こんなのは何れも懲戒の範圍を越した例で、いくら親権者の行爲ぢやからと言つて、そのまゝ許すことは出来ないのである。

五、民法第八百八十三條 未成年の子は親権を行ふ父又は、母の許可を得るに非ざれば、職業を営むことを得ず。

父又は母は第六條第二項の場合に於ては、前項の許可を取消し、又は之を制限することを得未成年者が法律行爲を爲すには、その法定代理人である所の父とか母とか、後見人とかの同意を要するとは、民法第四條の規定する所ぢや。職業は立派な法律行爲ぢやから、未成年者が之を営むには、親権者の同意を必要とするとは言ふまでもない。

それなら未成年者は、絶対に如何なる職業も営むことは出来んかと言ふと、穴勝ち然うとも定つて居らん。特に許可された營業ならば、その許可された範圍内で營業することが出来る。例へば未成年者が納豆賣りの許可を受けたとすれば、その納豆を仕入れたり、販賣したりすることは出来るのである。

六、民法第八百八十四條 親権を行ふ父又は母は、未成年の子の財産を管理し、又その財産に子を虐待する親

法律行爲
法律上の效
果を生ぜし
める各種の
行爲。例へ
ば金銭貸借
の如し。

債務
負債に同じ

子を虐待する親

關する法律行為につき其の子を代表す、但し其の子の行為を目的とする債務を生ずべき場合に於ては、本人の同意を得ることを要す。

これは子の財産を管理する権利やが、別に説明は加へなくとも判るであらう。

七、民法第八百八十五條 未成年の子が其の配偶者の財産を管理する場合に於ては、親権を行

ふ父又は母は、之に代りて其の財産を管理す。

これは親権中の財産及び、身分に關する代表権であつて、この外にも尙ほ同意権といふのが

ある。民法第八百八十六條に「親権を行ふ母が未成年の子に代りて、左に掲げたる行為を爲し

又は子の之を爲すことに同意するには、親族會の同意を得ることを要す」といふのがそれで

「左に掲げたる行為」といふのは

- イ、營業を爲すこと。
- ロ、借財又は保證を爲すこと。
- ハ、不動産又は重要な不動産に關する、権利の喪失を目的とする行為を爲すこと。
- ニ、不動産又は重要な不動産に關する和解、仲裁契約を爲すこと。
- ホ、贈與又は遺贈を拒絶すること。

不動産
土地や建物
の動産

土地及び建
物以外の有
體動産のこ
と。

仲裁契約

仲裁して争ひ

を解決する

ことを約束

した契約。

遺贈

自分の死亡

後に他人に

財産を與へ

ること。

心神喪失

精神状態が

全く缺けて

居ること。

例へば白痴

者癡癡者の

如し。

喪失

権利又は物

一一 子を賣食ひした百姓 (親権)

等であつて、若し母が親族會の同意を得ないで、未成年の子に對し以上の行為に同意を與へよつたり、この規定に違反して爲した場合は、本人である未成年の子又は、その法定代理人に於て取消すことが出来るのである。

親の權利といふと子に取つては、非常に威嚴があり、犯すべからざる迫力があるやうにも思はれるが、何をいふも缺點の多い人間同志のことぢや、親権といつても絶対不可侵のものではなく、時とするに此の權利が無くなることがある。どんな場合に親権は行はれなくなるかと言ふと、法律は次の四つの場合を規定して居る。

- 一、親権者が生死不明又は心神喪失等のために、事實上親権を行ふことが不可能となつた場合
 - 二、父や母が禁治産者や、準禁治産者の宣告を受けた場合。
 - 三、父や母が未成年者である場合。
 - 四、裁判所から親権喪失の宣告を受けた場合。
- 以上のうち一と二は誰にも判るが、三の場合となるとチト合點のいかん事がある。外ではな

子を賣食ひした百姓

いが親權を受ける者は未成年者で、これは判つとるが、親權を行ふべき父や母が未成年者とは何うかといふことぢや。然し能く考へて見れば、これは別に不思議でもなく不審を抱くにも當らんことぢや。何故かといふに日本の民法では、結婚年齢を男子は満十七歳、女子は満十五歳と規定しとるのぢやから、女ならば満十五歳になれば人のワイフに成ることが出来るし、従つて十七八歳でよきマ、にも成れる道理である。

男にしてからが其の通りで、満十七歳で夫と呼ばれる身分にもなれば、十九位では既にはやバ、にも成る可能性がある譯ぢや。しかし以上の年齢では、何れも満二十歳未満の未成年者であるから、未成年の父や母があるのに不思議はない。

ところが此の飯事のやうなバ、ヤマ、では、自分自身が法律上の無能力者ぢやから、その子に對して親權を行ふどころの沙汰ではない。それなら誰が、この幼い夫婦の間に出來た子に對して親權者となるかといふと、幼い夫婦の親權者や後見人が、も一つその權利を延長して、小さい子に對しても親權を行使することに成るので、謂はゞ親權の二重行使といつたやうな形に成るのである。

後見人
被後見人を
後見する人

次に第四の「裁判所から親權喪失の宣告を受ける」場合ぢやが、これには色々あるが、先づ

第一は民法第八百九十六條に規定する「父又は母が親權を濫用し、又は著しく不行跡なる時は裁判所は子の親族又は檢事の請求に因り、其の親權の喪失を宣告することを得」といふ場合である。

昔から親の光りは七光りとも言つて、子に取つて親程有り難いものはない。這へば立て、立てば歩めの哺乳期から、子は親の血を吸ひ、懷ろを臥床として育てられるのぢや。尤も「親は無くとも子は育つ」といふ言葉も有るには有るが、育つといふことが、單に大きくなるといふ意味だけなら、此の理窟も立つかは知れんが、育つといふ意味は、そんな單純なものではない完全な人間に成ることが、本當の育つといふ意味なんぢや。ところが親無し子に限つて、何うも不完全な人間の多い事實から見ると「親がなくては子は育たん」といふべきが本筋のやうに思はれる。

兎も角子は親の恩愛に浴して育つもので、その事は子の方でもよく承知して居る筈ぢやが、川柳にも

孝は撫で不孝は嚙る親の脛

とある通り、數ある子の中には親の脛どころか、骨までしやぶるやう厄介なものも出て來るん

子を賣食ひした百姓

ぢやから、親の身としては堪つたもんではない。

然うかと思ふと一面には、數ある親の中には、自分は最早棺桶の中へ片足を突込んだ程の老いぼれに成つて居りながら、滅多矢鱈に親の威光を振り廻はし

「親に向つて何を言ふか、親の命令ぢや……」といった調子で、何から何まで子を押しつけやうとする、無理解なものも飛出して來よる。

こんな親に限つて、自分の子なら叩き殺しても差支のないやうに考へて居るものぢや。つい先達でも東北地方の百姓さんが、年頃の娘を連れて東京へ出て來よつた。堅氣の所へ奉公させて、將來娘の身の立つやうにしてやる積りで出かけたのぢやが、汽車の中で人身賣買を商賣にしとるやうな奴の口車に乗り、東京へ著くと其の男の世話で、娘を藝妓屋へ賣飛ばし、二百五十圓といふ身代金を受取つた。

すると此の親父さん急に氣が大きくなつて、其の金を懐ろに遊廓へ繰り込み、年にも恥ぢず二三日居連けしとる所を、其の筋から怪しい奴と睨まれて、警察へ引立てられたが、取調べを受ける段になつて

「俺の娘を俺が賣り、俺の金で俺が遊ぶに何が悪いか」と啖呵を切り、さしも物事には馴れ切

つた警官達を驚かせたといふニュースが、新聞紙の社會面を賑はしたことがあつた。

殺しても構はん位に思つとる不心得な親にして見れば、これ位の啖呵を切るに不思議も有るまいが、子にして見ればいくら親ぢやからと言つて、自暴に親權を振り廻はされたのでは堪らない。

そこで民法は親が親權を濫用し、無茶な事をした場合は、その親權を取上げる規定を設けて心得違ひな親權者にお灸を据ゑることにしてあるのぢや。

次には條文にも有る通り、父又は母が「著しい不行跡」のある場合を豫想して、かゝる場合にも子の親族から請求があれば、裁判所は取調べの上親權喪失を言ひ渡すし、親族の請求はなかつとも、檢事は公益代表の立場から、職權を以て親權の喪失を請求することが出来るのであるところが爰で問題となるのは「不行跡」とは如何なる事か、又その程度は如何といふやうな疑義の起ることぢや。

常識から考へるなら、不行跡とは身持のよくない事ぢや、見る目にも餘るやうな不しだらな行爲のあることぢや。

具體的に一つ二つ例を擧げて見るなら、稼業を放つたらかして置いて、毎日のやうに朝から

晩まで酒びたりに成り、女房の事も子供の事も一切頓着せんや、今日は博奕場、明日は遊廓と遊び廻はり、親の危篤にも歸つて来んや、何不足なき女房があるに拘らず、下らない女を妾として圍まい、その妾宅に入り浸つて、家事は元より家族のことも忘れて終つとるのや、こんなのは不行跡の代表的なもので、父といはれる親権者の中には折々見受けるところである。母が親権者となつとるのは、十中の八九までは亭主に死別れ、後家生活をして居る場合のやうぢやが、この後家といふ代物が仲々難物で、得てして問題の種を蒔きよる。「二十後家は立つが三十後家は立たん」といふ諺は、何の意味かよくは判らんが、亭主に先立たれたからと言つて、女の身だしなみを忘れては、佛の恥にも成るぢやるとの殊勝な心掛から、身なりでも繕ふもんなら

よく結へば悪くいはるゝ後家の髪

といふ奴で、百箇日も濟まないうちに、男でも拵へたやうに噂をされるし、後の弔ひこそ大切と、日参のやうにお寺詣りでもすると、遂には

和尚さんあれさ佛に濟みません

と言つた工合に、飛んでもない参詣になつて終ふことが無いとも言へん。同じ後家でも

貞女でも蚤には紐を解すなり
といふ程度のうちなら先づ安全ぢやが、若くて美しくて、小金でも持つとるやうなものになると

佛より後家には施主がたんとつき

といつた工合に、世間が放つては置かん。それも初めの間は、死んだ亭主の事が胸にコピリついたりから、いくら不良老年や狼や麴がたかつて来ても、用心堅固に構へて居つて、指一本觸れさすやうなこともせんが、元來女は弱いもんぢや、執念ぶかく付き纏はれると、つい情にほだされるやうな事にもなるし、男の方は男の方で、一旦見込みをつけたからには、何でも彼んでも落城さゝんことには、男子の顔が潰れるといふ考へから、恐ろしい迫力で襲ひかゝつて来よる。中には巧者な奴もあつて、たま〜口説いとる最中、雷でもなると

「アツ、鳴つた」なんかと、いかにも恐れ狼狽へたやうに装ひ、いきなり相手に抱きついて、その序にキツスの一つも盗んでしまふやうな、悪辣な手段を弄することも有つたといつた調子で、とゞの詰りは目出たく落城といふことにも成るのぢやが、一旦落城したとなると、女はだらしの無いものぢや、それも堅い〜と言はれて居つた者ほど、反動的に其のだらしなさが一

層甚しくなつて、人目も構はず、醜態を演ずるやうに成るのが多い。
 親権者がこんな工合に不行跡では、被親権者の教育上、よい影響の及びさうな筈はなく、監護にしたところで、十分行き届くわけのものではない。その上財産などの事についても、どんな不都合をするかも知らんといふ不安が生じて来る。親権喪失の理由は、かういふ所に存して居るのであるが、不行跡といふ事については、大審院の判例にも次のやうなのがある。
 寡婦と雖も中流農家の親権者にして堅く貞操を守り、家風の改善を計らざるべからざるにも拘らず、同居の傍系姻族と私通し、私生児を分娩したる如きは、私通關係が例ひ隠密の間に行はれたりとするも、其の行爲は親権者たるの面目を、著しく汚損したる者にして、民法第八百九十六條の所謂不行跡に該當す。

私生子
 父親の不明
 な子。

尤も一時の不心得から、一旦親権者の面目を汚すやうな行爲があつたが最後、如何に改心しても、親権喪失の理由は取除かれんかと言ふと、判例にも「親権者たる母が情夫と契り、私生子を分娩したる事實ありとするも、其の後前非を後悔して謹慎家業に精勵し、全く一時の心得違ひに過ぎざるものと認めらるゝ場合は、之を以て親権喪失の原因ありと爲すを得ず」とあつて、改心さへすれば許してやるぞと言つとるのぢやから、若し人の子の親権者たるものにして

失當
 正當でない
 こと。

その親権を濫用したり、不行跡の行爲をやりつゝある者があつたら、この場合考へ直して、眞人間になられんことは、切におすゝめして置く。

親権の濫用や不行跡については民法第八百九十七條に「親権を行ふ父又は母が、管理の失當によつて、其の子の財産を危くしたる時は、裁判所は子の親族又は檢事の請求に依り、その管理権の喪失を宣告することを得」といふ規定もあるのぢやから、世の親権者達は、その點もよく考へて見た方がよいぢやろ。

一一一 芝居にもある後見人 (後見)

民法第九百條を見ると

一、未成年者に對して、親権を行ふ者のない場合とか、親権を行ふ者は有つても、その親権者が財産管理権を持つて居らん場合。

二、禁治産の宣告があつた場合。

以上の二つの場合に、後見を開始すると規定されて居る。

我國で後見の制度が設けられたのは、明治六年一月華士族相續法が制定された時、戸主が幼

禁治産
 裁判所の宣
 告に依つて
 自分の財産
 を自ら處分
 することを
 禁ぜられた
 人。

芝居にもある後見人

少の時には後見を置く旨を規定したのが皮切りで、翌年には更らに太政官指令を以て、一般平民の家でも戸主の幼少な場合は、後見を置くことに成つたのちや。

世界では古代羅馬で、早くも家長権補充の機關として、後見の制度が設けられて居つたといふから嘘のやうな話ぢや。尤も日本でも古川柳の中に

盗人が出ると後見井戸を埋め

といふ句がある所を見ると、御定書百箇條が幅を利かせた徳川時代にも、後見制度があつたやうに思はれるが、この川柳にあるところの後見は、今のやうに親族法上の後見ではない。そんなら何の後見かといふと、實は芝居の後見のことぢや、感違ひをせんやうに注意して置く。ところで芝居の後見なら、商品のレツテルのやうなもので、お客さんの方から言ふなら、有つても無くても同じやうなもので、有るに越したことはない程度のものぢやが、未成年者の後見人となると、そんな譯にはいかん。

子に育ての親が無かつたり、有つても法律上の規定やその他の事情に依つて、親権を行ふことの出来ん場合、その親に代つて大切に教育し、過ちのないやうに保護監督する大任に當るべき重い責任を持つとる者ぢやから、有つても無くてもなんぞと、刺身のツマのやうに思つたの

では、相濟まんと申すものぢや。それぢやから法律でも重要なものとして、いろ／＼と嚴しい規定を設けて居る。

先づ後見人の人數ぢやが、これは親権者の場合と同様に、二人もあつては天に二日あるやうな工合になつて、甚だ不都合なことに成るから、民法第九百六條に於て「後見人は一人たることを要す」と規定し、二人以上後見人となることは許して居らん。西洋では二人と規定しとる國も二三あるが、日本の法律では、そんな慾張つたことは言はん。明治十五年以來ズツと現今まで、一人で押し通しとるし、それで又少しも差支はないのである。

それなら此のたつた一人の後見人には、誰が成るのかと言ふと、民法第九百一條に「未成年者に對して、最後に親権を行ふ者は、遺言を以て後見人を指定することを得云々」と規定しとる通り、最後の親権者の遺言によつて指定されるのである。

例へば三河萬齋は子の才三の親権者となつて居つたが、その萬齋は死亡した。この時才三が成年に達して居れば、別に親権者の必要は無かつたのちやが、才三はまだ未成年者ぢや。そこで萬齋の死後は、母のお傳が才三の親権者となつて、我が子の教育監護等の任に當つて來た譯ぢやが、不幸はもう一つ此の三河家に重なり、母のお傳も才三が成年に達するのを見ずして、

芝居にもある後見人

遺言
死亡後に効
力を發生せ
しめる意思
表示。

夫の後を追ひ冥土へ旅立つことに成つた。

お傳にして見れば、自分は年から言つても不足はなし、殊に佛に迎へられて、良人萬齋の行つて居る冥土へ旅立つのぢやと思へば、別に生に執着するやうな慾心はないが、たゞ一つ心に掛るのは才三のことぢや。利巧なやうでも、まだ二十にも成つて居らん少年では有るし、両親とも亡くなつた後は、定めし困るであらうと考へると、死ぬにも死ねん思ひがする。

去らばと言つて佛さまの迎へを受けた上は、否でも應でも此の世に「さよなら」をせねばならん。そこで自分に代つて、才三の面倒を見て貰はうとの有難い親心から

「妾の死んだ後は、芋野鶴吉さんを、才三の後見人にして下さい」と遺言して置けば、お傳の後はこの鶴吉が才三の後見人となつて、萬事の面倒を見ることに成るのぢや。

そんなら才三に於けるお傳のやうに、最後の親権者の遺言ならば、誰でも後見人となれるかと言ふと、特別の規定のない限りは、お傳の自由意思によつて、誰でも後見人に指定することは出来るのである。

ところで中には法律の心得が無い許りに、自分は親権者でありながら、親権者がどんな者であるかさへ知らずに居る者もザラに有る。こんな人々になると、遺言によつて後見人を定める

ことは無論知らんから、そんな遺言なんか無しに、至極呑気に極樂往生を遂げるやうなことに成る。かうした場合未成年の子に對する後見人は、無いまゝで済んで行くかといふに、決して然うではないのぢや。

民法は最後の親権者の遺言のない場合は、その家の戸主を以て後見人とすることを規定して居るし、若し又その戸主もない場合は、親族會が後見人を選定することに成つて居るから、未成年者本人に於て

「そんな面倒臭いものは要らん」といつても、どこからか誰か一人は、きつと後見人がつくことに成つて居るのである。

以上は未成年者に就ての後見人ぢやが、禁治産者の後見人となると、一寸様子が變つて居つて、先づ第一は當人に對して親権を行ふ父とか母とかで後見人になるが、禁治産者が夫である場合は、その妻が後見人となるのぢや。

それでは親権を行ふ父も母も、また妻もない場合はとなると、未成年者の場合と同様に戸主が後見人となり、戸主もない時は矢張り親族會によつて、後見人が選定されることに成つて居る。

一三三 親程には光らぬ後見人 (後見)

後見人は最後の親権者の遺言によつて自由に指定されたり、親族會に於て選定されることは前に述べたが、それでは何人でも、遺言によつて指定されたり、親族會によつて選定された以上は、否でも應でもその任務に就かねばならんかと言ふに、法律はそれ程融通の利かんものでもない。次に掲げる事項に該當する場合は、その事實を理由として、後見人を辭退することが出来るのである。

- 一、軍人として現役に服すること。
- 二、被後見人の住所する市又は郡以外の地に於て公務に従事すること。
- 三、自分より先に後見人たるべき者に付き、本條又は次の條項に示す後見人たることを得ない事由の存した場合は、その事由が消滅したこと。
- 四、禁治産者に付ては十年以上を爲したること。但し配偶者や直系血族及び戸主は此の限りではない。
- 五、此の外不當の事由ある場合は、後見人の任務を辭することが出来るし、婦人は因より其の資格はない。

禁治産者
禁治産の宣告を受けた人。

公權
國家の公務に參與する權利。
破産者
破産の宣告を受けた人

資格はない。
又次に掲げるやうな者は、後見人の任に當ることは不適當であるから、法律を以て後見人には成れない規定になつて居る。

- 一、未成年者。
- 二、禁治産者及び準禁治産者。
- 三、公權を剝奪された者や停止された者。
- 四、裁判所から親權喪失の宣告を受けた者、不適任として裁判所から辭退された後見人。
- 五、破産者。
- 六、被後見人である未成年者に對して訴訟を起したり、又は起さしめた者、それから其の配偶者や直系血族。
- 七、行方不明となつて居る者。
- 八、裁判所で後見の任に堪へぬ事跡や不正の行爲ある者と認められた者や、甚しい不行跡あるものと認められた者。

尤も第八の場合は判例にも「後見人が縱令過去に於て、私生兒分娩の不行跡ありとするも、

親程には光らぬ後見人

免職を免ずる
職を免ずる
免職に同じ

親程には光らぬ後見人

二九四

現在其の行を慎み、専ら後見の事務に執掌せる以上、將來に於ける後見事務處理の上に、不當なりと認むることを得ざるを以て、右過去の一事實を以て、後見人たることを免職するに足らざるものとす」とか、或は又一形見分を爲すは地方の習慣として、遠からずして必ず爲すべきことに屬し、且つ後見監督人も此の處分し居たる場合に於て、之を財産目録より省略したるは、是れ亦一個の見解に外ならず、之を以て後見人の任務に堪へざる事跡、又は不正の行爲ありたるものと認むるを得ず」などいふのも有るのちやから、裁判所に申し出て免職の訴をする事が出来るのである。

以上で後見人の性質は判つたちやるから、次には後見人の事務について説明する順序となるが、これは三つの場合に區別して話した方が能く判ることと思ふ。第一は次に掲げた事柄について、後見人は被後見人に對し、親權者と同一な權利と義務とを持つて居る。

- 一、未成年者の教育監護。
- 二、未成年者に對する居所指定。
- 三、兵役出願の許可。
- 四、未成年者の懲戒。

法律行爲
私法上の效力を生ずる
行爲、例へば契約の如し。
法定代理人
法律上當然代理人となる者。

五、未成年者の職業許可。
六、未成年者の配偶者の財産監理。

以上の如くであるが、このうち後見者の一存で、勝手に處置することの出来ない事柄があるそれは未成年者に對して、その親權者の定めた教育方法、居所の變更、營業の許可及び其の取消し又は制限、それから被後見人の未成年者を懲戒場に入れること、これだけのことは何んば後見人が親代りの地位に在るからと言つて、親族會の同意を得んことには勝手に出來んのでちや。

第二は後見人は、未成年者の財産を管理し、又は財産に關する法律行爲について、その未成年者を代表することが出来る。詰り未成年者の財産に關しては、後見人は法定代理人となる譯ぢやが、同じ法定代理人でも、父が親權者である場合と、少し變つた所がある。外でもないが父が親權者の場合は、未成年者に代つて營業し、又は民法第十二條第一項の行爲をなし、又は未成年者が之を爲す時、何者の同意を受ける必要もないが、後見人が是等のことを爲すには、一々親族會の同意を得なければ成らん。親の光りは七光りといふことが、こんな場合にも味はれる譯ぢや。

親程には光らぬ後見人

二九五

代表權
本人を代理
する権利の
こと。

睨みの利かぬ後見監督人

第三は未成年者の身分に關する事柄については、後見人には代表權はない。
次に禁治産者の後見人について少し述べて見やう。禁治産者の後見人は、當人の財産程度に應じて、療養看護に努める義務がある。又禁治産者の財産を管理したり、財産に關する法律行為については、後見人は禁治産者を代表する權利はあるが、身分に關する事柄については、未成年者の場合と同様、代表する權利は無いのである。

一四 睨みの利かぬ後見監督人 (後見)

未成年者とか禁治産者とかいふ、法律上の無能力者となると誠に厄介なもので、後見人さへつけて置けば、それで大丈夫のやうに思はれるが、それでも尙ほ安心の出来ない所があるので後見人の上にもう一つ、後見監督人をつけねばならぬと規定されて居る。

この後見監督人も矢張り後見人を指示し得る者の遺言に依つて指定されるのぢやが、時とすると指定した後見監督人のない場合がある。かゝる時は法定又は指定の後見人が、その事務に着手する前親族會を招集し、裁判所に請求して後見監督人を選任するのであるが、次に掲げる者は、後見監督人となることは出来ない。

直系血族
自分より直
上又は直下
する親族。



睨みの利かぬ後見監督人

- 一、後見人の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹、詰り後見人と親密な關係にある者のことぢや。
 - 二、未成年者とか禁治産者とか、民法第九百八條に列擧した人々。
- それで後見監督人は一體、どんな仕事をするのかと言ふと、後見人の被後見人に對する行動が、常に正當であるか何うかを監督するのぢやから、まア會社で言つて見るなら、後見人は取締役、後見監督人は監査役のやうなものぢや。具體的に後見人の職務を並べ立てるなら
- 一、後見人の事務を監督すること。
 - 二、後見人の缺けた時には、遲滞なく其の後任者の任務に就くことを促し、若し後任者のない場合は、親族會を招集して選任せしめる。

三、急迫の事情ある場合は、後見人の事務に就いて、必要な処分をする。
 四、後見人又はその代表する者と、被後見人との利益が相反する行為については、被後見人を代表する。

後見監督人の任務は、被後見者に取つてこれ程重用な立場に有るのちやから、これを指定したり選任したりする場合は、人格識見共に優れ、経済上にも明るい人を選ばなくては無らんことと言ふまでもない。法律上形式的に入用な一個の道具ちやから、誰かに願つたらよからうといふ淺薄な考へから、案山子ほどにも脱みの利かん土偶の坊を、後見監督人にするやうでは、初めからそんな者は設けない方がよい。それでなくとも數ある後見人の中には、後見監督人の目を掠めて、不正を働く手合も少くないのちや。

例へば年齢もいかん被後見者を唆かしたり、その財産の横領を企てたり、兎角己の地位を悪用して、私腹を肥さうとする奴は、世間にはザラに有る例ちや。

この不正を防ぐには、先づ後見人が被後見者に對して債權、債務の關係を持つときは、財産目録を調製する前に、その旨を後見監督人に通じて、ハツキリして置く必要がある。かうして置かんことには、時とすると後見人の方で、被後見人に對して虚偽の債權を主張し

消滅すること。

たり、反對に被後見人が後見人に有する債權の證據を湮滅したりすることが無いとも限らん。人間も取る物がないと、割合に正直なものちやが、何か取るものでも有ると、本來の動物性に返つて、彼れをあゝすれば、これだけの利益が有るなど、ツイ悪い智恵を出したがるものちや。況して後見人と被後見人の間では、一方は子供であるし、一方は親の代理をするやうな位置にあるのちやから、その子供の方に財産があると、何うしても後見人の方で、慾心が働き出す、こゝから色々の弊害や危険が生れて來るのである。

後見人が被後見人の爲めに受取る金が、何程の額まで達した時、それを銀行に入れるかといふやうなことは、親族會に於て決定すべき事柄ちや。然うしないと後見人が濫用したり、利殖の方法を過ることが時々ありよる。

後見人は少くとも年一回、毎年被後見人の財産状態を、親族會に報告せんといかん。これを怠ると收支計算がやゝこしくなつて、その間に財産を誤魔化されたり、濫費されたりする弊も起つて來るのちや。この弊を未然に防ぐためには、後見人に相當の擔保を提供させて置くのが安全ちやが、こんな信用の置けんやうな手合では、初めから後見人とする必要もない譯ちや。然し被後見人の財産が非常に大きかつたりすると、長い間にはどんな危険が生ぜんとも限ら

擔保
債務の履行
を確實にす
る爲め抵當
權を附けた
り、保證人
を立てること。

んから、念のため相當の擔保を提供させて置くのが安全といふものぢや。
 被後見人の金銭を後見人が自分のために、勝手に消費した場合は、その消費の時から利息をつけて、返すのが本筋ぢやか、若しこれを流用して、特別の損害を受けたやうな場合は、被後見人は賠償を求めることが出来る。尤もこれは債權計算の終了した時から、五箇年が時効ぢやから、その間にせねばならん。

一五 高天原時代から協議の世の中 (親族會)

保佐人
 準禁治産者
 の相談役。

後見に次いで親族會のことを述べる順序となるが、民法第九百四十四條を見ると「本法其の他の法令の規定に依り、親族會を開く場合に於ては、會議を要する事件の本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又は利害關係人の請求に因り、裁判所之を招集す」と出て居る。
 大體一家の重大事に直面した場合、親類縁者が集まつて、鳩首協議するといふ習慣は、我國でもズツと前から行はれて居つた。

歴史を見ると神代の昔、高天原に於て天照大神が、素盞鳴尊の御亂行を避けさせ給はんと



高天原時代から協議の世の中

て、天の岩戸にお隠れに成つた爲め、天上主を失ひ、萬妖悉く起つて、世は常暗となつてしまつた。八百萬の神々はこれを愁へ、如何にして大神を岩戸の外に再び迎へ奉るべきか、神集ひをして其の方法を協議したことが神代記に載つて居る。
 恐らくこれが我が國に於ける家族會議の皮切りであつたかも知れんが、それから引續きいつの時代にも、民間に於てもこれに類した重大會議が開かれたことは想像出来るし、現に川柳にも

一評議する氣の一家末座に居

などと言ふ句もある程ぢやが、當時の家族會議なるものは、單に親類縁者が一堂に會して協

議したといふだけで、別に法律上の手続きを経て開かれたものでなく、その名も家族會議であつた。今のはこれと少し性質が違つて、法律に依つて開かれる會であり、名稱も親族會に一字だけ端折つてある。

ところで此の親族會では兎角本人、戸主、父母、配偶者は無論のこと、本家分家の戸主、後見人、後見監督人、保佐人といった連中がしやくり出し、銘々に自分の意見を主張したり何かして、親族會の意嚮を左右しやうとするが、これが悉く議決に加はるとなると、到底公平は期せられんから、彼等の意見は單に参考に留める程度で聞けばよく、本當のことを言ふなら、有象無象には成るべく遠慮して貰つて、どこまでも親族會本來の使命を完うするに越したことはないのぢや。

それではと言つて實際の場合、彼等を度外してよいかと言ふに、矢張り一同参加せんことには、親族會は效力を生じないのぢやから、親族會を開くに當つては、一々漏れなく通知をせんといかん。若しこの通知に漏れた者があつて、後日それを主張されると、會議はこゝで無効となつて終ふのである。

それから最う一つ注意を要することは、親族會は最初の招集の場合以外は事件の本人、その

法定代理人、後見監督人、保佐人又は親族會員から招集されたものでなくては、適法でないといふことである。

然し前にも述べたやうに、親族會は必ずしも公平無私のものとは言へん。本人の財産や地位や其の他一家の興廢をも考へずに、場合に依つては單に自分達の利害から打算し、蟬蛙鳴し合つて決議を敢行することも往々にしてあるものぢや、かゝる場合にはその不當を鳴らし、一箇月以内に不服の旨を、裁判所に申立てることが出来るのである。これは親族會員、本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事其の他利害關係者ならば、何人にも申立てることが出来るのぢや。

法律なんかには更らに構はずして決議したり、眞の直系親族を排斥して、姻族關係の者が會員の多數を占め、自分達の利益のために決議するといふ例は、實際に於て珍しくないことぢやが、こんな場合には直ぐ訴訟を起して公正な判決を仰ぎ、自分の利益を保護することが肝要ぢや。又悪意の妨害があつたり、不誠意のため會議がもめて、決議しないといつた場合もあるがこんな時はその決議に變る裁判を會員から請求することが出来るのである。

以上は親族會についての輪廓だけぢやが、更らにもう少し詳しく話すことにする。

直系親族
自分より直
上又は直下
する親族。
姻族
婚姻に因る
身分關係の
こと。

一六 厄介千萬な無能力者 (親族會)

親族會は民法第九百四十四條の規定にある通り、個人が開くのでなく裁判所が招集するのちやから、實際は親類が集つて協議したからと言つて、それが裁判所の招集に基いたものでない以上は、眞の親族會とは言へないのである。

又開くべき場合がある／＼あつて、それも一々法律できまつとるが、一番多いのは何んといつても、未成年者のために開く親族會で、中でも未成年者の母、繼父母、嫡母の後見人等が、未成年者のため財産上の事項を取扱ふ場合などは、最も慎重を要するから、一々親族會の同意を得ねばならん事に成つて居る。

親權を行ふ者が未成年者の實父である場合は、その未成年の子のために營業を許可しやうと借金をしやうと、財産を賣買しやうと、親權者は何者の意見を聞かなくとも、未成年者に代つてそれらの事も出来れば、未成年者のために勝手に同意を與へることも出来るんぢやが、その親權者が母親となると、然う簡單には行かん、一々親族會の同意を得た上でなくては出来んことに成つとる。

何んで父親と母親との間に、こんな差別待遇をしとるかと言ふと、まア一口に言へば女は男と違つて、知識や経験に乏しく、それに意志も割合薄弱で、他人のために騙され易いから、一個の意見で事を處置したのでは、事を誤まるであらうといふ心配から、法律でさういふことにして有る譯ぢや。

尤も女といつても、今では博士や大臣にも成れる世の中ぢや、男に比べて能力が足らんの、意志が弱いと言つたら、逆捻を喰はされるかも知れんが、兎も角今の法律では、妻は無能力者扱ひにされとる程ぢやから、何んと言つても仕方ないことである。

それでは未成年者の親權者が母である場合は、大體どんな事柄に就いて、親族會の同意を得ること成つとるかと言ふと

- 一、未成年者に對して營業を許可する時。
- 二、未成年者が借金したり、人の保證に立つたりする時。
- 三、不動産や重要な動産に關する權利の喪失を目的とする行爲をなす時。
- 四、不動産や重要な動産について和解をする時。
- 五、相続の拋棄をする時。

六、贈與や遺贈を拒絶する時

ざつとこんな工合に規定されとる。實母でさへも、これ等の重要な事項については、一々親族會の同意を得ねばならんのぢやから、況して後見人とか繼父とか、繼母とか、嫡母の場合は單獨で出来ないのは知れたことぢや。

序ぢやから、親族會招集の申請を爲す手續きを述べて置く。これは別段難かしいことではない、次の如き申請書を作り、二十錢の収入印紙を貼つて、未成年者の住所地を管轄する區裁判所へ提出すればよい。

嫡母
父の認知し
た子と實母
でない母と
係の關

親族會招集ノ申請

何市町村番地

事件本人ノ親權者(母)

申請者 何

某

何市町村番地

未成年者會議ヲ要スル本人

何

某

申請ノ趣旨

右無能力者何某(未成年者ノ氏名)ノ親權者何某(親權者ノ氏名)ガ何某(未成年者ノ氏名)ニ代リテ借財ヲ爲シ且ツ營業ヲ爲スニ付其ノ同意ヲ得ル爲メ親族會ノ招集ヲ求ム

申請ノ原因タル事實

右何某(未成年者ノ氏名)ハ未成年者ニシテ父何某ノ親權ニ服シ居タル所父ハ何年何月何日死亡シタルニ依リ申請人タル母カ親權者ト爲リタリ然ルニ今回(母ノ氏名記入)ニ於テ(未成年者ノ氏名記入)ニ代リ抵當權ヲ設定シテ借財ヲ爲シ且ツ營業ヲ爲サントスルニ付親族會ノ同意ヲ得ル爲メ之ヲ招集スル必要相生シ候依テ其ノ招集ヲ得度別紙書類ヲ添附シ及申請候也

證據書類

一、戶籍謄本ニ依リ申請ノ原因タル事實ヲ證明仕候

附屬書類

一、戶籍謄本

一通

一、親族會ノ指名書及戶籍謄本

四通

一、招集ヲ通知スヘキ者ノ指名書

一通

厄介千萬な無能力者

厄介千萬な無能力者

年 月 日

三〇八

何區裁判所御中

右申請人 何

某印

(以上は申請書で、これに附屬書類として親族會員指名書とその者の戸籍謄本、招集を通知する者の指名書が附くのちやから、その書式を次に示して置く)

親族會員ニ適當ノ者指名書

申請人 何

某

會議ヲ要スル事件ノ本人

何

某

何某(未成年者ノ氏名)ノ爲メニ設クル親族會ノ招集申請ニ付親族會員ニ適當ナル者ヲ指名致候

何市町村番地

(未成年者氏名)ノ叔父 何

何

某

生年月日

右何レモ民法第九百八條ニ掲クルモノニ該當不致候

年 月 日

右申請人 何

某印

何區裁判所御中

親族會招集ヲ通知スヘキ者指名書

申請人 何

某

會議ヲ要スル事件ノ本人

何

某

厄介千萬な無能力者

三〇九

右何某(未成年者ノ氏名)ノ爲メニ設クル親族會招集申請ニ付親族會ノ招集を通知セラルヘキ者ヲ指名致候

何市町村番地	本人	何	某
何市町村番地	本人	何	某
何市町村番地	本人	何	某
何市町村番地	本人	何	某

(これ以外に本家や分家がある場合はその戸主を前と同様の形式で一々列記するのである)

一七 親族會員に成れぬ面々 (親族會)

親族會員には何者がなつて、その人員は何人かといふことに就ては、民法第九百四十五條に「親族會員は三人以上とし、親族其の他本人又は其の家に縁故ある者の中より裁判所之を選定す」と規定しとるから、これを見ても凡そ判るぢやろが、人員の上から言ふなら、最少限度が三人ぢや。會員三人より以下では親族會は招集出來ん。

三人以上ならいくらでも大勢の方が、賑かでよいやうに思へるが、實際は何十人何百人とい

ふ多數が集まることは無い。そこは裁判所の見込みによつて、適當に按排されることになつて居る。

會員の資格はと言ふと、條文にも示されとる通り、親族會ぢやから親族だけが招集されるのではなく、事件本人の友人や知己や、その家に縁故のある者ならば、誰でも會員となることが出来るのである。従つてその順序も、血統の一番近い者から、順々に定められるといふ譯ではない。血統の遠近や、男女の差別や、職業の種類や、交友關係の親疎等を超越して、裁判所は自由に選定することが出来るし、又後見人を指定することを得る者ならば、遺言によつて親族會員を選定することが出来るのである。

尤も親族會員は、何人を選定してもよいからと言つて、何處の馬の骨でも牛の骨でもよいと言ふ譯ではなく、親族縁者の中でも、次に列挙するやうな連中は、親族會員と成ることは出來ねと法律で規定して居る。

- 一、遠隔の土地に居住する者。
- 二、後見人、後見監督人及び保佐人。
- 三、未成年者。

- 四、禁治産者及び準禁治産者。
 - 五、公権を剝奪された者又は停止された者。
 - 六、裁判所で免黜された法定代理人又は保佐人。
 - 七、破産の宣告を受けた者。
 - 八、被後見人に對して訴訟を爲し又は爲さしめた者、及びその配偶者、直系血族。
 - 九、行方不明となつて居る者。
 - 一〇、裁判所に於て不正の行爲又は著しき不行跡ありと認められた者。
 - 一一、其他正當の事由ある者は、親族會員たることを辭任することが出来る。
- 未成年者や禁治産者等のやうな、法律上の無能力者のために出來た親族會は、その者が能力者となるまで繼續されるのちやから、二度目からの親族會は、一々裁判所から招集せんでも、事件の本人やその法定代理人、後見監督人、保佐人又は會員に依つて、何時でも親族會を招集することが出来るのである。

一八 親族に絡まる諸々の問題 (親族)

親族關係については以上の外、實際問題としていろいろ疑問に思はれる事があるから、それらを此所に拾ひ集めて説明を加へて置く。

- 一、畑中芋助とお妻とは正式の夫婦であるが、夫婦の中に子が無かつたので、天保仙助を養子としたところが間もなくお妻が病死したので、芋助は淋しさの餘り茶飲友達のお菊を後妻として家に入れた。この場合芋助とお菊とは法律上繼子と繼母の關係に成るか(親子)。
- 民法第七百二十八條には「繼父母と繼子との間に於ては、親子間に於けると同一の親族關係を生ず」と規定してあるが、どんな者を繼父母とし、又は繼子とするかといふ事については特別の規定がない。その爲めこんな疑問が起つて來よるのちやが、大體先夫の子が母の後夫と同一の家に在るときは、先夫の子から見て、母の後夫は繼父ぢや。
- 之れと反對に先妻の子が、父の後妻と同一の家に在る場合は、その先妻の子から見て父の後妻は、繼母といふことに成つて居る。そして是等の繼父母から見ると、子は繼子である。
- 尤も先夫の子とか、先妻の子とかは、必ずしも其の實子のみを指すものでなく、養子をも含むものであるから、疑問となつた仙助はお菊から見て繼子であり、お菊は仙助から見て繼母といふことに成るのちや。

後夫
母の後の夫
繼父。
先妻
父の前の妻
繼母。

前婚の子
前の夫婦の
子。

庶子
父の認知し
た私生子。

判

例 繼母、繼子とは配偶者の前婚の子にして、婚姻の當時配偶者の家に在りたる者、又は婚姻中其の家に入りたる者を指稱すと爲すは、我國古來の習慣に適し、且つ之を以て現行法の解釋上正當なりと成さざるべからず。

茲に配偶者の前婚の子と謂ふは、配偶者と共に其の前婚の夫又は妻との間に生じたる、實子たることを要するものに非ずして、苟くも配偶者が其の前夫又は前妻と婚姻を爲したるに因りて、その子との關係上親子關係を取得したる者なる以上、之を繼子と稱するに妨げなきものとす(大正九年四月大審院判決)

一、梶野不二夫には鳥子といふ歴乎とした女房がありながら、精力絶倫な不二夫は別に安藝宮子と關係して太郎を生ませしめた。この場合太郎を認知して梶野家へ入籍せしめたとしたら鳥子と太郎との間柄は、嫡母と庶子の關係になるか(親子)。

不二夫が太郎君を認知したら、其の時から太郎君は父親不二夫の庶子となるのぢやが、認知した上で父親の戸籍に入つた以上は、太郎君から見れば鳥子さんは嫡母といふことに成るのである。若し不二夫は太郎君を確かに自分の胤として認知しても、事情に依つて梶野家へ入籍することが出来ん爲め、マ、の宮子さんの籍に入れたとすると、鳥子さんと太郎君との間に

嫡母と庶子との關係が生じて來るのである。

一、お熊さんは河内平助と關係して、私生子可内を生んだが、この時お熊さんの戸主は、そんな父無子は俺の籍へは入れることは出来んと言ふし、相手の平助も戸主ではあるが、今の所事情があつて、河内家へ入れることは出来んと言ふので、可内の爲めに別に一家を創立したところ、其の後平助の方で可内を認知したから、可内は平助の庶子としてそのまま河内家へ入ることが出来るやうに思はれるが、法律はそれを認めるであらうか(親子)。

認知は出生の時に遡つて、その效力を生ずるものであるに依つて、平助が可内を認知して庶子としての届出をしよつた時は、普通ならば此の届出と同時に、可内は河内家に入るべきものぢや。

ところが可内は別に一家を創立して、生意氣にも一個の戸主となつとるのぢやから、そのまま河内家に入るといふ譯にはいかん。一旦可内は廢家してからでないと、阿父さんの家に入ることは出来んのぢやが、大體廢家といふやうな重大な事は、廢家せんとする者自身の意思表示によることに成つとる。ところが可内は幼少で意思能力は無いのぢやから、成年に達するまでは廢家することは出来んし、従つて今のところ河内家の人となることは出来ん譯で

廢家
戸主の意思
に依つて戸
籍上の家を
消滅せしめ
ること。

ある。

一、大和奈良三は現在大和家の戸主となつて居るが、母親のお金さんは繼母で、その夫も今は死亡して此の世に居ない。奈良三としては勿論、お金さんを扶養する義務はあるが、このお金さんは戸主の奈良三の居所指定に従はず、勝手に方々を飛び廻つて居る。それで奈良三も愛想をつかし、民法第七百四十九條の規定に依つて繼母のお金さんを離籍し、扶養の義務を免れたのであるが、そんな事が出来るであらうか(扶養義務)。

家族に對する戸主の居所指定権は、戸主に與へられた特權ぢやから、家族はこれに従はねばならんことは判つとるが、いくら戸主ぢやからと言つて、無暗にその權利を濫用することは出来ん。

然しお金さんは、戸主奈良三さんから尊敬を受け、養つて貰つて居るに拘らず、戸主の指定した場所に落着かず、よい年をしながら、方々を飛び廻つて居るといふのは甚だ穩當でない。この場合奈良三としてはお金さんに對し、相當の期間を定めて、自分の指定した居所に居ることを催告すればよいが、それでも尙ほお金さんが我儘勝手に、浮草のやうな生活をして居るといふなら、仕方がないから離籍して、扶養の義務を免れることが出来るのである。

扶養

衣食を給して養ふこと

指定權
居所を指し
定める權利



親族に絡まる諸々の問題

尤も奈良三がお金さんを、繼母と思つて虐待するので、同じ屋根の下で暮すことが出来るため、已むを得ず別居しとるといふやうで有つたら、奈良三は戸主の指定權によつて、お金さんを離籍することは出来る。

一、岸子さんは本年三十五歳の年増盛りである早く夫に死別れて、十年あまりも女戸主となつて後家を立て通して來よつたが、此の頃急に若返つて、或る動人のところへ後妻として嫁入りをするといふ噂である。女戸主の身でも他家へ嫁入りすることが出来るものであらうか(女戸主)。

女戸主が他家へ嫁付くについては、先づ戸主を廢業してからで無いといかん。ところで戸

單純承認
相續人が被
相續人の權
利義務を無
制限に相續
することを
承認するこ
と。

親族に絡まる諸々の問題

主も男ぢやと、満六十歳以上になるか、病氣その他特別の事情がなくては隠居することは出来んが、そこへ行くと女の方は割がよくて、年齢に拘らずいつでも隠居することが出来る。それぢやから岸子さんが隠居するのは雑作はないが、去らばと言つて、何もかも放つたらかして、そのまゝ其の勤人の許へ突つ走る譯にはいかん。先づ能力ある家督相續人をして、單純承認をさせてからで無くては成らんが、若し岸子さんに法定の相續人が無いといふなら、相續人を指定してその承認をさせ、同時に何も忘れ物はないか能く落着いた上で、先方へ乗込んで行くやうにしたがよいぢやろ。

一、多禮子夫人は伊斐津博士の未亡人で、當年十八歳になる一人息子の甘造君と暮して居つたが、勤める人があつて博士在世中、助手として働いて居つた高吉を入夫として婚姻し、高吉が戸主となつた。ところが高吉が酒癖が悪いので、親戚間で八釜しくいふ所から、同棲三年ばかりで、協議の上離婚し、その後は甘造君が家督を相續して伊斐津家の戸主となつた。多禮子夫人もこれで安心と思つとる所へ、美々野速吉といふ人物が現はれ、高吉が伊斐津家へ入夫となる以前、一萬圓といふ金を高吉に貸したが、それが未済のままに成つとると言つて、甘造君に對して支拂ひを請求して來よつた。甘造君としては、高吉が入夫婚姻前の

入夫婚姻
女の戸主が
夫を迎へて
入籍せしめ
ること。

借金まで、支拂はねばならぬ義務があるであらうか(親子)。

甘造君には氣の毒ぢやが、遠吉の請求に應じて、高吉の借財一萬圓を支拂ふ義務があるのぢや。

入夫が離婚したために、その相續人が入夫前の、入夫の債務まで承認して支拂はねばならんといふのは、チト不當のやうに思はるが、此の話の入夫高吉は、多禮子夫人と入夫婚姻して戸主となつたのぢやから、高吉の身につく一切の權利義務と、女戸主多禮子夫人の債權債務とは、悉く高吉の財産となつた譯ぢや。

ところで高吉が離婚して、甘造君が戸主と成つたとすると、この時から高吉の權利義務を、一切承繼するのぢやから、高吉の入夫婚姻前の借金も、當然辨償せねばならん譯である。女戸主がこんな詰らない結果に陥るのを防ぐためには、入夫婚姻をしても、その入夫を戸主にはせんやうに、特別の意思表示をして、自分が前々通り女戸主となつて居りさへすれば、入夫が離婚しても相續は開始されてから、入夫の負債は入夫が背負つたまゝで居ることゝなり、そんな馬鹿々々しい損害は受けずに済むことに成るのぢや。

判例 入夫が入夫婚姻前より負擔せる債務は、入夫の離婚に因り家督相續の開始したる場

親族に絡まる諸々の問題

合に於て、其の家督相続人に移轉することは、當院判例の認むる所なり（昭和九年二月大審院判決）

参照條文 民法第七百三十六條、第九百八十九條、第九百六十四條第三號。

入籍
戸籍に入る
こと。

一、原八太郎は中學の三年生で、本年取つて十七歳であるが、一家を創立して戸主となつて居る。此度母が他家に入籍するにつき、八太郎も廢家をして、母と共に他家に入らうと思ふのであるが、此の場合母の同意を得なければ廢家は出來ぬであらうか（廢家）。

廢家
戸主の意思
に依り戸籍
上家を消滅
せしめる。

廢家は戸主である所の身分を失ひ、他家の家族となる法律上の重大な行爲ぢやから、十分意思能力のある者でなくては出來ん。例へばまだ嘴の黄ろい十二三歳の者ならば、廢家の意思を決定する能力はないから、廢家することは出來んが、八太郎のやうに十七歳にもなつて、中學の三年まで進んどの位の者ぢやと、未成年でも廢家の意思を決定する能力ある者としてよい。従つて何者の同意を得なくとも、戸籍法第四百三三條の規定に依つて、その届出をすれば廢家して、他家に入ることが出來るものと解してよいぢやろ。

大體廢家の意思表示は、本人自らこれを爲すべきもので、法定代理人である母が、未成年者に代つて爲すことは出來んのぢやから、廢家に母の同意云々といふことは、初めから問題外

に屬しとる。

判例 意思能力を有する未成年者が、廢家許可の申請を爲すには、法定代理人の同意を得ることを要せず（大正十三年八月大審院判決）

参照條文 民法第七百六十二條、第七百六十三條、第八百八十四條、第九百二十三條、戸籍法第四百三三條。

絶家
相続人なき
爲め戸籍上
家が消滅す
ること。

一、絶家又は廢家を再興した者は、再びその家を廢家することが出來るものか（廢家）。

民法第七百六十二條の第一項に「新たに家を立てたる者は、其の家を廢して他家に入ることを得」と規定し、同條の第二項には又「家督相続に依りて戸主と成りたる者は、その家を廢することを得ず」と規定されて居るが、廢家や絶家を再興した者については、民法の何處を探しても、特別の規定といふものが見當らん。

廢家や絶家の再興者は、家督相続に因つて戸主となつた譯ではなく、どちらかと言へば新たに一家を創立した者の方に近いのぢやから、前條文の第一項に示されとる規定により、其の家を廢することが出來ると解してよいぢやろ。

一、本兵衛は新田家から分家して戸主となつて居る者であるが、此度美須アケミの入婿となつ

分家
實家から別
れた家。

て、美須家へ入籍したいと考へて居る。分家の戸主が廢家して、他家の人となることは出来るであらうか(廢家)。

相續に因つて戸主となつた者は、廢家することは出来んが、分家してその分家の戸主となつた者は、廢家することが出来ることに成つて居る。

單に分家の戸主といつても、これには二様の意味がある。一つは昔から、本家より分れて分家となつて居る家を相續して、其の家の戸主となつた場合、他の一つは新たに分家して一家を創立し、其の家の戸主となる場合や。

ところで新田左兵衛の場合やと、何うやら新たに分家して、その分家の戸主と成つて居るものゝやうに考へられるから、美須アケミ嬢と意氣投合して、貧弱な分家の大將として小さく成つとるより、堂々たる美須家の旦那になる方が利益と考へるなら、萬事算盤珠から彈き出される世の中や、斷然今の家を疊んでしまつて、アケミさんの懐へ飛び込んで行つた方がよいかも知れん。

尙ほ相續に依つて戸主となつた者は、廢家して他家に入ることの出来んのは、前にも述べた通りぢやが、相續に因つて分家の戸主と成つた者が、本家の方に相續者が無くなつて、それ

再興
絶家又は廢
家した家を
再び興すと。



を相續するためとかと、或は絶家となつとる本家を再興する爲めとか、其の他正當な理由のある場合に限り裁判所の許可を得て、分家を廢家とすることは出来るのである。

一、入江タキ子は本年三月女學校を卒業したが通學中電車の中で、大學生坂東妻太郎と知合ひになり、追々親しくなるにつけて戀に陥つた結果、双方共兩親に打明けたところ、親共も理解のある人々だつたので、惚れた者同志なら怪我のないうち、結婚させた方がよからと言ふ相談に成つた。そこで身許を調査したところ、別に不都合な點もなかつたので、愈々目出度い話に成つたが、妻太郎の方はまだ在學中である。

そこで正式の結婚は、妻太郎が學校を卒業してからと言ふことにして、兎も角タキ子を坂東家に送り、妻太郎と同棲させて置いた。そのうち妻太郎も大學を卒業したので、入江家から坂東家に對し、子供等の結婚式を正式に擧げて、入籍の手續きを爲すやう申し送つたところ何ういふ考へか坂東家からは、今となつてタキ子は家風に合はんからといふ理由で、タキ子を入江家へ送り返して來た。入江家の人々としては、この場合泣寝入りに濟ますより外はないであらうか(婚姻)。

タキ子さんと妻太郎君とは、當人同志は勿論、親共の同意を得て、一旦事實上の夫婦となつたのちやから、社會的に見るなら、立派に婚姻が成立しとる譯ぢや。

然しながら婚姻は、これを戸籍吏に届けないうちは、效力を生じないと民法に規定して居るから、事實上は夫婦關係になつて居つても、婚姻届をせんうちは、法律上ではタキ子さんと妻太郎君の婚姻は認めてくれん。そんならタキ子さんは、長い間妻太郎君に弄ばれ、處女まで失ひながら、其まゝ泣寝入るより外はないかといふと、然う一途に諦めたものでもない。法律上の婚姻は成立して居らんが、婚姻の豫約といふものはチャンと成立しとるのぢやから坂東家はその豫約を裏切り、タキ子さんを實家へ追ひ返したとすれば、理由の如何に拘らず

慰藉料
肉體上又は
精神上の苦
痛を慰める
爲めの報酬

豫約に違反したことは事實ぢや。それが爲めタキ子さんは女子に取つては何よりの實である所の處女を失ひ、肉體上にも、精神上にも非常な苦痛を受けて居る。誠にお氣の毒な話ぢやそれで之に酬むるため、法律はタキ子さんに慰藉料を請求する權利を與へて居るから、裁判所へ願つて坂東家から、相當の慰藉料を支拂はせることが出来る譯ぢやが、タキ子の親達としてはこんな場合、すぐ慰藉料とか何んとか騒がないで、成るべくならば元の鞘へ納めるやうにした方が穩當であらうと思ふ。

それには先づタキ子の何ういふ點が、坂東家の家風に合はんのか、それを能く聞いた上で、先方の言ふことが不當であるか何うかといふ點を十分考へ、出来ることならば正式に結婚するやう努めることぢや。然しどうあつても不可んといふなら、仕方がないから慰藉料を買つて引退るより外はないが、此の頃の裁判を見ると、結婚解消による慰藉料は、平均して請求額の一割位しか、裁判所でも判決を與へて居らんやうぢやから、例へば二千圓取る積りで正直に二千圓請求しよつたら、先づ二三百圓位しか貰へんものと覺悟をして居らんといかん。一、浦島太郎と小濱お鯛の兩名は、双方親の同意を得て結婚したが、まだ結婚届けはして居らなかつた。つまり内縁關係の夫婦である。それでも仲よくやつて居つたところ、最近お鯛の

學校友達でお福といふ女性が、チヨイ／＼太郎等の新家庭へ遊びに来るやうに成つてから、根が浮氣性の太郎は、お鯛の目を忍んでお福と懇ろになつた。

人の善いお鯛としては、太郎は兎も角仲善しのお福が、自分の亭主を寝取るなんてことは夢にも思つて居らなかつたが、太郎等の方で氣を廻し、二人の中をお鯛が感づいてるやうに思つた結果、お鯛を置去りにして行方を昏ましてしまつた。

この時になつてお鯛は初めて氣がつき、然うで有つたかと驚いたが、驚いてばかりは居られない。その後辨當持で方々を探し廻つたところ、太郎とお福の二人が、別に世帯を持つて居ることを突留め、その住所もチャンと判明した。お鯛が現代式の女性であるなら、太郎のやうな薄情者にはもう用はない筈だが、元來お鯛は日本女性の長所ばかり持つて居るやうな貞女であるから、一旦太郎の妻となつた以上は、二度と外の夫を持たうとは思はない、何うかして太郎と一生連れ添ひたいのであるが、太郎に對してお鯛から正式に結婚の實行を求めるとは出来ないものであらうか(婚姻)。

太郎とお鯛との關係は、内縁關係の夫婦ぢやから、法律上ではその結婚は認められて居らんが、婚姻の豫約は立派に成立して居るものと解してよい。それぢやからお鯛から太郎に對し

履行
約束を守る

その豫約を實行して、婚姻の届出をすると共に、同居を請求することは出来るのである。

然しながら太郎としては、舊式なお鯛よりも現代式なお福の方が好きで、現にお鯛を置き去りにして、外で世帯を持つとする位ぢやから、お鯛からそんな請求をしよつたところで、先づお鯛の希望は叶へられないものと覺悟せねばならん。

然うなつた曉には、お鯛としては何うすればよいかと言ふと、太郎を相手取つて慰藉料請求の訴へを提起するより外はあるまい。

結婚の豫約は相手に向ひ、その履行を請求することは出来るが、裁判所に訴へ強制して、實行を迫ることは出来るのである。

判例 婚姻の豫約は各當事者は相手方に對し、婚姻を爲すことを求むる權利を有するものなれば、唯之を強制の方法に依り、其の豫約を實行する事を得ざるに過ぎざるものとす(大正八年五月大審院判決)

一、男と女の數は、不思議にも凡そ同じ程あつて、都合よく一對づゝの夫婦を作れることに成つては居るが、時とするとも男ばかり生れたり、女ばかり生れたりする家もある。大山勘太郎の家もこの不公平組の方で、子供は三人まで生んだが、それが残らず女子ばかりなので、勘

太郎は失望して、もう子供は拵へないと腐つて居るが、そのうち長女の方が年頃になると大
召九市の方から、その長女を自分の伴の嫁に呉れと申し込んで来た。勘太郎にすればいくら
女でも、長女は嫁にはやらん考へであるが、九市に對しては義理があつて、その申込みを勿
ねつける譯にはいかぬ。若し法律が許すなら、長女を九市の伴の嫁にやらうと思ふが、そん
な事をして差支への無いものであらうか(婚姻)。

女ばかりで男の子が無いとすると、長女はその家にとつて、法定の推定家督相続人ぢや、そ
のまゝ猫の子でも呉れてやるやうに、他家へ嫁にやることは法律が許さん。それなら勘太郎
の長女は、絶対に九市の伴の嫁になることは出来んかといふに、方法さへ講ずるなら、穴勝
ち出来んことでもない。何うすればよいかと言ふと、その長女の娘つ子を、裁判上廢嫡す
れば、婚姻によつて他家に入れることが出来んでもない。

一番手取早い方法としては、勘太郎が外から男子を、養子として迎へるのである。さうする
と此の男子が、大山家の法定の推定家督相続人となるから、長女の方は九市の方へやつても
差支へはないのぢや。こんな場合の養子を、俗に「借養子」と言つて居る。随分變な養子ぢ
やが、何で借養子などと呼ぶかといふと、長女を他家へ嫁入りさす爲めの養子で、長女の婚

推定家督相
續人
法律上家督
相続人の地
位にある人
廢嫡
相続人の地
位を失はし
めること、
法律で廢嫡
のことを廢
除と云ふ。

姻が目出度く濟んだ後で、その養子を離縁し、二女が長女に代つて、法定の推定家督相続人
となるやうな例が多いからぢや。

詰り長女を嫁入りさせる爲めの道具として、一時養子となり、用が濟めば養子は離縁して、
二女を立てるといふ仕組で、あからさまに言ふなら、法律の裏に潜るやうな行爲ぢやが、事
實問題となると、こんなからくりも已むを得んやうな場合はあるものぢや。

一、仙子は大佛家の長女で、本年二十歳になつて居る。シャンでスマートで、兩家も目の中へ
入れんばかりに愛して居るのだが、大佛家には仙子の外には、子といつては犬の子があるだ
けで、人間の子といつては一人もない。詰り一粒種だ。當然大佛家の跡目を繼ぐべき身分で
あるが、箱入娘には虫がつくさうで、此の仙子に目下桃太郎と呼ぶ虫がついた。

然し桃太郎は所謂與太者でもなければ、不良でもない、先づ普通一人前の青年で、土地では
相當資産家の二男坊だ。仙子もこの桃太郎には惚れて居る。そこで双方の間にいろくど交
渉があつて、桃太郎と仙子とを夫婦にすることに話が纏つたが、大佛家にとつては一粒種の
長女の仙子を婚姻によつて日下家の籍に入れることは出来ない。幸ひ桃太郎君は二男坊だか
ら、桃太郎が大佛家の養子になるのが一番よいのであるが、桃太郎君にしても男子だから、

小槽三合持ては他家の養子になんか成らんと頑張つて、何うしても養子の口は承諾しない。こんな事で話が行詰つて居ると、二人は三原山の噴火口へ飛び込みはせんかとの心配もあつて親達にしては心配で成らない。何んとかして仙子を、桃太郎の家に入れたいといふのであるが、一粒種の長女を、他家の籍に入れる方法は無いものであらうか(婚姻)。

こんなのはチヨイ／＼有る問題で、法律の心得のない者に取つては、いつも惱みの種と成つて居るやうぢやが、ナニ別に心配せんでも爰に一つの方法があるから、そいつを公開して見やう、外でもないが、先づ仙子さんの戸主が、桃太郎君を假りに養子に貰ひ受けるのぢや。桃太郎君は養子に成るのを嫌つとる様子ぢやが、そこは一つの方便ぢやから、譯を話せば諒解するにきまつとる。

然うして一時養子になつた後、仙子さんと婚姻し、それから更らに戸主の方から、桃太郎君を離縁するのである。かうなると法律上、妻は夫に従つて、夫の家に入らねば成らんことに成つとるから、桃太郎君が養子を離縁になつて實家へ歸る時、仙子さんも共々日下家に入ることが出来るといふものぢや。

一、栗倉伊平は早川鮎子と結婚し、正式に婚姻届けを出して同居したが「矢張り野に置け百合

の花」といふ諺通り、結婚しない前の鮎子さんは、伊平君に取つて理想の婦人であつたが結婚して同居して見ると、いろ／＼とアラが出て來た。

目についた女房今は鼻につき

といふやつで、何うも面白くないと思つて居る矢先へ、最近鮎子さんの行爲に、疑問に思はれる節々がある所から、断然離婚することに決心し、双方協議の上で離別をしたが、何分伊平も精力家のことでは有るし、今後獨身で居る譯には行かぬ。早速二度目の妻を迎へやうと思ふが、離婚後直ちに後妻を貰ふのは差支へないか(婚姻)。

女子は正式に離婚しても、六ヶ月を経過した後でなくては、再婚することは出来んことに成つとるが、そこへ行くと野郎は幸せなやつで、女房を去つた後へ、直ぐ又別に女房を迎へることが出来る。それぢやから「疊と女房は新しい程氣持ちがよい」などの、贅澤なことも言へるのぢや。

ところで此の離婚といふやつぢやが、夫婦は合意の上で、何時でも元の他人になることは出来るが、二十五歳に達して居ない者では、父母の同意を得ん事には、離婚は出来んのである協議上の離婚は、裁判上の離婚と違つて、別に七面倒な手続きは要らない。その旨を戸籍吏

に届けさへすれば、それで完全に赤の他人になれるが、この届出をせんうちは、事實上協議の上で離別はして居つても、法律は離別したものとは認めて呉れん。それぢやから男の方で、古い女房に暇を出した上で、新しい女房を迎へやうとするには、

この離婚届けを出した上でなくては成らんぢや。若し事實上離婚をして居れば差支へはないといふ考へから、届出もせんうちに、男の方で後妻を迎へたりすると、重婚といふことに成つて、事がチト面倒になつて来よるから、女房を取替へたい者は、この點によく注意をすることぢや。

重婚
二重結婚

一、お傳は高橋利吉の正式の妻であるが、夫の利吉が商用で、一年ばかり外國へ行つて居る間に、人目を忍んで大崎吞兵衛といふ博徒と私通した。

問題がそれだけの事なら、利吉が歸つて来ても、姦通一件は内々で済んだかも知れなかつたのだが、猪喰つた報わでお傳は、吞兵衛の胤を宿し、利吉の歸つた頃には最早臨月で、誰の目にもそれと判る程、腹が遠慮なくセリ出して来て居る。それでもお傳にすれば、どこまでも亭主には内所にしたといふ考へから、生れる子は自分の私生子として届け出る積りで居るが、夫のある女が私生子を届けることが出来るであらうか(親子)。

私生子

父の不明な
子。

嫡出子
正當の夫婦
間に生れた
子。

勝訴
裁判に勝つ
たこと。



親族に絡まる諸々の問題

お傳が吞兵衛と私通して子を生んでも、その子はお傳と利吉との婚姻中に懐妊したものには違ひないから、事實は利吉の子でないにした所で、お傳からその子を私生子として届出ることには出来ん。

何うしても一度利吉の方から、自分の嫡出子として届け、その上で利吉はお傳の姦通を理由として嫡出子否認の訴へを起すのぢや。この訴訟が勝訴となると、利吉の嫡出子として届け出た子が、初めてお傳の私生子といふことに成りよるから、吞兵衛の方で認知さへすれば、庶子となつて吞兵衛の籍に入るのである。

お傳の姦通の事實があるのぢやから、利吉にすればそれを理由としてお傳を離縁した上、刑事

上の姦通の訴へをすることも出来る譯ぢやが、單に生れた子のことに就いて、民事の上で解決しやうとするなら、右に述べた方法に依るの外はないのである。

一、酒井樽夫と水呑百子とは、内縁關係の夫婦であるが、子供が生れたので百子の私生子として届出でた上、職業上の都合によつて養育料をつけ、その子を母里多平方に預けて置いた。然るに多平はそれを、自分の嫡出子として届けたが、間もなく多平が死亡したので、子供は幼年ながらも多平の後を継ぎ、母里家の家督を相続して戸主となつた。ところが其の頃になつて、實の親である酒井樽夫は、その子を認知して自分の籍に入れやうと思ふのであるが法律上どんな手續きを取つたらよいであらうか(親子)。

認知
自分の子と
して認める
意思表示。

多平は酒井樽夫の子を預り、自分の子として届出をしたところで、事實上は多平の子ではなく、樽夫の子に違ひないのぢやから、戸籍に何と記載してあらうとも、樽夫はその子を認知することは、出来るものと解してよいのぢや。

んのである。

判例 親子たる事實は、戸籍記載の如何に依つて、左右せらるべきものに非ざると共に、

戸籍上實親子たる記載あるも、其の實親子にあらざる時は、法律上親子たる關係を生ぜざることを論を俟たず、故に私生子に對し、その父母にあらざる者が、他人の嫡出子として届出あり、且つ戸籍上其の届出に基く記載ありとするも、かゝる事實は其の子を仍ほ、私生子なりと謂ふに妨げと爲すものに非ず、然れども私生子が認知せらるゝ以前に、既に父母に非ざる他人の家に入りて、その戸主と成りたる時は、認知あるも他家なる父又は母の家に入るべきに非ずして、依然家督を相続したる家に在りて、戸主たる者と解するを相當とす(昭和七年十二月大審院判決)

参照條文 民法第七百三十三條、第八百二十七條以下、第七百六十二條。

一、新宿伊惣郎は自分の三女ヘナ子が十二歳の時、料理店河又の主人小森那志太の養女として河又方へ遣つた。伊惣郎にすれば可愛い娘を、養女として他家へやるのは、情に於て忍びなかつたので有るが、それには色々事情もあつたし、第一貧乏のため發育盛りのヘナ子を育て、行くことが困難であつたので、盛大な料理屋の養女にして置けば、本人の爲めにも悪く

は有るまいとの考へから、養女として手放した譯であるが、其の後様子を聞いて見ると、河又方では、養女といふのは表面だけのことで、實はヘナ子を將來藝妓にする考へで、現に遊藝を仕込んで居るといふことが判つた。伊惣郎から見れば、それでは約束が違ふから、養女縁組無効の訴へを起さうと思ふが、結果はどういふことに成るであらうか(養子)。

藝妓屋や料理店が、養女の名目で貧乏人の娘を引取り、戸籍では養女にして置いて、その實藝妓にするといふ手によくある奴ぢや。藝妓にするものなら、初めからその契約にすればよさうなものを、何んで養女にして置いて藝妓稼ぎをさせるかといふと、こゝに藝妓屋のトリツクが有るのぢや。

それは何ういふ事かといふを、前借を貸して藝妓に抱へたといふのでは、後日本人が稼業を嫌ひ逃げ出したりした場合には、残る問題は單に前借金だけの問題で、本人の自由まで束縛することは出来んが、養女といふことにして置くと、藝妓屋の主人と本人との間柄が、親子の關係になるから、如何なる場合にでも、親の權利でもつて、その自由まで束縛することが出来るから、詰り本人の身を完全に束縛して置く奸手段として、表面養女として籍を入れさせて置くのである。

代諾
本人に代つ
て承諾する
こと。

ところで養子縁組なるものは、親子關係の發生を目的とする行爲ぢやから、當事者間に本心から養女とし、養女となる意思がなくては成立せんのだぢや。

ヘナ子の場合河又の主人の方で、當人を眞實自分の子とする意思はなかつたのである。本心は矢張り將來ヘナ子を藝妓とする考へから、伊惣郎の代諾に依つて、ヘナ子を養女としたものに過ぎんのぢやから、當事者間に養子縁組をする意思があつたものと解する事は出来んそれぢやから戸籍面では立派に、ヘナ子は河又の養女となつて居つても、伊惣郎かヘナ子から、縁組無効の確認の訴へを起しさえすれば、この養子縁組は無効となるのである。

一、安藝宮一は十歳の時、父母の代諾を以て、越後傳吉の養子となつたが、此の頃都合により養父傳吉と相談の上、離縁をすることに成つた。然るところ宮一はまだ十三歳である。十五歳未満の者の養子離縁については、父母の同意を必要とすることと思ふが、現在宮一の父母とも死亡して此の世には居ない。冥土まで親の同意を求めに行くことは出来ない、さて如何なる手續きをとれば、養家を離縁することが出来るであらうか(養子)。

協議上の離縁をする場合は、養子が十五歳未満であつたならば、養子の實父と、養親との協議に依らねばならんが、この宮一の場合は、本人の兩親が此の世に居らんのぢやから、離縁

方法について疑ひの起つて来るのに無理はない。
こんな時の便法としては、宮一のために親族會を招集し、その親族會と養親との協議に依つて離縁をするのちや。現に法曹會の決議にもこの事が「十五歳未満の養子が、協議上の離縁を爲すに、若し實家に實父母共に在らざる場合に於ては、民法第八百四十六條、第七百七十二條第三項の規定を準用して、養子の親族會と養親の協議を以て爲すものとす」となつて居る。

一、白根良一は本年十九歳で、この春中學を卒業した許りのお坊つちやんである。父の在世中は實業界に雄飛して、相當盛大にやつて居たが、その父が三年前死亡して後は、從來の方面とも一切關係を斷ち、未亡人の奈良子夫人が良一の親権者となり、極く質素な生活を續けて來た。

ところが良一が中學校を卒業して、何うにか斯うにか人間らしくなつたのを機會に、亡父の遺志を繼いで實業界に乗り出すことに決心を定め、先づ手近な某合資會社の無限社員となつて、人生のスタートを切ることに成つた。この事は親権者である奈良子夫人は同意して居るが、これは單に反對はしないといふ意味の同意である。法律上の同意を與へるには、親族會

の同意を得なくては效力のないものであらうか(親権)。

親権を行ひよる母が、未成年の子に代つて民法第八百八十六條に掲げてある行爲をしたり、未成年者の子がこの行爲を爲すことに同意を與へる場合は、總て親族會の同意を得なければ成らんことは、既に前にも述べた通りぢや。

ところで此の話にある未成年者の良一君が、合資會社の無限責任社員となるといふことは、民法第八百八十六條にある、どの行爲に當るかについては、條文に明記してないから自然疑問が起つて來よるが、同條第一號には「營業を爲すこと」とあり、又商法第六條には「會社の無限責任社員と爲すことを許されたる未成年者云々」とあるから、良一の場合は營業を爲すものと解釋してよいぢやろ。

然うすると親権者である奈良子夫人が、それに同意を與へるには、矢張り親族會の同意を求めなくては成らんことになつて來るのちや。その事は法曹會の決議にも「未成年者が合資會社の無限責任社員又は、合名會社若しくは株式合資會社の無限責任社員と成る場合、親権者たる母又は後見人が未成年者を代理し、又はその行爲に同意するには、親族會の同意を得ることを要するものとす」となつて居る。

相 續

一 お家騒動のもと (家督相續)

相續と一口に言ふと、殆ど十人が十人まで、家督相續のことのやうに思ふのが、今日社會一般の考へちやが、これにも家督相續と遺産相續との二つが有るのちや。詳しく言ふなら、相續した者が其の家の新戸主となるのが家督相續で、死亡した家族の財産だけについて、分前に預るのが遺産相續である。

家督相續
戸主の死亡
に因つて相
續人が家督
を相續する
こと。
遺産相續
家族の死亡
に依つて相
續人が其の
財産を相續
すること。

ところで昔から、兎角鬨着の起るのが家督相續ちや。乃木大將のやうに、自分一代で乃木家は豊んでしまへと、思ひ切りよくキツパリと仰有る方も有るには有るが、こんなのは先づ千萬人中に一人あるか無しかといつてよい程稀な例で、誰でも自分の家は、子々孫々にまで残したい。名譽や財産があればある程、この考への深いのが人情ちや。

その爲め家督争ひといふ、血で血を洗ふやうなゴタ／＼も起る譯で、大は應仁の亂の發端を始め、諸侯諸家のお家騒動から、小は太郎作や本兵衛の兄弟喧嘩に至るまで、日々の新聞を見ても判るやうに、これが其の原因となつたる場合が多いのであるが、此の醜い啞合を未然に防ぐには、人々が家督に關する法律上の事柄を知つて置くのが、何より近道でもあり、確實でもあらう。では其の家督相續は、一體どんな場合に起るかといふと

- 一、戸主が死亡した場合。
- 二、戸主が隠居した場合。
- 三、戸主が國籍を喪失した場合。
- 四、女戸主が入夫婚姻をした場合。
- 五、戸主が婚姻に依り其の家を去つた場合。
- 六、戸主が養子縁組の取消によつて其の家を去つた場合。
- 七、入夫が離婚した場合。

以上の外に家督相續といふことは、絶対に生じて來ないのちやが、時とすると此の家督相續權が、他から侵害されるやうな場合がある。その時には眞の權者が、その法定代理人から裁判所に訴へて、回復の請求をすればよい。尤もこれにも一定の期限があつて、相續權を侵害されたことを知つてから五年、相續が開始された時から二十年を経過すると、回復の請求權は無く

入夫婚姻
女戸主が婚
姻して入夫
を入籍せし
めること。

なるのである。

家督相続は法定の家督相続人に依つて爲されるのが、普通の順序であるが、若し法定の家督相続人のない場合は、被相続人から相続人を指定することが出来る。然し此の指定相続人は、一度び相続人として指定された以上は、絶對的に相続権を持つことに成るかと言ふと、決してさうではない。法律は指定相続人について次の如く限定して居る。

- 一、一旦指定された相続人も、其の後被相続人に實子が生れたり、養子をした場合は、その效力を失ふ。
- 二、指定相続人は死亡又は、隠居に依る家督相続の場合に限つて設けられる。
- 三、被相続者の意思に依つて、何時でも指定相続人を取消すことが出来る。

選定相続人
親族會で選
定した相続
人。

法定の家督相続人も、指定家督相続人もない場合は何うなるかといふと、この時は選定相続人を立てることになつとるが選定相続人は次に掲げる、條件の一つに該當する場合は、その相続権を奪はれるのである。

告訴

- 一、家督相続について被相続人又は、順位に在る者を殺し、又は殺さんとして處刑された場合
- 二、被相続人が他人に殺害されたことを知りながら、之を告訴しなかつた場合、尤もこの場合

犯人の處罰
を求めると。

は選定相続人が、是非の判別のつかぬ者とか、加害者が自分の配偶者であるとか、直系尊屬であつた場合は例外となつて居る。

- 三、詐欺又は脅迫によつて、相続に關する被相続人の遺言を妨害したり、取消したり、變更を妨げた場合。
- 四、相続に關する遺言状の偽造、變造、毀滅又は隠匿した場合。

毀滅
物の效用を
失はしめる
一切の行爲

ところで此の選定相続人なるものは、一體誰が定めるかといふと、先づ第一は被相続者の父といふことに成つとるが、實際上被相続者の父親が、現存して居ることは稀ぢや。次は被相続者の母親ぢやが、これも亦既に此の世に居ないとすると、最後は親族會が動き出して選定するのである。

それなら親族會は、どこからでも手頃な者を拾つて来て、それを選定相続人にしてよいかと言ふに、然うはいかん。これにも夫々順序といふものがあつて、先づ第一は戸主の配偶者といふことに成つとるが、配偶者といつても、その家付の娘でなくてはいかんのぢやから、條件はだいぶ難かしい。第二番は被相続者の兄弟ぢや。これは兄でも弟でも差支へないが、女の姉妹ではいかん。姉や妹は第三番目ぢや。それから第四番目は家付の娘でなしの、普通の女房

次は兄弟姉妹の子や孫といふ順序になるのぢや。

この邊まで来るなら、よもや相続人として選定すべき人だねの無いことは有るまいから、問題は、大抵解決されるであらうが、萬一被相続人の兄弟姉妹まで尋ねて、その人達も一人もなく又その子や孫たちも一人も無いとなつたら何うなるぢや。外の事なら面倒臭いといつて放つても置けるが、何さま家名が絶えるか絶えんかの重大事ぢやから、尋ねあぐんだからと言つて相続人を立てずに放つて置く譯に行かん。

そこで法律は根氣よく其の後をつゞけて、これらの中に選定すべき相続人のなかつた場合は更らに方向を轉換して、其の家にある直系尊屬中から、親等の最も近い者を選定し、さらにそれらの者さへ無い場合は、被相続人の親族、家族、分家の戸主、又は本家、若くは分家の家族中から、相続人を選定せよと規定しとる。なか／＼至れり盡せりといふ譯で、こゝまで探したら、どこかに一人や二人はこの法律の規定に適する者があるぢやが、若し尙ほそれらの中にも無い時は何うなるぢや。その時は親族會も仕方がない。どこの馬の骨でも牛の骨でも構はんから、成るべく骨附きの良さうのを引張つて来て、相続人に選定するまでぢや。

尙ほ相続については、實際問題として次のやうなものもある。最近或る辯護士の所へ或る日の

親族關係の
近い遠いの
關係。

こと、或る一人の青年がやつて来て——或る／＼づくしのやうぢやが、特に名前を預るため斯うして置く——相続の件について、先生に教へて頂きたいことが有るといふ話ぢや。何かと聞いて見ると、其の青年の言ふことには

「私は兄弟四人の長兄として生まれましたが、母が入籍前の出生子であるから、一時母の私生子として届け出をしました。それは明治三十年のことです。それから明治四十三年になつて父が認知した爲め、初めて嫡出子の身分を取得しました。ところが今度父が死亡したので、相続について問題が起つたのです、それは次の弟が明治三十七年生れですから、法律上からいふと此弟が相続すべきものださうですが、世間や親戚では、長兄の私を相続人として認めて居ります、然し弟としては、自分一人で全財産を取る考へらしいのです、先日私が多忙な爲め、父の死亡届を弟にさせましたが、申請する時弟は自分の名を記入して届出た程の徳義心のない奴です。私としては不幸にして親戚に相談をかける者もなく、父の葬儀萬端は私一人で、萬端始末をした次第です。」

此弟は私大の法科をやつて、今では或る會社に勤めて私共の行動を静観して居ります、父は何の遺言もなく、たゞ兄弟仲よくやれと、後事を私に託して死にました。私は三十九歳、弟は

お家騒動のもと

三十二歳です。妹二人は他家に嫁して、何れも圓滿に暮して居ります。この場合亡父の意思に副ふには、何うしたらよろしいでせうか

辯護士はこの男の話を聞いて、暫く何か考へて居つたが、やがて六法全書を前に置いて詳しく説明をした。

それに依ると私生子の認知は、子供の生れた時に遡つて、親子の關係を生ずるが、嫡出子の身分の取得については、此の男の場合のやうに、父母が婚姻中に認知した時は、民法第八百三十六條の第二項により、認知の際に嫡出子の身分を取得するもので、子供の出生の時には遡らんのぢや。

そこで相續の順位から言ふと、右のやうに認知に依つて嫡出子の身分を取得した者は、民法第九百九十條の第二項により、嫡出子の認知をした時に生れた者と看做されるのである。従つて弟が嫡出子として生れた明治三十七年には、私生子であつた兄の方は、嫡出子として認知されて居らなんだのぢやから、法律の上からは、まだ生れて居らんものとして取扱ひを受けねばならん。

右のやうな次第で、法律上の問題として論ずる時は、兄の方は弟を乗越えて、家督を相續す

る順位にはなつて居らんのぢや。

辯護士のこの説明を聞くと、訪ねて來よつた男は、えらく落膽した様子である。辯護士はその様子を見て、さらに言葉をつづけた。

「然し今いつたのは法律上の問題ぢや、が斯ういふ事は、法律一天張りでもいかん。法律だけでは一家の平和も保てず、人情に反したことも起りよる、こゝに人間としては人情づくめの、解決も必要となつて來るのぢや。お前さんの弟にしたところで、今が出世盛りの身の上ぢやし、殊に職務まである身としては、兄貴のお前さんを無視して、何も彼も自分の意思通りにやるといふ譯にも行くまい、世間や親戚の意嚮を裏切るやうな事をしたのでは、何うせその將來は面白くないまい、こゝは弟の勤めとる會社の重役なり、相當の人によく話して貰つて、理窟一天張りの解決ではいかん趣旨を、弟に十分話して貰つたらよからう、又お前さんとしては自分で出来るだけのことをして、最後の解決は天に任せる覺悟が必要ぢや、父祖の財産を貰はんからといつて、男として世に立つ道をも考へたがよい。兄弟の仲で互に譲り合ふ精神さへあるなら、亡き父上の意思に添ふことが出来るのぢや」

法律で固まつとるかのかの如く思はれとる辯護士から、こんな人情話を聞かされるのは、意外

であつたといふやうな顔をして、この男は辭し去つたが、後で聞くと弟の方もよく理解して巧く解決がついたといふことぢや。

然うかと思ふと又かういふのもある。夫婦二人きりで、戸籍の上では外に家族のない一家があつた。所で夫が死亡したので、妻が家督を相続し、女戸主となる筈ぢやつたが、この家督相続の手續きの終らん前に、他家に嫁入りして居つた夫の妹が、不縁に成つて兄の家へ復歸して來よつた。こんな場合親族會は、誰を相続人に選定してよいか、順位について疑問が起つて來る。

こんなのは誰しも迷ふ問題ぢや。普通からいふと、戸主の妹が相続すべきであるが、民法第九百八十二条に定めた順位によると、親族會が選定する家族は、相続の開始した當時を標準とすることに成つて居る。ところで此の一家の場合を考へると、夫が死亡して、相続の開始した當時は、妻一人だけが家族として存在しただけである。夫の妹は不縁になつて復歸したがこれは相続の開始した後のことであるから、妻が相続すべきものであつて、若し親族會が妹を相続人として選定しやうとするならば、裁判所の許可を受けなければ成らるのである。

判例 民法第九百八十二条第一號乃至第五號の順序に依り、家督相続人に選定せらるべき

家族は、相続開始當時を標準とし、その當時被相続人の家族たる者なることを要し、其の後離婚復籍に依り實家に於て有せし、家族たる身分を回復したる者の如きは、縦令親族會の選定以前に係る時と雖も、本條の所謂家族に非ずと解するを相當とす(昭和七年大審院判決)

參照條文 民法第九百八十二条、第九百八十三条、第八百七十五條。

一一 道樂息子の放逐 (廢嫡)

一方ではこれ程まで根掘り葉掘り、血眼になつて相続人を求めて居るかと思ふと、他の一方には又當然その家を繼ぐべき、法定の推定家督相続人を追出す場合があるのぢや。

法定の推定家督相続人といふのは男ならば長男、男の子のない家ならば長女のこと、現在の戸主が隠居したり、死んだりしよつた場合は、法律によつて當然相続人となる者と看做されとる者のことぢやから、どんな事があつても親御の跡目を繼がねばならんことに約束されとる譯であるが、いくら約束されとるからと言つて、其奴が相続したら最後、家の財産は滅茶々にされるのは判り切つとるか、忽ち家名に傷がつくとか言つた場合などは、人間一人と古い歴史を持つ一家とは代へられん。



然ういふ事情の下に行はれたのが、昔の勘當といふやつちや。

勘當の母は炬燵の中で泣き

どうせ勘當されるやうなドラ息子になると、親を親とは思つて居らん。早く親父の禿頭が燈つたらよい。さうなれば家の財産は残らず自分のもので、惚れた彼の妓を身請けする事は出来るし、飯より好きな博奕も打てるし、思ふ存分に出来るのだが、思へば邪魔つけなのは親爺だ。浮世は儘に成らんわいななど、罰當りな事ばかり考へとる。

それ程ちやから愈々勘當を言ひ渡されたとしたところで

「何んでえ、こゝ許りに日が照る譯ちやあるめ

えし、出て行けと言はんでも出て行つてやらア」と、親の許を離れることを貧乏神とでも別れるか何ぞのやうに、却つてサバくした氣で、後足で砂を引つけて飛び出す。

戸外は折からの雪降りちやが、そんな事には素より頓着はない。グツと彌藏を懐ろへ捻ぢ込み、鼻唄を歌ひながら威勢よく出かけて行くが、寒い筈の御本人が一向平氣なのに引きかへ、流石は子に甘い母親ちや、自分は炬燵の中に入つて居つて、少しも寒いことはない筈ながら、子供の行末を思へば自然に涙が流れる。然うした光景が時々展開されたものである。

今は勘當といふことは無いが、そんなら道樂息子といふ者も無くなつたかと言ふに、なかなか以て然うではない。ドラ息子の數は殖えてこそ居れ、減つて居らんのは事實ちや。さて然うした場合、これらの不孝者に對する親の制裁は何うかといふと、これが勘當に代る廢嫡といふやつちや。判り易く言ふなら、當然相續人として定つとる息子の權利を、裁判所へ訴へて剥ぎ取つて終ふことである。それでどんな場合に、この廢嫡騒ぎが起るかといふと、いくら親の光りは七光ちやからと言つて、親だけの考へから勝手次第に、ドン／＼廢嫡されたのでは、不良の息子にしても堪つたものでないから、法律は廢嫡の條件をちやんと規定して、息子達に對しては、この條件に觸れる行爲のないやうに、一方親たちに對しては、この條件以外の事では、

廢嫡
相續人たる
資格を奪ふ
こと（法律
上廢除のこ
と）

遺棄者
金銭を濫り
に使ふ者。

廢嫡は成らんと、双方を戒めて居る譯ぢや。でその條件といふのは

- 一、被相続人に對して虐待を爲し、又は之れに重大な侮辱を加へた場合。
- 二、疾病其の他身體又は精神の狀況に依り、家政を執るに堪へざる場合。
- 三、家名に汚辱を及ぼすべき罪に因りて刑に處せられた場合。
- 四、浪費者として準禁治産の宣告を受け、改悛の見込みなき場合。
- 五、其の他相続人を廢除すべき正當なる理由のある場合。

以上の如く示されて居る。ところで第二の場合については「法定推定家督相続人が不具者にして、父の家業を営み得ずとするも、他に相當の收入を得る道を講じ、且つ父の營業が祖先以來の家業にも非ざる以上は、其の相続を廢除するは正當の理由に非ず」といふ判例もあるし、第五の場合については意味が深長で、一々具體的な例を擧げることとは出来んが、兎も角家名を汚したり、親を泣かせたりする事ばかりして居つて、そいつを改めない場合は、廢嫡されるものと覺悟して居つてよい。赤い思想にかぶれて、警察のブラックリストに載るやうな事でもあれば、それは立派に廢嫡の理由に成るのぢや。若い者はこの點、特に注意をせんといかん。

三 争の種になる遺産の分配 (遺産相続)

家督相続では受ける者が一人ぢやから、戸主権と一しよに財産も全部相続するが、遺産相続に成ると受ける者が大勢あるから、財産のない場合は問題も起らんが、若し目星しい財産があるてえと、その間にいろいろの醜いゴタ／＼が起つて来る。それに就て第一に心得て置かねばならんのは、此の遺産なるものは、何ういふ順序によつて分配されるかといふ點ぢや。法律によると。

- 一、親等の異つた者の間では、其の近い者が先に取る。
- 二、親等の同等な者の間では、同一の順位で分配される権利がある。

と言ふことに成つて居る。例へば(一)の場合に就て言ふならば、或る家族のうちで、父が妻子を残して突然死亡したとすれば、第一に其の子供等が遺産を受ける権利があるが、この場合はその子が、他家へ縁付きして居つても、當然父の遺産を受けることに成るのぢや。

相続権のある者が、その権利を失つた時とか、相続人が無いとかの場合になると、第一は被相続人の妻、次は父母又は祖父母、第三は戸主の順位で遺産を受けるのぢやが、妻が遺産を受

遺産
死亡者の財
産。

争の種になる遺産の分配

けるのは、夫に子のない時に限つて居るのである。

時とする法律上遺産を受けける資格のない者が、無理押しの中に割り込んで来る例もあるし、然うかと思ふと當然遺産を受けける権利のある者が、茫乎りして居るために、馬鹿を見るやうな例もある。

故意
悪意に同じ

一、故意に被相続人又は遺産相続についての先の順位、又は同順位の者を殺したり、殺さんまでも殺さうとして處刑された者。

二、民法第六十九條の第二項と第五項に掲げられた者。

推定相続人
法律上相続人
と推定された者。

以上は遺産を受けられない事に成つとるが、中でも遺留分を持つとる推定相続人が、被相続者を虐待したり、重大な侮辱を加へた時この推定相続人の廢除を請求して、當然遺産を受けられる者の損害を免れるやうにせねばならん。

直系卑屬
自分より直
下する血族
例へば子孫
等の如し。

次に同じく遺産を受けるにしても、受ける者が大勢あるてえと、誰しも慾のない者はないから、成るべく自分の方へ餘計に取らうとして、分前のことで又ゴタ／＼が起つて來よる。それで法律はこの厄介なイザコザを無くさせる爲め、遺産の分前について次のやうに規定しとる。

一、同順位の相続人が多數あつた場合は、各相続人は一切平等に分配する。尤も直系卑屬が多
二、共同相続人の分前を定めるには、被相続人は遺言によつてすることも出来るし、第三者に委託することも出来るが、この場合はその被相続人や第三者は、遺留分の規定に従はなくては成らん。

三、被相続人から既に遺贈を受けたり婚姻、分家、養子縁組、廢絶家再興、生計の資として贈與を受けた者が、共同相続人中にあつた場合は、何うなるかといふと、遺留分にそれらの額を加へたものを相続財産と見積り、前に述べた算定により、相続分中から遺贈又は贈與資格を差引いた残りを其の者の所得分とする。

それであるから此の場合は、遺贈又は贈與額が、相続分の資格を超越したならば、受遺者や受贈者は相続分を受けられないことに成るのぢや。右のやうに被相続者は、遺言によるか第三者に委託して、遺産の分配方法を定めることが出来るのぢやが、この分配は五年以内を越えることを許さぬとか、死亡直後に分配することを禁

嫡子
正當の夫婦
間の子。
庶子
父の認知し
た子。
遺留分
被相続人が
法律上相続
人に與ふべ
き財産の限
度のこと。
遺贈
死亡後に物
を與れるこ
と。
相続分
相続した財
産。
受遺者
遺贈を受く
る者。
受贈者
贈與を受く
る者。

するとかの條件をつけることが出来る。これはその間に生ずる不正奸計を防ぐ精神から出たものぢや。

尙この遺産相続については、實際問題として次のやうな疑問が起ることがある。外でもないが、源兵衛は戸主を長男の源十郎に譲り、今では隠居の身の上ぢやが、若い時の不心得から、借金を山のやうに背負つて居る。それに對して財産はと言ふと、文字通りの無一物で、何一つ持つて居らん。若し源兵衛が冥土の客となつた曉、財産があれば遺産として源十郎始め他の子供達も、その分配に預ることは出来る譯ぢやが、何分前いふ通り財産は一文もなく、有るものは負債ばかりぢや、こんな場合子供たちは、その負債だけを相続して、支拂ふ義務が有るぢやるかといふ問題ぢや。

親が死亡した時は、子はその財産上の権利義務を承継するのが建前ぢやから、財産は一文もなく借金ばかり有つた場合は、相続人は氣の毒でもその借金を承継して、辨償せねばならん義務はある。然しぢや、一方からいふと遺産相続を、抛棄して相続人と成らんでもよいといふ抜道があるんぢやから、相続を抛棄するならば、親の借金も背負ひ込まんでもよいのである。

判例 遺産相続は被相続人の死亡によりて、當然開始するものにして、其の開始の時より

遺産相続人は、財産に関する被相続人の権利義務を包括的に承継するものとす、故に被相続人が死亡の當時、権利のみを有したる時は勿論、義務のみを負担したる場合と雖も、苟も財産権上の關係に屬するものなる以上は、相続人に於て遺産相続権を抛棄し、又は限定承認の意思表示を爲さざる限り、總て之れを承継すべきものとす（大正十年大審院判決）

参照條文 民法第九百九十四條、第一千一條、第一千二條、第一千七條以下。

四 遺言についての常識 (遺言)

遺言といふのは、その人が生前に、死んだ後の事を言ひ遺して置くことで、大抵は財産に関する事柄ぢやが、時とすると此の遺言に、混み入つた事情が仕込まれる場合がある。現に先年東京神田の或る旅館の主人が死亡した際、その遺言についてゴタ／＼が起り、デカ／＼と新聞にまで載せられたことがあつた。

大體遺言なるものは、本人が死んだ後に實行される事ではあるし、實行する時には本人はもう此の世に居らんから、所謂死人に口無しといふやつで、間違つて實行されたところで、それは間違つると言ふことは出来ん。

こゝが悪人共のつけめで、少しでも隙があると、いろ／＼な細工をして自分の利益を圖らうとする所から、遺言を中心にして、骨肉相食むやうな、世間體のわるい争ひが起つて來る譯ぢや。

片見分けそれから音信不通なり

といふ川柳があるが、今までは仲のよかつた兄弟たちが、親が死んでその片見分けのことから感情を損し、それよりは行來もせんやうに成るといふ、人情の弱點をよんだものぢや。

こんなイザコザを防ぐには、先づ遺言を確實有效なものにして置かねばならぬが、それについては遺言についての法律上の知識を一通り心得て置くことが必要ぢや。第一の要件としては遺言者は満十五歳以上の者でなくては成らん。満十五歳以下の者には、遺言をする資格は無いのぢや。次には遺言は、一定した方式によらねばならぬといふ事であるが、これには普通式と特別式との二通りがある。

普通式はさらに自筆書、公正證書、秘密證書の三通りに細別されて居つて、遺言するには特別の事情のない限り、この三つの中の何れかに依らねばならぬ。特別式といふのは文字の示す通り、特別の場合にだけ適用されるもので、それには

公正證書
公證人の作
つた證書。

重屬
軍人でなく
て軍に屬す
る人。

署名捺印
氏名を書い
て印を捺す
こと。

公證人
公正證書を
作る人。

一、死亡が危急に迫つた時。

二、傳染病のため交通が遮断されて居る時。

三、從軍中の軍人軍屬の場合。

四、艦船中にある人の場合。

この四つの場合が規定されて居る。

普通式の自筆證書といふのは、遺言狀の全文から日附氏名まで、残らず自筆で認め、その上に捺印したもので、若し證書中に變更した箇所があつた場合は、その旨を明記して署名捺印し他人の代筆は許されんのぢやが、時とすると之れに偽名偽印が飛出して、閱着の起ることが有るのぢやから、能く注意せんといかん。

公正證書に依る遺言狀は、二人の證人が立會の上で、遺言者が遺言の趣旨を公證人に話し、話された公證人はそれを筆記して、證人と遺言者に讀み聞かせ、各自それに記名調印するものであるが、前に例に引いた神田の宿屋の主人の場合は、公證人がその筆記を讀み聞かせた時、遺言者は頻りに首を横に振つて、それは間違つて居るといふ意思を表示したに拘らず、證人と公證人とが馴れ合ひで、無理押しにそのまゝ遺言狀として調印して終つたといふので、騒ぎが

大きくなつたのちや。

廣い世間には然ういふ例もあらうから、かういふ場合は餘程注意せんと、遺言者の意思不徹底から、後日に至つて悶着の種となるのである。最後の秘密證書の方式としては

- 一、遺言者が證書に記名捺印すること。
- 二、遺言者自ら證書を封じ、證書に使用した印で封印すること。
- 三、遺言者は二名の證人、一名の公證人の前にこの封書を提出して、間違ひなく自分の遺言状であること、それを認めた者の氏名住所を告げること。
- 四、公證人はその證書の提出月日、遺言者の申立等を別紙に記載して、それに遺言者と證人の記名調印をせしめること。

以上がその條件として規定されとるが、この場合はこれらの條件が残らず具つて居らんでも自筆證書の方式が備はつて居りさへすれば、自筆證書として効力が生ずるのである。

ところで問題となるのは、既に物も言へんやうに成つとる病人が、この秘密證書を作るには何うすればよいかといふ事ぢやが、この場合は遺言者は公證人と證人の面前で、その證書が自分の遺言状に違ひないこと、筆者の氏名住所とを別紙に自書し、その上公證人が遺言者は右

立會人
或る行為を
する場合に
立會ふ人。

未成年者
二十歳以下
の者。

禁治産者
禁治産の宣
告を受けた
者。

受遺者
遺贈を受け
た人。

確認
裁判所で認
めること。

の方式を正當に履んだ旨を別紙に認め、本人の申述に代へるのである。

遺言の場合の立會人も、情實關係があると、後日飛んでもない間違を起すことに成るから、法律は次の條件の一に該當する者については、證人として立會ふことを禁止して居る。

- 一、未成年者。
- 二、禁治産者と準禁治産者。
- 三、遺言者の配偶者。
- 四、推定相続人、受遺者、受遺者の配偶者及び直系尊屬。
- 五、公證人の同居人、公證人の直系血族や書生や雇人。

以上で普通式の遺言状に就ては判つたであらうから、次に特別式の場合を述べやう。
先づ第一は死亡が危急に迫つた場合ぢやが、この時には三人以上の證人が立會ふことになつとる。そして其の中の一人が遺言の趣旨を口授し、他の一人はそれを筆記した上、遺言者と各證人に読み聞かせ、各證人はその筆記の正確であることを承認して記名調印するのぢやが、これは遺言の日から二十日以内に、證人の一人か利益關係者から申請して、裁判所の確認を得んことには効力は發生せんことに成つとる。



検認
遺言書を裁
判所で調査
すること。

従軍中の軍人や軍属の場合は、將校又は相當官が一人(無い時は准士官又は下士官)證人が二人以上立會ひ、若し病氣や負傷のため入院しとる場合は、病院の醫師が前の將校や相當官に代るのである。

艦船中にある人の場合は、將校又は相當官一人と、證人二人以上又は、船長、事務員一人と證人二人が立會ふ必要がある。

遺言状を保管しとる者とか、それを發見した者は、相續開始直ちに裁判所にその遺言状を提出して、一應檢認して貰はんといかん。この場合封印のあるものは、相續人とかその代人の立會ひの上でなくては、裁判所でも開封はしない尤も公正證書となつた遺言状ならば、裁判所の

檢認は必要はない。

遺言状を勝手に開封したり、破つたりした者は、二百圓以下の過料となつとるが、悪い奴になりよると、遺言状が自分に不利益と思ふと、無斷で開封したり、改作したり、隠したりするため、権利のある者が思はぬ損害を蒙つたり、損害は蒙らぬまでも、長々と裁判などのため無用の時日を浪費するやうな結果を招くから、關係者はよく注意せねばならん。

五 都合のよい家督相續 (限定承認)

民法第千十七條には「相續人は自分のために相續が開始した事を知つた時から、三箇月内に單純承認をするか、限定承認をするか、又は相續の拋棄をしなければならぬ」と規定して居る。

限定承認
相續した財
産の範圍で
被相續人の
權利義務を
相續するこ
と。

相續が開始するとは、親父が死んだ爲め、自分が家督相續をせねば成らん立場になつたとか戸主でないお袋が死んで、遺産相續をするとかいふ場合のことぢや。

この時相續人たる者は、一應親の財産を調べて見て、借金も財産も残らず一しよに引繼ぐか制限を加へて承繼するか、それとも全部拋棄するか、何れかに態度をきめることに成るのぢや

被相続人
相続される
人、相続人
の反対の人
單純相続
相続人が被
相続人の權
利義務を一
切相続する
こと。

都合のよい家督相続

が、被相続人の權利義務を、一切合切残らず無條件で引き継ぎ、財産も相続する代りに、借金も全部背負ひ込むのを單純承認と言つて居る。

三六四

昔の慣例では家督相続といへば、殆ど皆が皆まで此の單純承認であつたから、親が死んで子が相続する場合は、財産は鼻糞ほどしか無いのに、借金だけは山のやうに有つても、相続人は否應なしに、その借財を残らず引受け、一生これが爲めに苦しまねばならなかつた。

親の因果が子にめぐると言つて終へばそれまでぢやが、何んぼ親の光りは七光りぢやからと言つて、親の借財のため子まで苦しめるといふ事は、人道的に見ても餘り不愜であるし、理窟から言つても不合理ぢや。そこで今の法律はこの矛盾を無くするため、限定承認といふ項目を設けて居るのぢや。

それでは限制承認とは何かと言ふと、例へば親の財産が一萬圓で、借金は十萬圓あつたとした場合、これを相続する者が、借財の方を財産の限度で相続することぢや。詰り財産は一萬圓しか無いに依つて、借財の方も一萬圓だけ引受け、後の九萬圓は負擔しないといふ相続の仕方である。

債權者

従つて債權者の方は、貸金の一割を請求する權利しか無くなるのぢや。債權者が數人あれば

或る行爲を
要求する權
利ある人。

各債權者とも平等に、その債權額の九割を抛棄して、一割づゝだけしか取れなくなるのぢやから、限定相続をされては債權者の方は助からんが、相続人にすれば財産以上に、親の借金まで引受けなくても済む譯ぢやから、至つて都合のよい事になるのである。

それで限定承認をするには、何ういふ手續を取るかと言ふと、相続人は自分のために相続が開始したことを知つたら、其の時から三箇月以内に財産目録を作り「限定承認申述書」を裁判所へ提出するのぢや。

裁判所はそれに依つて色々取調べた上、限定承認許可の宣告を與へるから、その宣告のあつた日から五日以内に、相続者は一切の相続債權者に對し、限定承認をしたこと、一定の期間内(三箇月以内)に、其の權利を申出るべく、若し申出のない場合は、辨濟を受ける事が出来なくなるであらう事を公告せねばならん。

公告の方法に就ては、法律に何んの規定もないが、普通は新聞廣告が利用されて居る。

次の相続抛棄は文字に依つて示されとる通り、權利を抛棄して相続を御免蒙ることぢやが、法定の家督相続人はいくら厭でも、抛棄することは出来ん。遺言などに依つて指定された指定家督相続人と、親族會等によつて選定された選定家督相続人に限つて抛棄することが出来るの

相続抛棄
相続する權
利を抛棄す
ること。

都合のよい家督相続

三六五

で、その手続は自分のために相続が開始した事を知つた時から、三箇月以内に裁判所に對し、相続放棄の申述をすればよいのである。

六 遺留分といふこと (遺留分)

親父の後を長男が相続すれば、その財産も借財も、其の他の権利も残らず長男が受けつく譯ぢやが、親の身に成つて見れば、長男よりも二男三男が可愛い場合もあらうし、姪や甥に財産を分けてやりたいと思ふ場合もないではない。

そこで自分の思ふままに、借金や其の他の権利は惣領に譲つて、財産だけを勝手に處分したと成つたら何うなるぢやろ。家督を相続した長男の側から言へば、借金だけを貰つて、財産を一文も譲つて貰へんと言ふのでは甚だ困る。況して家督を相続すれば、戸主として家族を扶養したり教育する義務もあれば、祖先も祭らねば成らぬ。その他一家を支へて行くには、いろいろの負擔がある。そいつを無財産で押し切つて行くのは容易でない。

折角親に財産がありながら、そいつを残らず二男三男や其の他の者に分配されてしまつて、負擔だけ背負はされたので助からない、と言ふことに成る。そこで法律は、かゝる場合の不公平

を無くさせるために、被相続者は相続者に對して、是が非でも残してやらねば成らぬ財産の額をきめて居る。これが遺留分といふやつで、被相続者はいくら自分一生の間に、汗水垂らして溜め込んだ財産でも、この遺留分だけは手をつけることは出来んことに成つて居る。遺留分を差引いた残りの財産については、勿論被相続者の方で誰に分けてやらうと、何處へ寄附しやうと、陸軍省へ献納しやうとそれは勝手ぢや。

所で、そんなら法律で定められて居る遺留分の額は、何うなつて居るかといふと

- 一、相続人が子又は孫の場合は、相続財産の二分の一。
- 二、相続人が其他の者の場合は、相続財産の三分の一。

と言ふことに成つて居る。例へば被相続者に十萬圓の財産があつて、それを子や孫が相続する場合、五萬圓だけは被相続者の方で、遺留分として是非とも相続人の方へ残して置かねばならんが、相続人が被相続者の兄弟や、甥や、其他の遺言による家督相続人の場合は、十萬圓の三分の一だけを遺留分として残り、残りの三分の二は自分で勝手に處分してよいのである。

ところで時とすると、被相続人の方で此の遺留分を害してまで、他の者に贈與や遺贈することがありよる。此の場合はそれが故意でやつたことであらうと、法律を知らずにやつた事であ

遺留分
数量を減ず
ること。

遺留分といふこと

らうとの區別なく、相続してから一年前までの贈與や減殺ならば、相続人の方から減殺された部分を請求することが出来るのである。

尤も遺留分権利の誰にあるかは、相続が開始されてから始めて判ることやから、この権利の発生せん前ならば、自分の財産を賣り飛ばさうと、抵當に入れやうと、それは財産所有者の自由であつて、誰からも文句を言ふことは出来ない。

贈與は相続開始前一年間内に爲されたものに限つて、相続財産價格に算入されんことに成つとるが、中には贈與者と被贈與者とがダルに成つて、遺留分の権利者に損害を與へることを知りつゝ、此の贈與を行ふことがある。例へば戸主が死亡の二三年前に於て、自分の死亡後、養子である所の相続人に、財産を與へたくない所から、全財産の半分以上を、他家へ嫁入りしとる實子に、贈與して終つたといふ類ぢや。

これなんか悪意を以て、遺留分の権利を害したことは明かだ、いよく戸主が死亡したとなると、相続人は被贈與者から、遺留分の権利のある程度まで、贈與した部分を取得する可能はあるんぢやが、それまでに贈與を受けた者が、その財産を消費して終つたのでは何んにも成らんことになるから、この邊は注意せねばならぬのである。

被贈與者
被相続人か
ら財産を買
つた者。

偽裝賣買
眞實でない
賣買をする
こと、嘘の
賣買。

又贈與を公然とやつたのでは、自然目につくといふ考へから、假裝賣買で誤魔化したたり、法外な安値で賣却して、財産を相続人以外の名義にするやうな場合もある。これも遺留分権利の侵害ぢやから、権利者は之れを請求し、時價に換算して、償還を受ける権利を主張してよいのぢやが、この減殺の請求権は、相続や贈與のあつたことを知つてから一年、相続開始から十年を経過すると、時効によつて消滅するのである。

以上で相続の事は一通り述べ盡したやうに思ふが、實際問題として此の外にも、いろ／＼と疑問が生ずる事も有るぢやから、何か然うした疑問を抱いとる人は、この際遠慮なく尋ねさつしやう。

七 相続上疑問の數々 (相續)

一、早速お尋ねしますが、私の知人で秦野芋助は、女房のお豆とたつた二人きりで暮して居ります。親類は有りますが子供は有りません。芋助が死んだら親戚から、相続人が入るであらうが、芋助にすれば親戚の者よりも、自分の死後は女房のお豆さんを相続人になりたい考へであります。何うすれば芋助の望みが叶ふでせうか。

相續上疑問の數々

それは何でも無い事ぢや、芋助君にもお豆さんにも、法定の家督相続人といふ者は無いのぢやから、芋助君が生きて居るうちに、自分が冥土へ旅立つた後は、お豆さんに後を譲る意思を表示する爲め、お豆さんを指定家督相続人として、市町村長に届出て置きさへすれば、芋助君に萬一のことがあるとしても、親類人を選定する必要もなく、芋助君の思ふ通りお豆さんが相続をすることに成るのぢや。

尤もお豆さんが相続して女戸主となつてから、直ぐ養子を貰つて置かんと、お豆さんが死んだ後は、秦野家は絶家とならねばならんから、此の點は芋助君夫婦もよく考へて置かんといかん。

一、玉郷君子さんは先年亭主に死に別れたが、其の後は女戸主となつて、一人娘の飛子さんを育て來よりましたが、一昨年私の世話で横坂蟹三といふ者が、此の君子さんの所へ入夫婚姻をなし、同時に蟹三が戸主となりました。所が同棲二年で蟹三と君子さんの折合ひがうまく行かんで、此の度協議上離婚して、蟹三は實家へ歸つてしまひました。君子さんの家は誰が相続することに成りませうか、娘の飛子は本年十七に成つて居りますが、君子さんは自分が再び女戸主に成る積りで居ります。

入夫婚姻
女戸主が夫
を迎へるこ
と。

復籍
元の戸籍に
戻ること。

遺産
家族の遺し
た財産。

こんなのは娘の飛子さんが、相続をするのが順當ぢや。蟹三君が入夫婚姻によつて、玉郷家の戸主となつた時、飛子さんと蟹三君とは繼父子の間柄ぢやが、矢張り親子の關係が生じたのぢやから、この時から飛子さんは法定の、推定家督相続となつた譯ぢや。

入夫の蟹三君が君子さんと離婚をすると家督相続が開始して、飛子さんは蟹三君の離婚復籍と同時に、家督を相続したのである。

尤も君子さんが初め、蟹三君と入夫婚姻をしようとした時、特別の意思を表示して、蟹三君を戸主にせず、自分で女戸主で居つたなら、離婚しても相続は開始せんから、君子さんは従前のまゝで女戸主となつて居られるのぢや。

尙ほ家督相続は、この話の飛子さんの場合のやうに、相続開始の事實があつた時、それと同時に開始されるのぢやから、飛子さんは戸籍吏へ相続届はせんでも、既に相続をして居ることになるのである。

一、田中加賀司はとうに戸主を俸の鳴夫に譲り、隠居の身分となつて居つたが、この度病氣のため死亡しました。五千圓ばかり遺産が銀行に預けてあるところから、それを廻つて問題が起つたのです。外でも有りませんが、現在の戸主の鳴夫の外に、もう一人の男の子と娘があ

相続上疑問の數々

ります。二男坊は今も戸主の家にゴロついて居りますが、娘の方は他家へ嫁入して居ります。こんな場合他家の人となつて居る娘の方へは、隠居の遺産は少しもやらなくてもよいものでせうか。

家督相続は一人の者が相続しよるが、遺産相続となると、相続人は何人あつても構はんばかりでなく、その相続人も、被相続人の家族で無くては成らんといふ譯ではないのぢやから、それらの者が被相続人の直系卑屬である以上は、皆遺産相続人となるのぢや。

二男坊は戸主である兄の家にゴロついて居るといへば、まア食客のやうなものぢや、それに引かへて娘さんの方は、別に家庭を作つて、チャンと生活をして居るのぢやから、一寸考へると父の遺産は、二男坊へ多くやつて獨立させたがよいやうに思はれるが、法律の上では遺産の相続は、二男も他家に嫁入つて居る長女も同順位ぢやから、一方が一千圓貫ふなら他の一方も、矢張り一千圓貫へるといふことに成る譯である。

この話のやうな場合は、財産上の権利を相続するのぢやから、二男坊にも娘さんにも幸せぢやが、廣い世間にはこんなばかりは無い。遺産どころか親は死んでも、借銭ばかり残つて居るといふのもザラに有りよる。こんな場合は何うなるかといふと、子供達には遺産を相続

直系卑屬
自分より目
下の親族。

順位
順序と云ふ
に同じ、順
番のこと。

拋棄
權利を取得
せずに打捨
てる。

する権利があると同様に、親の借財をも辨済する義務を負ふことに成るのぢや。貰ふものなら貰つて、出すものは出さんといふのでは、餘り虫のよい話ぢやから、法律上は然ういふことに成つて居るのであるが、こんな時には如才なく、遺産相続を拋棄してしまへば、借財辨済の義務は脱れることに成つて居る。

一、山坂迪に冷助と清吉の二人の男の子があります、冷助は長男で清吉は冷飯食の二男です。山坂家には田畑併せて六町歩程の不動産があります、當り前なら此の財産は、大方長男の冷助のものに成る譯なんです、親父さんの迪は長男よりも次男が可愛いのです。別にどうかうといふ深い事情は無いのですが、長男は惣領の甚六といふやつで、人間が少しポーツとして居ります。ポーツとして居るからと言つて、馬鹿や阿呆の口ではありません、たゞ平凡な男なのです。

それに引かへて次男の清吉は人物がしつかりして居つて、ツ一と言へばカーと答へるやうな抜目のない才子です。それで世間の人は、冷助は親に似て凡くらだが、清吉さんは偉い、薦が鷹を生みよつたなど、褒めるのか貶すのか判らんことを言ひます。

親父さんもそんな事から、次男の清吉さんばかりを可愛く思ふのかも知れませんが、此の頃

財産の三分の二ほど清吉に與へ、登記までして名義を書替へてしまひました。その爲め長男である冷助さんの相続する財産が、大變少くなつた譯です。冷助さんは凡くらでも、前に申したやうに阿呆では有りませんから、自分でも之れでは困るといつて、親父さんのすることに不平を抱き、何とかして將來相続する財産を、保護する方法はないものかと、私に相談があつたのですが、私とて法律家で無いから、とんと判らないのです。そこで一つ、其の方法があれば教へて頂きたいと思ふのですが。

これも世間には能くある問題ぢや。民法第百三十四條を見ると「遺留分権利者及び其の承継人は、遺留分を保全する必要なる限度に於て、遺贈及び贈與の滅殺を請求し得る」旨が規定してあるから、相続人の地位にある者は、相続の開始前でも尙ほ、遺留分を保全し得られる譯ぢや。

然し相続人が遺留分に對する權利を有する爲めには、相続が開始されねばならんから、遺留分の滅殺請求權といふものは、相続の開始した後でなくては得られん譯で、相続前にはこの請求は出來ないのである。

それぢやから今のお話なんかは、人情からいふと大變不都合のやうでも、相続開始前までに

遺留分 相続人が法律上受くべき財産の部分。
遺贈 遺言に依つて財産を贈ること。
滅殺請求權 遺贈又は贈與した財産を減少せしめること。

める請求權

假登記 本登記でない假りの登記。

被相続人である戸主の財産が、今よりも殖えんとも限らんから、相続が開始しなければ、遺留分の額がどれ程であるかも知らんし、從つて戸主の迪氏が二男の清吉君に與へたものが、遺留分を侵害しとるか何うかといふことも不明ぢや。それで相続開始前に於て、遺留分を保全するために假處分をしたり、假登記をしたりする譯にはいかん。

詰るところは長男の冷助君は、今のところ相続開始前にはたゞ、將來相続が開始した時に至つて、遺留分滅殺權を取得するといふ、一つの希望を持つて居るといふに過ぎんことに成る譯ぢや。何うも今どうするといつて、これといふ方法は無いやうに思はれる。

一、私は本年二十四歳に成る處女で御座いますが、家庭は非常に複雑して居ります。先づ祖母が在世して居て、それが七十歳以上になつて居ます。父は五十六歳の母は四十七歳です。父は祖母の一人娘の所へ婿養子に來たのですが、三年後にその娘は一人も子供を生まずに病死し、その後今の私の母が嫁に參りました。現在の所私を頭に七人の子が居ります。ところが祖母と父母と意見が合はぬため、家庭に始終風波が絶えません。それで父母は別居して、もう十八年になります。私は二歳の時から祖母の養育を受け、祖母の許に居りますが、弟妹は皆父母の許にゐます。父母は現在自身の營業をして、何の不自由もなく暮し